
富士見市地域防災計画

令和7年3月

富士見市防災会議

富士見市地域防災計画 目次

第Ⅰ部 総則編

第1章 策定方針	1-1
第1節 目的	1-1
第2節 計画の位置付け	1-1
1 地域防災計画の策定	1-1
2 防災会議	1-1
3 地区防災計画の位置付け	1-2
第3節 防災計画の構成と内容	1-3
第4節 上位計画との関係及び計画の検討並びに修正	1-5
1 埼玉県地域防災計画との関係	1-5
2 計画の検討及び修正	1-5
第5節 防災計画の周知徹底	1-5
第2章 市域の災害危険性の総合的把握	1-6
第1節 市の特質的な災害要因	1-6
1 地形・地質条件	1-6
2 土地利用の特性	1-6
第2節 災害履歴	1-7
1 地震災害	1-7
2 水害	1-7
3 雪害	1-7
第3節 地震被害想定	1-8
1 地震被害想定調査の概要	1-8
2 想定条件	1-8
3 本計画で想定する地震	1-10
4 予測される被害の概要	1-11
第4節 水害被害想定	1-23
1 災害要因	1-23
2 被害想定	1-23
第5節 その他の災害被害想定	1-24
1 災害要因	1-24
2 その他の災害の種類	1-24
3 被害想定	1-25
第3章 防災施策基本方針	1-26
第1節 基本理念	1-26
第2節 災害に強いまちづくり	1-26
1 災害に強いまちづくりの方針	1-26
2 業務継続計画の策定	1-27
第3節 災害に強いひとづくり	1-29
1 条件整備と人材育成	1-29
2 防災教育	1-29
3 防災訓練	1-31
第4節 災害に強い体制づくり	1-33
1 市民、ボランティア、企業・事業者、行政が連携した防災体制の確立	1-33
2 自主防災組織の育成	1-34
3 避難行動要支援者支援体制の確立	1-35
4 災害情報ネットワークの構築	1-38
5 広域応援体制の確立	1-38

6 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑化	1-40
第4章 防災・危機管理組織	1-42
第1節 富士見市防災会議	1-42
第2節 関係機関の処理すべき業務の大綱	1-42
1 指定地方行政機関	1-42
2 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）	1-44
3 県の機関	1-45
4 警 察	1-46
5 消防機関	1-46
6 指定公共機関	1-47
7 指定地方公共機関	1-47
8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者	1-48
第3節 消防機関	1-49
第4節 市民、町会・自主防災組織、事業所等による組織	1-50

第Ⅱ部 震災対策編

第1章 震災予防計画	2-1
第1節 災害に強いまちづくりの推進	2-1
1 土地利用の適正化	2-1
2 建築物等の耐震化	2-1
3 危険要因の点検と改善	2-1
4 情報発信手段の確保	2-2
5 ライフライン対策	2-3
6 延焼防止対策	2-5
7 応急危険度判定体制の整備	2-5
8 緊急輸送ネットワークの整備	2-5
9 地盤災害の予防	2-6
10 停電対策	2-7
11 気象庁の発表する情報等の普及・啓発	2-7
第2節 要配慮者の安全確保の推進	2-9
1 社会福祉施設利用者の安全確保	2-9
2 在宅者の安全確保	2-10
3 外国人の災害対応力向上対策の推進	2-11
第3節 避難計画	2-12
1 避難計画の策定	2-12
2 避難場所の指定	2-13
3 市民への周知	2-14
第4節 帰宅困難者対策	2-15
1 帰宅困難者の定義	2-15
2 住民等への啓発	2-15
3 関係機関との連携	2-15
4 情報発信手段の確保	2-16
第5節 備蓄計画	2-17
1 供給対象者数の把握	2-17
2 備蓄方法及び基準	2-17
3 中央防災センターの整備	2-18
第6節 医療計画	2-19
1 救急救助体制の整備	2-19
2 初期医療体制の整備	2-19
3 後方医療機関との連携	2-19
第2章 震災応急対策計画	2-21
第1節 初動体制	2-21
1 災害対策体制	2-21
2 災害対策本部組織	2-22
第2節 情報の収集・伝達計画	2-24
1 情報の収集	2-25
2 情報の伝達	2-25
第3節 広報広聴対策	2-28
1 災害時の広報	2-28
2 災害時の広聴活動	2-29
第4節 避難活動	2-30
1 避難指示等の発令	2-30
2 市民の避難	2-32

3 避難者の誘導	2-33
第5節 避難所の開設・運営	2-34
1 避難所の設置基本方針	2-34
2 避難所の開設	2-34
3 避難所の運営	2-35
4 管理運営	2-37
5 復旧・復興期における避難所管理	2-37
第6節 救助・医療対策	2-38
1 救助活動	2-38
2 医療救護活動	2-38
3 災害救助法が適用された場合の措置	2-39
第7節 道路等障害物除去対策	2-40
1 障害物の除去	2-40
2 障害物除去の方法	2-40
3 市内建設業者等の協力	2-40
第8節 緊急輸送対策	2-42
1 輸送対象	2-42
2 車両による輸送（道路交通が確保されている場合）	2-42
3 ヘリコプターによる輸送	2-43
4 水路による輸送	2-44
第9節 生活支援物資供給対策	2-45
1 食料の確保・供給	2-45
2 飲料水の確保・供給	2-46
3 生活必需品等の確保・供給	2-48
第10節 環境衛生対策	2-50
1 廃棄物処理対策	2-50
2 防疫活動	2-53
第11節 行方不明者の捜索、遺体収容及び埋葬対策	2-54
1 行方不明者の捜索	2-54
2 安否不明者等の氏名等の公表	2-54
3 遺体の処理・収容	2-54
4 遺体の埋・火葬	2-55
第12節 公共施設等の応急対策	2-56
1 公共建築物の応急対策	2-56
2 危険物取扱施設の応急対策	2-57
3 家畜及び畜産施設の応急対策	2-58
4 上水道施設の応急対策	2-59
5 下水道施設の応急対策	2-60
6 道路交通施設の応急対策	2-60
7 鉄道施設の応急対策	2-61
8 電気施設の応急対策	2-62
9 ガス施設の応急対策	2-64
10 電気通信設備の応急対策	2-65
第13節 帰宅困難者対策	2-68
1 市内に滞在する帰宅困難者への対応	2-68
2 駅周辺の混乱防止対策	2-68
3 一時滞在施設の確保	2-68
4 徒歩帰宅者への支援	2-69
5 災害救助法の適用検討	2-69
6 情報提供等	2-69

第14節	文教対策	2-71
1	下校・休校等の応急措置	2-71
2	応急教育の実施	2-72
3	教材、学用品等の支給	2-73
4	給食に関する措置	2-73
5	学校施設の衛生管理	2-74
6	学校施設の緊急使用	2-74
7	文化財・郷土資料の応急対策（第IV部 第6章 文化財災害対策 参照）	2-74
第15節	社会福祉施設対策	2-76
1	高齢者福祉施設・障がい者福祉施設	2-76
2	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等（公立・民間）	2-76
第16節	避難行動要支援者等の安全確保対策	2-78
1	高齢者、障がい者等の避難対応	2-78
2	乳幼児への対応	2-78
3	外国人等への対応	2-79
第17節	災害ボランティアの受入れ計画	2-80
1	受入れ体制の確保	2-80
第18節	警備・交通対策	2-81
1	警備対策	2-81
2	交通対策	2-81
第19節	ペット動物への対応	2-83
1	被災地域における動物の保護	2-83
2	避難所における動物の適正な飼養	2-83
3	情報の交換	2-83
4	その他	2-83
第3章	震災復旧・復興計画	2-84
第1節	災害復旧事業計画	2-84
1	災害復旧事業計画の策定	2-84
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	2-84
3	災害復旧事業の実施	2-86
第2節	住宅の復旧対策	2-87
1	応急危険度判定の実施	2-87
2	罹災証明書の発行	2-88
3	応急仮設住宅の設置	2-88
4	既存住宅等の利用	2-89
5	住宅の応急修理	2-89
6	住宅関係の障害物除去	2-90
第3節	生活再建等の支援	2-92
1	被災者の生活確保	2-92
2	被災者への融資	2-96
3	その他支援	2-96
第4節	関係法の適用手続き	2-98
1	激甚災害の指定	2-98
2	災害救助法の適用	2-99
第5節	計画的な災害復興	2-101
1	災害復興対策本部の設置	2-101
2	災害復興計画の策定	2-101
3	災害復興事業の実施	2-101

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	2-102
第1節 趣旨	2-102
1 計画策定の趣旨	2-102
2 南海トラフ臨時情報の伝達	2-102
3 市民等へのよびかけ	2-104

第Ⅲ部 水害対策編

第1章 水害予防計画	3-1
第1節 災害に強いまちづくりの推進	3-1
1 水害予防対策の現況と課題	3-1
2 土地利用の適正化	3-1
3 水防施設等の維持	3-1
4 危険要因の点検と改善	3-2
5 情報発信手段の確保	3-2
6 ハザードマップの公開	3-2
7 ライフライン対策	3-2
8 緊急輸送ネットワークの整備	3-3
9 停電対策	3-4
10 日常の水害対策	3-4
第2節 要配慮者の安全確保の推進	3-5
1 社会福祉施設利用者の安全確保	3-5
2 在宅者の安全確保	3-6
3 外国人の災害対応力向上対策の推進（震災対策編 参照）	3-6
第3節 避難確保計画（避難計画）	3-7
1 避難確保計画（避難計画）の策定	3-7
2 避難場所の指定	3-9
3 市民への周知（震災対策編再掲）	3-10
第4節 帰宅困難者対策	3-11
1 帰宅困難者の定義	3-11
2 住民等への啓発	3-11
3 関係機関との連携	3-11
4 情報発信手段の確保	3-12
第5節 備蓄計画	3-13
1 新河岸川河川防災ステーション	3-13
第6節 医療計画（震災対策編 参照）	3-14
第2章 水害応急対策計画	3-15
第1節 初動体制	3-15
1 災害対策体制	3-15
2 災害対策本部組織	3-18
第2節 情報の収集・伝達計画	3-20
1 情報の収集	3-20
2 情報の伝達	3-20
3 気象情報等の収集・伝達	3-22
4 被害情報の収集・伝達	3-27
第3節 広報広聴対策	3-29
1 災害時の広報	3-29
2 災害時の広聴活動	3-30
第4節 水防活動	3-31
1 河川の巡視・警戒	3-31
2 水防活動	3-31
3 避難のための退去の指示	3-31
第5節 避難活動	3-32
1 避難指示等の発令	3-32
2 市民の避難	3-34

3	住民の一時集合場所等	3-35
4	避難者の誘導	3-35
第6節	避難所の開設・運営	3-37
1	基本方針	3-37
2	避難所の開設	3-37
3	避難所の運営	3-37
4	管理運営	3-40
5	復旧・復興期における避難所管理	3-40
第7節	救助・医療対策	3-41
1	救助活動	3-41
2	医療救護活動	3-41
3	災害救助法が適用された場合の措置	3-42
第8節	道路等障害物除去対策	3-43
1	障害物の除去	3-43
2	障害物除去の方法	3-43
3	市内建設業者等の協力	3-43
第9節	緊急輸送対策	3-45
1	輸送対象	3-45
2	車両による輸送（道路交通が確保されている場合）	3-45
3	ヘリコプターによる輸送	3-46
第10節	生活支援物資供給対策（震災対策編再掲）	3-48
1	食料の確保・供給	3-48
2	生活必需品等の確保・供給	3-49
第11節	環境衛生対策	3-52
1	廃棄物処理対策	3-52
2	防疫活動（震災対策編再掲）	3-55
第12節	行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬対策（震災対策編再掲）	3-56
1	行方不明者の搜索	3-56
2	遺体の処理・収容	3-56
3	遺体の埋・火葬	3-57
第13節	公共施設等の応急対策（震災対策編再掲）	3-58
1	公共建築物の応急対策	3-58
2	危険物取扱施設の応急対策	3-58
3	家畜及び畜産施設の応急対策	3-60
4	下水道施設の応急対策	3-60
5	道路交通施設の応急対策	3-61
6	鉄道施設の応急対策（震災対策編 参照）	3-61
7	電気施設の応急対策（震災対策編 参照）	3-61
8	ガス施設の応急対策（震災対策編 参照）	3-61
9	電気通信設備の応急対策（震災対策編 参照）	3-61
第14節	帰宅困難者対策（震災対策編 参照）	3-62
第15節	文教対策	3-63
1	登校・下校・休校等の応急措置	3-63
2	応急教育の実施	3-65
3	教材、学用品等の支給	3-65
4	給食に関する措置	3-66
5	学校施設の衛生管理	3-66
6	学校施設の緊急使用	3-67
7	文化財・郷土資料の応急対策（第IV部 第6章 文化財災害対策 参照）	3-67
第16節	社会福祉施設対策	3-68
1	高齢者福祉施設・障がい者福祉施設	3-68

2 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等（公立・民間）	3-68
第17節 避難行動要支援者等の安全確保対策	3-70
1 高齢者、障がい者等の避難対応	3-70
2 乳幼児への対応	3-70
3 外国人等への対応	3-71
第18節 災害ボランティアの受入れ計画（震災対策編再掲）	3-72
1 受入れ体制の確保	3-72
第19節 警備・交通対策	3-73
1 警備対策	3-73
2 交通対策	3-73
第20節 ペット動物への対応（震災対策編再掲）	3-75
1 被災地域における動物の保護	3-75
2 避難所における動物の適正な飼養	3-75
3 情報の交換	3-75
4 その他	3-75
第3章 水害復旧・復興計画	3-76
第1節 災害復旧事業計画（震災対策編再掲）	3-76
1 災害復旧事業計画の策定	3-76
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	3-76
3 災害復旧事業の実施	3-78
第2節 住宅の復旧対策	3-79
1 住宅の被災調査・罹災証明書の発行	3-79
2 応急仮設住宅の設置	3-79
3 既存住宅等の利用	3-80
4 住宅の応急修理	3-80
5 住宅関係の障害物除去	3-81
第3節 生活再建等の支援	3-83
1 被災者の生活確保	3-83
2 被災者への融資	3-86
3 その他支援	3-87
第4節 関係法の適用手続き（震災対策編 参照）	3-89
第5節 計画的な災害復興（震災対策編 参照）	3-89

第Ⅳ部 その他の災害対策編

第1章 竜巻・突風等対策	4-1
第1節 現況	4-1
1 竜巻の発生状況	4-1
2 特徴	4-1
3 その他の突風	4-1
第2節 予防・事前対策	4-4
1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	4-4
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	4-4
3 情報収集体制の整備	4-4
4 適切な対処法の普及	4-4
第3節 応急対策（震災対策編 参照）	4-6
第4節 復旧・復興計画（震災対策編 参照）	4-6
第2章 火災対策	4-12
第1節 火災予防対策	4-12
1 入間東部地区事務組合消防本部・富士見市消防団の充実	4-12
2 市民・事業所の初期消火力の強化	4-12
3 大規模火災予防対策	4-12
第3章 放射性物質事故災害対策	4-13
第1節 予防・事前対策	4-13
1 放射性物質取扱施設の把握	4-13
2 情報収集・伝達体制の整備	4-13
3 応急体制の整備	4-13
4 緊急被ばく医療体制の整備	4-13
5 防護資機材の整備	4-13
6 飲料水の供給体制の整備	4-13
7 教育訓練の実施	4-14
第2節 応急対策	4-15
1 事故発生直後の情報の収集・連絡	4-15
2 活動体制の確立	4-16
3 緊急輸送活動	4-17
4 退避・避難収容活動など	4-17
5 各種規制措置と解除	4-19
6 放射性物質による汚染の除去等	4-19
7 風評被害対策	4-19
8 被害状況の調査等	4-19
9 住民の健康調査等	4-20
第4章 雪害対策	4-21
第1節 基本方針	4-21
第2節 大雪災害の特徴	4-21
1 平成26年2月の大雪の状況	4-21
第3節 予防・事前対策	4-22
1 市民が行う雪害対策	4-22
2 雪害における応急対応力の強化	4-22
3 道路交通対策	4-22

4 農林水産業に係る雪害予防	4-23
第4節 応急対策	4-24
1 応急活動体制の施行	4-24
2 道路機能の確保	4-24
3 交通規制	4-25
4 帰宅困難者対策（震災対策編 参照）	4-25
5 避難行動要支援者等の安全確保対策（震災対策編 参照）	4-25
6 地域における除雪協力	4-25
第5節 復旧・復興計画	4-26
1 農業復旧支援	4-26
2 その他復旧対策（水害対策編 参照）	4-26
3 生活再建等の支援（水害対策編 参照）	4-26
第5章 火山噴火降灰対策	4-27
第1節 被害想定	4-27
1 富士山が噴火した場合	4-27
2 その他の近隣の火山が噴火した場合	4-28
第2節 予防・事前対策	4-29
1 火山噴火に関する知識の普及	4-29
2 食料、水、生活必需品の備蓄	4-32
第3節 応急対策	4-33
1 応急活動体制の確立	4-33
2 情報の収集・伝達	4-33
3 農業者への支援	4-34
4 降灰の処理	4-34
第4節 復旧・復興計画	4-35
1 復旧対策	4-35
第6章 文化財災害対策	4-36
第1節 予防・事前対策	4-36
1 文化財の防災対策	4-36
2 文化財の防火対策	4-36
3 文化財保護意識の啓発	4-36
第2節 応急対策	4-37
1 被災状況の把握	4-37
2 収蔵・所蔵・展示施設の安全の点検と確保	4-37
3 文化財・郷土資料の応急措置	4-37
第7章 図書館資料等災害対策	4-38
第1節 予防・事前対策	4-38
1 図書館資料の防災対策	4-38
2 図書館資料の防火対策、水害対策	4-38
第8章 複合災害対策	4-39
第1節 基本方針	4-39
1 二次被害の防止	4-39
2 ライフラインの復旧	4-39
3 対策の方向性	4-39

第2節	予防・事前対策	4-40
1	複合災害に関する防災知識の普及	4-40
2	被害想定の実施	4-40
3	防災施設の整備等	4-40
4	非常時情報通信の整備	4-40
5	避難対策	4-40
6	災害医療体制の整備	4-40
7	災害時の要配慮者対策	4-41
8	緊急輸送体制の整備	4-41
第3節	応急対策	4-42
1	情報の収集・伝達	4-42
2	交通規制等	4-42
3	道路の修復	4-42
4	避難所の再配置	4-42
第9章	広域応援・受援	4-43
第1節	広域応援	4-43
第2節	受援体制	4-43

第 I 部 総則編

第1章 策定方針

第1節 目的

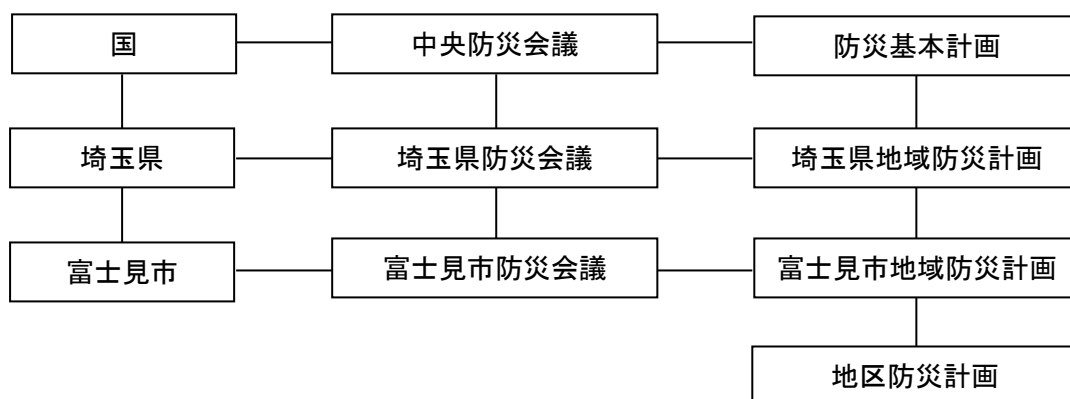
この計画は、市民の生命、身体、財産を災害から守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、富士見市地域の災害にかかる予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に関し、市及び関係機関、市民、企業・事業者が行うべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、災害による被害を最小限に止め安心安全な市民生活の維持に資することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

1 地域防災計画の策定

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を作成し、その実務と対策を推進し、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



2 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 上記(2)に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

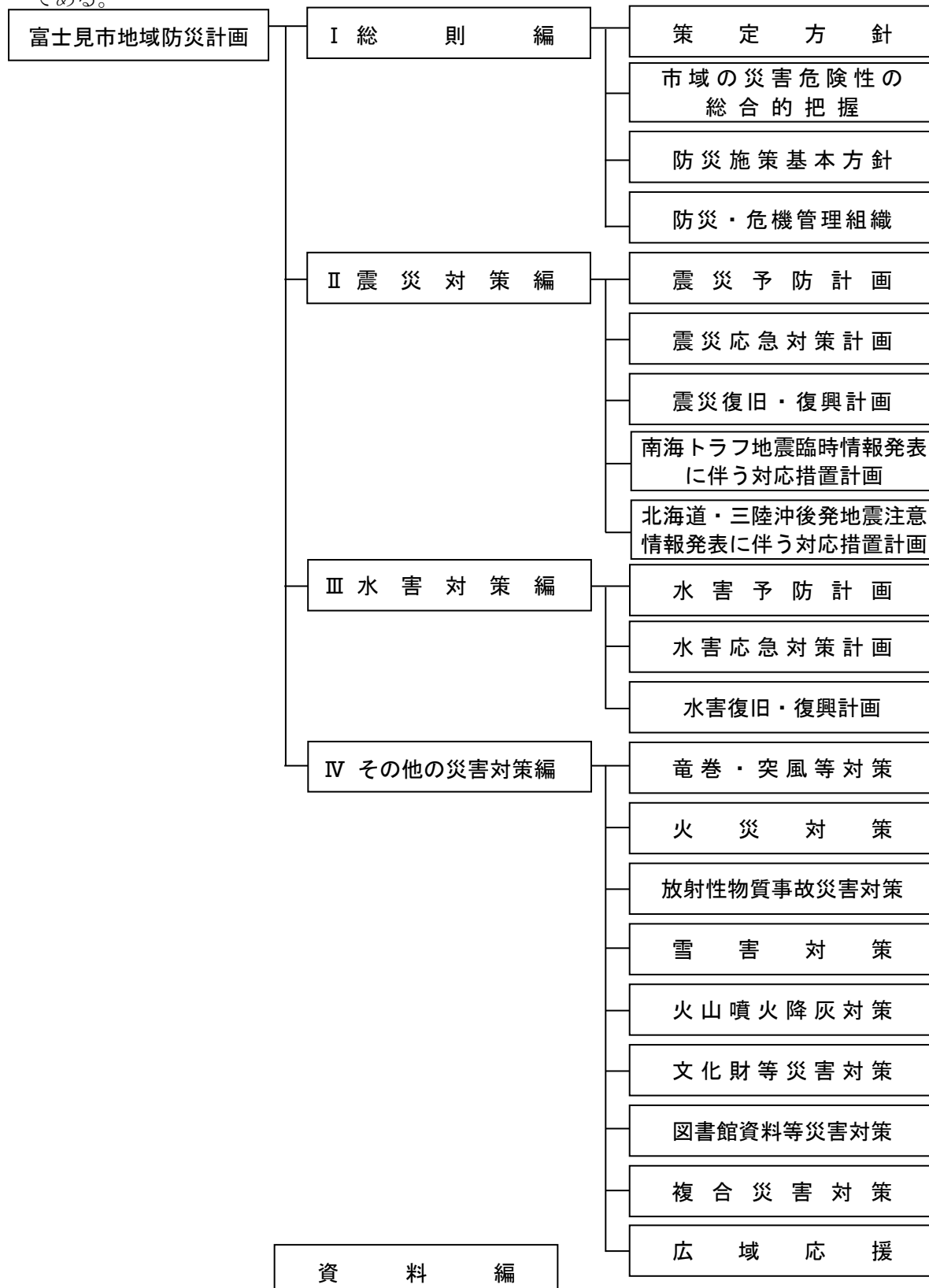
第1章 策定方針

3 地区防災計画の位置付け

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2の規定に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

第3節 防災計画の構成と内容

この計画は、震災対策、水害対策、その他の災害対策に関して、「予防計画」「応急対策計画」及び「復旧・復興計画」をそれぞれ定めたものであり、その構成・内容は、次のとおりである。



第1章 策定方針

- 1 総則は本計画の概要、基本理念を示し、災害危険性の把握、防災組織及び各種災害に共通する対策についての計画とする。
- 2 予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の被害の軽減を図るため、平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- 3 応急対策計画は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合においてこれを防御し発生した場合にはその被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等災害の拡大を防止するための計画とする。
- 4 復旧・復興計画は、災害により被害を受けた各施設の復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行い、また被災市民の生活の安定と社会秩序の回復を図る等将来の災害に備える対策についての計画とする。

第4節 上位計画との関係及び計画の検討並びに修正

1 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は埼玉県地域防災計画を基準として共通する計画については県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

2 計画の検討及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要な補正及び修正を行い、常にその時に応じ有効な防災業務の遂行を図るものとする。

第5節 防災計画の周知徹底

関係各機関はこの計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市職員、関係機関職員及び市民に対し、常に周知徹底を図り地域防災に寄与するものとする。

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

第1節 市の特質的な災害要因

富士見市は、埼玉県南中部の首都30km圏に位置し、東西7.0km、南北6.8kmに広がり、面積は19.77km²で県全体の面積の0.52%となっている。

都市近郊の農業地域だった本市は、昭和32年の日本住宅公団による鶴瀬団地建設をきっかけに急激な宅地化が進み、東武東上線沿線を中心に急速に市街地が形成されたが、その後、区画整理事業によって秩序ある開発が進められるようになった。

しかし、既成市街地の一部には、密集した木造住宅や狭隘な道路など、地震や火災などの被害を受けやすい地域も残っているほか、都市化が進み、アスファルトやコンクリートに覆われた地域が多く、集中豪雨による都市型水害も懸念されるなど、安全なまちづくりを推進するにあたっての課題となっている。

また、東武東上線及び相互乗り入れしている東京メトロ（有楽町線、副都心線）が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅、ふじみ野駅の3駅の周辺では市街地整備による安全度の向上の反面、高層化が進んでおり、あらたな災害要因となっている。

1 地形・地質条件

富士見市の地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地にほぼ2分されている。地質は、地形に対応し台地面、河道沿いの谷底平野、低地面ごとに異なった構成となっている。

2 土地利用の特性

富士見市の土地利用は、昭和22年頃と現在では著しく変わっている。その様子を航空写真で判読すると、当時は、台地が畑や集落、低地が水田（新河岸川地域・荒川右岸の自然堤防帯に集落）と自然的な土地利用状態であった。しかし、最近の状況は、台地では畑から宅地に、低地では水田や沼等が盛土化されて宅地に、また谷底平野も宅地化され、とくに柳瀬川沿いの地域ではこうした変ぼうが著しい。このように、土地利用形態が水田や畑から急激に市街化している実態を見ると、豪雨時の雨水の浸透や遊水機能が減少し、盛土などの軟弱地盤では地震被害の危険性が高まっていると思われる。

第2節 災害履歴

1 地震災害

富士見市で地震災害として記録に残るものは、大正12年（1923）9月1日の関東大震災のみである。この地震では家屋の全壊83戸、半壊53戸の被害があり、液状化の記録はない。また、一部の地域で地割れがあったことが記録されている。大正12年以降、地震による顕著な被害は受けていないが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大規模となる、マグニチュード（M9.0）を記録し、本市においても震度5弱を記録した。この地震によって、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生や電力不足等の影響があった。

2 水害

本市は昭和57年9月12日台風18号、平成3年9月19日台風18号などに伴う豪雨による水害で大規模な床上・床下浸水被害が発生していた。近年は河川改修及び排水ポンプ等の整備が進んでおり、床上・床下浸水等の被害は少なくなっているが、異常気象による集中豪雨（ゲリラ豪雨）が増えており、平成28年8月22日台風9号、平成29年10月22日台風21号、令和元年10月12日台風19号などにより、一部の地域で床上・床下浸水のほか、一時的に道路冠水などの被害が発生している。

富士見市における水害の記録を資料編に示す（資料編参照）。

3 雪害

本市では、過去5年間で主に平成24年1月9日、平成26年2月14日から16日、平成28年1月18日、平成30年1月22日の降雪で多くの積雪を記録し、市内各所で被害が発生した。

特に平成26年2月14日から16日の降雪では、建築基準法に定められている積雪荷重を超え、市民総合体育館メインアリーナの屋根が全面崩落する被害が発生したほか、市内各所においてもカーポートやビニールハウスが潰れる被害が発生した。

第3節 地震被害想定

被害想定は、原則として埼玉県作成の「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づくものとする。

1 地震被害想定調査の概要

埼玉県における地震防災対策は、中央防災会議による「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月決定）及び「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月策定）を踏まえ、「埼玉県地域防災計画」及び「埼玉県震災対策行動計画」を策定し推進してきたが、過去の大災害の経験及び社会状況の変化を踏まえ、首都直下地震による被害を最小化するための総合的な対策の構築のため、新たな地震被害想定調査を実施した。

被害想定は、県全体を250mメッシュ単位で行い、市区町村ごとの予測を行った。

2 想定条件

(1) 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○ 季節・時刻3ケース

- ・冬5時 — 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏12時 — 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬18時 — 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○ 風速2ケース

- ・3m/s — 平均的な風速のケース
- ・8m/s — 強風のケース

(2) 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震を想定した。

地震の タイプ	想定地震	マグニ チュード	今後30年 以内の 発生確率	説 明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	70%	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3		
	元禄型関東地震	8.2	ほぼ0%	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖）
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	ほぼ0%～0.008%	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定
	立川断層帯地震	7.4	0.5～2%	最新の知見に基づく震源条件により検証

※今後30年以内の発生確率は、地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の断層位置図】



(3) 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定した。



第2章 市域の災害危険性の総合的把握

3 本計画で想定する地震

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が最も被害が大きい想定となっているが、発生率がかなり低い（今後30年以内の発生確率：ほぼ0%～0.008%）。一方で、「東京湾北部地震」は今後30年以内の発生確率が70%であり、埼玉県も想定地震としていることから、本市においても「東京湾北部地震」を想定するものとする。

【東京湾北部地震での富士見市における主な被害想定結果】

最大震度	マグニチュード	液状化可能性 (高い＋やや高い面積率)	建物被害		人的被害		最大避難者 (人)	帰宅困難者 (人)
			全壊 (棟)	半壊 (棟)	死者 (人)	負傷者 (人)		
6強	7.3	43.2%	191	580	2	84	1,915	3,981

※いずれも被害が最大となるケースの数値

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

4 予測される被害の概要

前節の想定地震の条件による被害想定を実施し、算出された結果が次のとおりである。

(1) 推定震度

東京湾北部地震の推定震度は震度6強となっている。

【富士見市の想定震度】

東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		5地震の 最大震度
			破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南	
6強	5強	6弱	6強	6強	6強	6強	6弱	6強

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

【気象庁震度階級震度】

震度 階級	状 況		
	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5強	大半の人が、物につかまら ないと歩くことが難しいな ど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本 で、落ちるものが多くな ることがある。固定してい ない家具が倒れることがあ る。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていない ブロック塀が崩れることが ある。据付けが不十分な 自動販売機が倒れることが ある。自動車の運転が困難 となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難にな る。	固定していない家具の大半 が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	立っていることができず、 はわないと動くことができ ない。揺れにほんろうさ れ、動くこともできず、飛 ばされることもある。	固定していない家具のほと んどが移動し、倒れるもの が多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物が多くな る。補強されていないブ ロック塀のほとんどが崩れ る。

(出典：気象庁「気象庁震度階級関連解説表」)

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

(2) 液状化

液状化の可能性が“高い”面積率は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で11.3%と最も高いが、“高い”と“やや高い”を合わせると、東京湾北部地震で43.2%と最も高くなっている。

【富士見市の液状化可能性】

（上段：面積(km²)、下段：面積率）

液状化可能性	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南
高い	1.883 (10.0%)	0.130 (0.5%)	0.064 (0.3%)	1.299 (8.2%)	1.952 (11.3%)	1.755 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
やや高い	6.661 (33.2%)	3.764 (17.7%)	4.660 (22.2%)	3.987 (21.1%)	6.024 (28.2%)	5.630 (28.5%)	0.481 (2.1%)	0 (0.0%)
低い	1.139 (6.9%)	5.255 (27.7%)	4.646 (25.1%)	4.234 (19.5%)	1.629 (9.8%)	2.151 (10.8%)	5.545 (26.6%)	1.502 (7.7%)
極めて低い	10.037 (49.9%)	10.571 (54.1%)	10.351 (52.5%)	10.200 (51.2%)	10.115 (50.7%)	10.184 (51.2%)	13.694 (71.2%)	18.218 (92.3%)

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

(3) 急傾斜地崩壊危険度

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で斜面被害の危険性が高いランクAが8箇所と最も多く、急傾斜地16箇所全てがランクAまたは斜面被害の危険性がやや高いランクBとなっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、ランクAが2箇所、ランクBが10箇所、合計すると12箇所、崩壊の危険性が高くなっている。

【富士見市の急傾斜地崩壊危険度】

（箇所/全16箇所中）

危険度ランク	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南
ランクA (斜面被害の危険性が高い)	2	0	1	2	8	4	1	1
ランクB (斜面被害の危険性がやや高い)	10	1	9	8	8	8	9	5
ランクC (斜面被害の危険性が低い)	4	15	6	6	0	4	6	10

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

(4) 建物被害

建物被害が最も大きいのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、全壊棟数は最も被害が大きいケースでは合計394棟となっている。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）の同ケースで310棟となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震の同ケースでの全壊棟数は、揺れによるものが34棟、液状化が53棟、火災が103棟で、合計191棟となっている。

【富士見市の要因別建物被害（全壊棟数）】

(棟)

想定項目		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
冬5時	揺れ	34	0	4	60	113	63	23	3
	液状化	53	34	23	39	53	38	3	0
	急傾斜地	0	0	0	0	1	0	0	0
	火災	3m/s	3	5	14	26	21	15	5
		8m/s	4	5	15	29	24	16	6
	合計	3m/s	104	32	112	193	123	41	9
		8m/s	104	33	114	196	125	42	9
夏12時	揺れ	34	0	4	60	113	63	23	3
	液状化	53	34	23	39	53	38	3	0
	急傾斜地	0	0	0	0	1	0	0	0
	火災	3m/s	31	18	39	64	57	29	18
		8m/s	34	20	44	72	64	31	20
	合計	3m/s	119	45	138	231	159	55	22
		8m/s	122	47	142	239	165	57	24
冬18時	揺れ	34	0	4	60	113	63	23	3
	液状化	53	34	23	39	53	38	3	0
	急傾斜地	0	0	0	0	1	0	0	0
	火災	3m/s	93	59	136	201	186	85	63
		8m/s	103	67	154	226	208	94	72
	合計	3m/s	181	86	234	368	287	111	67
		8m/s	191	94	252	394	310	120	75

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）)

【富士見市の要因別建物被害（半壊棟数）】

(棟)

想定項目		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
揺れ		488	7	113	609	1,208	875	326	90
液状化		94	58	39	65	91	64	5	1
急傾斜地		1	0	0	0	2	1	0	0
合計		580	65	153	675	1,301	940	331	91

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）)

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

(5) 人的被害

人的被害が最も大きいのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、最も被害が大きいケースで死者8人、負傷者209人となっている。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）の同ケースで死者4人、負傷者148人となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、同ケースで死者2名、負傷者84名（うち重傷者3名）となっている。

【富士見市の人的被害想定】

(人)

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
冬5時	3m/s	死者	2	0	0	4	8	4	2	0
		負傷者	84	1	19	107	208	148	55	15
		うち重傷者	3	0	0	6	11	6	2	0
	8m/s	死者	2	0	0	4	8	4	2	0
		負傷者	84	1	19	107	209	148	56	15
		うち重傷者	3	0	0	6	11	6	2	0
夏12時	3m/s	死者	1	0	0	2	3	2	1	0
		負傷者	37	2	8	51	81	58	22	8
		うち重傷者	2	0	0	4	6	3	1	0
	8m/s	死者	1	0	0	2	3	2	1	0
		負傷者	38	2	8	51	81	58	22	8
		うち重傷者	2	0	0	4	6	4	1	0
冬18時	3m/s	死者	2	0	0	3	5	3	1	0
		負傷者	57	4	15	78	133	99	39	16
		うち重傷者	3	1	1	6	10	7	2	1
	8m/s	死者	2	0	0	3	5	3	1	0
		負傷者	57	4	15	79	135	100	39	17
		うち重傷者	3	1	1	6	10	7	3	1

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

(6) ライフライン被害

① 電力

被害が最も大きいのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、最も被害が大きいケースでは地震発生1日後の停電が964世帯2,305人（停電率2.16%）となっている。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）の同ケースで692世帯1,653人（停電率1.55%）となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、同ケースで地震発生1日後の停電が485世帯1,159人（停電率1.09%）となっている。

【富士見市のライフライン被害想定】

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
直後 (火災なし)	停電世帯数	2, 187	846	670	2, 458	4, 154	2, 525	645	80	
	停電人口	5, 229	2, 024	1, 603	5, 878	9, 933	6, 036	1, 543	191	
	停電率(%)	4. 90	1. 90	1. 50	5. 51	9. 31	5. 66	1. 45	0. 18	
1 日 後										
冬5時	3m/s	停電世帯数	356	134	109	394	670	415	120	20
		停電人口	850	319	262	941	1, 602	993	288	48
		停電率(%)	0. 80	0. 30	0. 25	0. 88	1. 50	0. 93	0. 27	0. 04
	8m/s	停電世帯数	357	134	110	396	674	419	121	21
		停電人口	853	320	263	947	1, 612	1, 002	290	49
		停電率(%)	0. 80	0. 30	0. 25	0. 89	1. 51	0. 94	0. 27	0. 05
夏12時	3m/s	停電世帯数	379	152	129	431	726	469	141	39
		停電人口	906	363	309	1, 031	1, 736	1, 120	338	94
		停電率(%)	0. 85	0. 34	0. 29	0. 97	1. 63	1. 05	0. 32	0. 09
	8m/s	停電世帯数	382	154	132	438	737	478	145	42
		停電人口	914	369	316	1, 048	1, 763	1, 143	346	102
		停電率(%)	0. 86	0. 35	0. 30	0. 98	1. 65	1. 07	0. 32	0. 10
冬18時	3m/s	停電世帯数	470	181	190	574	927	659	225	107
		停電人口	1, 123	434	453	1, 373	2, 217	1, 575	538	255
		停電率(%)	1. 05	0. 41	0. 42	1. 29	2. 08	1. 48	0. 50	0. 24
	8m/s	停電世帯数	485	188	201	601	964	692	239	119
		停電人口	1, 159	449	481	1, 436	2, 305	1, 653	570	284
		停電率(%)	1. 09	0. 42	0. 45	1. 35	2. 16	1. 55	0. 53	0. 27

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

② 通信

被害が最も大きいのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、最も被害が大きいケースでは209回線が不通（不通率0.62%）となっている。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）の同ケースで195回線（不通率0.58%）となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、同ケースで80回線が不通（不通率0.24%）となっている。

【富士見市の通信被害想定】

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
冬5時	3m/s	不通回線数	10	4	5	22	37	31	6	3
		不通率(%)	0.03	0.01	0.01	0.07	0.11	0.09	0.02	0.01
	8m/s	不通回線数	11	4	5	24	40	33	6	4
		不通率(%)	0.03	0.01	0.02	0.07	0.12	0.10	0.02	0.01
夏12時	3m/s	不通回線数	23	15	15	44	70	63	17	14
		不通率(%)	0.07	0.04	0.05	0.13	0.21	0.19	0.05	0.04
	8m/s	不通回線数	25	16	17	49	77	69	19	16
		不通率(%)	0.07	0.05	0.05	0.15	0.23	0.21	0.06	0.05
冬18時	3m/s	不通回線数	71	30	47	127	186	175	62	52
		不通率(%)	0.21	0.09	0.14	0.38	0.56	0.52	0.18	0.16
	8m/s	不通回線数	80	34	53	143	209	195	70	59
		不通率(%)	0.24	0.10	0.16	0.43	0.62	0.58	0.21	0.18

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

③ 都市ガス

関東平野北西縁断層帯地震は、どの破壊開始点の場合でも供給停止率100%となり、東京湾北部地震においても、供給停止件数1,803件、停止率97.9%と、ほぼ全件が供給停止となる。

【富士見市の都市ガス被害想定】

想定項目	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
供給停止件数	1,803	0	0	1,841	1,841	1,841	1,803	0
供給停止率(%)	97.9	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	97.9	0.0

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

④ 上水道

被害が最も大きいのは東京湾北部地震で、23箇所の被害で1日後の断水が7,048世帯16,852人（断水率15.8%）となっている。

【富士見市の上水道被害想定】

想定項目	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
被害箇所数	23	0	1	8	6	4	8	1
被害率（箇所/km）	0.09	0.00	0.00	0.03	0.02	0.01	0.03	0.00
断水率（%）（1日後）	15.8	0.2	0.2	5.4	3.9	2.2	5.0	0.3
断水世帯数（1日後）	7,048	84	105	2,415	1,725	998	2,223	138
断水人口（人）（1日後）	16,852	201	250	5,775	4,125	2,385	5,315	329

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

⑤ 下水道

被害が最も大きいのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、被害延長116 k m（被害率33.5%）、機能支障人口32,777人となっている。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）で被害延長110 k m（被害率31.7%）、機能支障人口31,033人となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、被害延長102 k m（被害率29.3%）、機能支障人口28,725人となっている。

【富士見市の下水道被害想定】

想定項目	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
被害延長(km)	102	69	87	106	116	110	99	91
被害率（%）	29.3	19.7	25.1	30.3	33.5	31.7	28.3	26.2
機能支障人口（人）	28,725	19,336	24,614	29,693	32,777	31,033	27,728	25,683

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

(7) 生活支障

① 避難者

地震発生1日後、1週間後、1ヵ月後の避難者はいずれも関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で最も多く、1ヵ月後、最も被害が大きいケースの全避難者2,335人が最大数となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震の同ケースにおける全避難者数は、地震発生1日後が805人、1週間後が1,915人、1ヵ月後が805人となっている。

【富士見市の想定避難者数】

(人)

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
1 日 後										
冬5時	3m/s	全避難者	541	138	157	604	1,094	740	254	61
		うち避難所	324	83	94	363	656	444	152	37
		うち避難所外	216	55	63	242	438	296	102	24
	8m/s	全避難者	543	139	158	609	1,103	748	256	63
		うち避難所	326	83	95	366	662	449	153	38
		うち避難所外	217	56	63	244	441	299	102	25
夏12時	3m/s	全避難者	588	175	197	681	1,209	849	297	101
		うち避難所	353	105	118	409	726	510	178	60
		うち避難所外	235	70	79	273	484	340	119	40
	8m/s	全避難者	595	181	203	696	1,232	869	303	107
		うち避難所	357	108	122	418	739	521	182	64
		うち避難所外	238	72	81	278	493	348	121	43
冬18時	3m/s	全避難者	774	236	320	974	1,624	1,239	467	237
		うち避難所	465	141	192	585	974	744	280	142
		うち避難所外	310	94	128	390	649	496	187	95
	8m/s	全避難者	805	249	344	1,028	1,700	1,306	495	262
		うち避難所	483	149	206	617	1,020	784	297	157
		うち避難所外	322	100	138	411	680	522	198	105
1 週 間 後										
冬5時	3m/s	全避難者	1,653	152	157	1,016	1,385	908	342	74
		うち避難所	827	76	78	508	693	454	171	37
		うち避難所外	827	76	78	508	693	454	171	37
	8m/s	全避難者	1,655	152	158	1,021	1,394	916	343	75
		うち避難所	828	76	79	510	697	458	172	38
		うち避難所外	828	76	79	510	697	458	172	38
夏12時	3m/s	全避難者	1,700	188	197	1,092	1,501	1,018	384	113
		うち避難所	850	94	98	546	750	509	192	57
		うち避難所外	850	94	98	546	750	509	192	57
	8m/s	全避難者	1,707	194	203	1,107	1,523	1,037	391	119
		うち避難所	854	97	101	553	762	519	195	60
		うち避難所外	854	97	101	553	762	519	195	60
冬18時	3m/s	全避難者	1,884	249	320	1,384	1,914	1,407	554	250
		うち避難所	942	125	160	692	957	703	277	125
		うち避難所外	942	125	160	692	957	703	277	125
	8m/s	全避難者	1,915	262	344	1,438	1,990	1,474	582	275
		うち避難所	957	131	172	719	995	737	291	137
		うち避難所外	957	131	172	719	995	737	291	137

(人)

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点北
1 カ 月 後										
冬5時	3m/s	全避難者	541	141	157	1,550	1,732	1,089	254	61
		うち避難所	162	42	47	465	520	327	76	18
		うち避難所外	379	99	110	1,085	1,212	762	178	43
	8m/s	全避難者	543	142	158	1,555	1,741	1,096	256	63
		うち避難所	163	43	47	466	522	329	77	19
		うち避難所外	380	99	111	1,088	1,219	767	179	44
夏12時	3m/s	全避難者	588	178	197	1,626	1,847	1,198	297	101
		うち避難所	176	53	59	488	554	359	89	30
		うち避難所外	412	124	138	1,138	1,293	838	208	70
	8m/s	全避難者	595	183	203	1,641	1,870	1,217	303	107
		うち避難所	179	55	61	492	561	365	91	32
		うち避難所外	417	128	142	1,149	1,309	852	212	75
冬18時	3m/s	全避難者	774	238	320	1,917	2,259	1,586	467	237
		うち避難所	232	72	96	575	678	476	140	71
		うち避難所外	542	167	224	1,342	1,581	1,111	327	166
	8m/s	全避難者	805	252	344	1,970	2,335	1,653	495	262
		うち避難所	241	76	103	591	700	496	148	79
		うち避難所外	563	176	241	1,379	1,634	1,157	346	184

※算出した数値のため、小数点以下の関係で、うち避難所とうち避難所外の合計は全避難者の数と一致しないことがある。

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

② 帰宅困難者

帰宅困難者は全ての想定地震で最大3,000人以上となっており、東京湾北部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震（破壊開始点北）では最大4,000人近くとなっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震における帰宅困難者数は、休日12時のケースの3,981人が最大数となっている。

【内閣府（2013）の帰宅困難率による富士見市の帰宅困難者数】 (人)

想定項目		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
平日	12時	3,864	3,211	3,836	3,789	3,779	3,776	3,705	3,507
	18時	3,156	2,619	3,138	3,070	3,066	3,066	3,021	2,862
休日	12時	3,981	3,159	3,948	3,792	3,792	3,790	3,755	3,520
	18時	3,577	2,824	3,578	3,429	3,418	3,417	3,380	3,130

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

【埼玉県（2007）の帰宅困難率による富士見市の帰宅困難者数】 (人)

想定項目		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
平日	12時	3,354	1,617	3,354	3,354	3,354	3,354	3,354	2,621
	18時	2,504	1,131	2,504	2,504	2,504	2,504	2,504	1,929
休日	12時	3,490	1,438	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490	2,593
	18時	3,059	1,238	3,059	3,059	3,059	3,059	3,059	2,130

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

③ エレベータ停止

地震発生直後のエレベータ停止台数は関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で最も多く、29台（停止率7.5%）となっている。発生1日後は関東平野北西縁断層帯地震のどの破壊開始点の場合でも23台の停止となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、地震発生直後が16台（停止率4.1%）、発生1日後が13台（停止率3.2%）となっており、全復旧に5日程度を要すると見込まれる。

【富士見市の想定エレベータ停止台数・停止率】 (全392台中)

想定項目		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
直後	エレベータ 停止台数(台)	16	4	13	26	29	26	13	12
	停止率(%)	4.1	0.9	3.3	6.7	7.5	6.7	3.3	3.0
1日後	エレベータ 停止台数(台)	13	2	12	23	23	23	12	12
	停止率(%)	3.2	0.6	3.1	5.8	6.0	5.9	3.1	3.1

（出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月））

④ 中高層階住宅生活支障

中高層階住宅において、地震発生によるエレベータ停止で生活に支障が出る世帯数は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）が155世帯で最も多く、関東平野北西縁断層帯地震はどの破壊開始点の場合でも150世帯以上に支障が生じる。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、生活支障世帯数は84世帯となっている。

【富士見市の想定中高層階住宅生活支障数】

(全2,591世帯中)

想定項目	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
生活支障世帯数	84	14	80	151	155	152	81	79

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

(8) その他の被害

① 災害廃棄物

被害が最も大きいのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）で、最も被害が大きいケースでは8.1万トン（5.3万 m^3 ）の災害廃棄物が発生する。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）の同ケースで6.6万トン（4.3万 m^3 ）となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、同ケースで3.9万トン（2.6万 m^3 ）となっている。

【富士見市の想定災害廃棄物量】

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
冬5時	3m/s	万トン	1.9	0.7	0.6	2.1	3.5	2.3	0.7	0.2
		万 m^3	1.3	0.5	0.4	1.4	2.3	1.5	0.5	0.1
	8m/s	万トン	2.0	0.7	0.6	2.2	3.6	2.4	0.8	0.2
		万 m^3	1.3	0.5	0.4	1.4	2.3	1.5	0.5	0.1
夏12時	3m/s	万トン	2.3	1.0	0.9	2.7	4.4	3.1	1.1	0.5
		万 m^3	1.5	0.7	0.6	1.8	2.8	2.0	0.7	0.3
	8m/s	万トン	2.3	1.1	1.0	2.8	4.5	3.3	1.1	0.5
		万 m^3	1.5	0.7	0.6	1.8	3.0	2.1	0.7	0.3
冬18時	3m/s	万トン	3.7	1.5	1.9	4.9	7.5	6.1	2.4	1.5
		万 m^3	2.4	1.0	1.2	3.2	4.9	3.9	1.5	1.0
	8m/s	万トン	3.9	1.6	2.0	5.3	8.1	6.6	2.6	1.7
		万 m^3	2.6	1.0	1.3	3.5	5.3	4.3	1.7	1.1

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

第2章 市域の災害危険性の総合的把握

② 直接被害額

被害額が最も大きいのは茨城県南部地震で、最も被害が大きいケースでは合計368.9億円となっている。次いで、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）の同ケースで合計322.3億円となっている。

今後30年以内の発生確率が70%以上と最も高い東京湾北部地震では、同ケースで建物躯体146.4億円、家財12.5億円、合計158.9億円となっている。

【富士見市の想定被害額】

(億円)

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
3m/s	冬5時	建物躯体	112.6	341.5	33.4	129.3	218.3	156.9	51.7	14.0
		家財	5.3	10.2	1.6	5.3	10.0	6.3	2.5	0.6
		合計	118.0	351.7	35.0	134.6	228.3	163.2	54.2	14.6
	夏12時	建物躯体	118.7	346.2	38.5	139.1	233.1	170.8	57.1	19.0
		家財	6.6	11.2	2.7	7.4	13.2	9.3	3.7	1.7
		合計	125.3	357.4	41.2	146.5	246.3	180.1	60.8	20.7
	冬18時	建物躯体	142.5	354.0	54.3	176.5	286.0	220.6	78.9	36.5
		家財	11.7	12.9	6.1	15.4	24.5	19.9	8.3	5.4
		合計	154.2	366.9	60.3	192.0	310.5	240.5	87.2	41.9
8m/s	冬5時	建物躯体	112.9	341.7	33.6	129.9	219.5	157.8	51.9	14.2
		家財	5.4	10.2	1.7	5.4	10.2	6.5	2.6	0.6
		合計	118.3	351.9	35.2	135.4	229.7	164.3	54.5	14.8
	夏12時	建物躯体	119.6	347.0	39.3	141.0	236.0	173.3	58.0	19.8
		家財	6.8	11.4	2.9	7.8	13.8	9.8	3.9	1.9
		合計	126.4	358.3	42.2	148.8	249.8	183.1	61.8	21.7
	冬18時	建物躯体	146.4	355.7	57.3	183.4	295.8	229.2	82.4	39.7
		家財	12.5	13.2	6.7	16.9	26.6	21.7	9.1	6.1
		合計	158.9	368.9	64.0	200.3	322.3	250.9	91.5	45.8

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

第4節 水害被害想定

1 災害要因

(1) 水害要因

本市の水害の主な発生形態は内水災害であり、これは台地部の市街化の拡大と、砂川堀、富士見江川、柳瀬川、新河岸川流域の水田等の埋め立てや宅地化による地下浸透や遊水機能が減少したことにより雨水が一気に市内の河川等へ流入し、急激に流量を増加させ、各河川、水路は流出先の水位上昇とともに排水機能を失い、かつては大規模な床上・床下浸水被害が発生していた。

しかし、新河岸川の荒川への排水能力は、朝霞水門等が整備されたことで大幅に改善されている。

一方で近年、短時間で多量の降雨をもたらす、都市の排水能力を超えた集中豪雨や台風などにより、河川合流付近や河川沿い、くぼ地などの地域において浸水被害が発生している。

(2) 風害要因

近年、発達した積乱雲から竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなど激しい突風をもたらす現象が発生している。気象庁は、激しい突風が予想される場合には、時間経過および突風の発生可能性に応じて段階的に気象情報を発表している。

県内における最近の被害事例としては、平成27年9月6日、川口市からさいたま市にかけて突風が発生し、住家の破損や屋根のトタンの落下があった。

(3) 土砂災害要因

台地の端の自然な状態の段丘崖や宅地造成による傾斜地の擁壁の崩れが、土砂災害の災害要因となる。崖崩れの最大の誘因は豪雨で、総雨量が約100mmを超すと、急に崖崩れが起きやすくなる。豪雨による台地端の崖崩れは通常大規模ではないが、ほとんど前兆現象がなく急激に崩れるため、崖下は被害を受けやすい。

本市では、そのような箇所は台地東縁、柳瀬川左岸の段丘崖部に見られる。

2 被害想定

これまでの河川改修、排水設備等の充実により、以前より浸水被害の軽減は見られるが、異常気象の影響を受けた台風や集中豪雨などの降雨状況等を把握し、被害想定と実際の被害状況について毎年検証していく必要がある。

国土交通省の荒川水系荒川浸水想定区域図（平成28年5月、荒川流域の3日間総雨量632mm）及び埼玉県の荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図（令和2年5月、2日間総雨量746mm）で指定された本市域の浸水想定（富士見市防災ガイドブック参照）を本計画の最大規模の被害想定とし、集中豪雨等による内水被害及び河川等の越水被害等、近年全国はもとより本市においても発生している浸水被害についても想定した計画とする。

第5節 その他の災害被害想定

1 災害要因

近年国内で発生した災害を鑑みると、地震や水害のほかにも災害の種類や発生要因は多様化している。

また、1つの災害が要因となって、複合的に複数の災害が発生する可能性もある。

本市では、市内3駅の周辺地域をはじめとする都市化の進展と高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に伴い、災害要因が潜在化しており、その兆候の把握に迅速的確な対応が求められている。

2 その他の災害の種類

火 災	市内では平均して月に1件以上の火災が発生している。特に火災危険度の高い木造家屋が密集している地域又は危険物施設等の火災に迅速に対応する必要がある。
放射性物質 事故災害	医療機関及び試験研究施設等では放射性同位元素を使用する場合があります、また核燃料物質を搬送する車両が本市付近を通過する場合も考慮し、迅速かつ適切な対応を図る。
雪 害	県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。 平成26年2月は、秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。 大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。 雪害は、カーポートの被害など、市民生活への影響のほか、特に農業や交通に被害をもたらすことから、気象情報を把握し、適切な対策を図る必要がある。
火山噴火 降灰	相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。 富士山が噴火した場合、市域では最大10cm未満の降灰が予想されている。 また、浅間山は、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。 これらの大規模な降灰に対応し、市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を図る。
文化財災害	市内にある貴重な文化財を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。また、文化財そのものの防災対策はもちろん、文化財保護に対する市民の意識啓発も重要である。

図書館資料 等災害	図書館の所蔵する資料は、地域の記憶を伝えるとともに、人が生きるためのさまざまな情報や、心の支えとなり、また地域の記憶を伝えるものである。所蔵資料を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。
複合災害	東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。 このような複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。 複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

3 被害想定

その他の災害は、国、県をはじめ関係機関の想定に準じることとする。

第3章 防災施策基本方針

第1節 基本理念

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大の規模、マグニチュードを記録し、地震と津波により東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたほか、それを起因とした東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足等、本市にも影響があった。また、平成28年の熊本地震では、震度7を観測する地震が4月14日夜及び4月16日未明に発生したほか、最大震度が6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生し、甚大な被害が生じたほか、令和6年の能登半島地震では、震度7を観測する地震が1月1日に発生し、石川県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により甚大な被害が発生するとともに、電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じた。

本市で近年発生した主な災害としては、平成28年8月22日台風9号、平成29年10月22日台風21号、令和元年10月12日台風19号などにより、一部の地域で床上・床下浸水のほか、一時的に道路冠水などの被害が発生している。

このような大災害発生時には、「公助」による応急活動だけでは、市民の「いのち」を確実に守ることが困難であると考えられる。そこでこれまでの大規模災害の教訓を生かし、「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の防災力を高めるとともに、互いに連携して減災を図るための取り組みを強化することが重要である。

国、県、近隣市町、関係機関との緊密な連携を図り、平常時においては周到かつ十分な災害予防を、災害発生が予測される時や発生した時には迅速かつ円滑な災害応急対策を、また、その後の適切かつ速やかな災害復旧・復興を行い、被害を軽減し市民の生命・財産を守るものとする。

また、各種の災害に対応できるよう総合的な災害対策を確立するために、地域の災害危険性を科学的に把握し、地域の特性を踏まえた施策を遂行していくものとする。

第2節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちづくりの方針

市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本市の自然地形・地盤などを考慮した土地利用と計画的な市街地の形成、また既存密集住宅地の改善等、都市の構造的な災害要因の軽減を図るとともに、地域住民が災害の危険性を認識し、相互に協力しあえる地域コミュニティを育み、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した自主的な防災活動の支援体制を整備する。

これまでの大規模災害では、耐震性の低い住宅・建物の倒壊により多くの住民が犠牲と

なったことを踏まえ、住宅・建物の耐震化、住民への家具転倒防止器具の設置の呼びかけを図るとともに、水害に備え、市民への土のうや止水板の備蓄の呼びかけを図り、浸水のおそれがある地域への迅速な情報伝達体制を整備することに加えて、公園緑地の拡充、交通網の整備などを行い、避難場所、防災空間及び道路交通網等の安全性の確保に努めなければならない。

また、被災者の生活支援、復興を迅速かつ円滑に行うため、住民記録や税情報などの住民データのバックアップ対策や、災害対策本部体制の強化、地域防災力向上などに努める。そのため災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市のBCP（業務継続計画）に基づき、市役所機能を維持するとともに、迅速な復旧体制を構築していく。

災害に強いまちづくりを総合的、効率的に推進するため、富士見市総合計画・第65次基本構想に基づき、土地区画整理事業や街路整備、公園・緑地の拡充など都市インフラの計画的な整備を推進するとともに、自助、共助、公助がそれぞれ連携した減災、防災体制を図っていくものとする。

2 業務継続計画の策定

(1) BCP（業務継続計画）の役割

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時に住民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画である。また、業務継続計画においては、災害発生時においても持続して業務を行うために、①首長不在時の代行順位について、②災害時の職員の参集体制について、③代替庁舎について、④庁舎及び代替庁舎の非常用発電機について、⑤非常用発電機の燃料及び職員のための水・食料等について、⑥多様な通信手段について、⑦バックアップすべき重要な行政データの特定について、⑧非常時優先業務の整理についてを定めておくものとする。

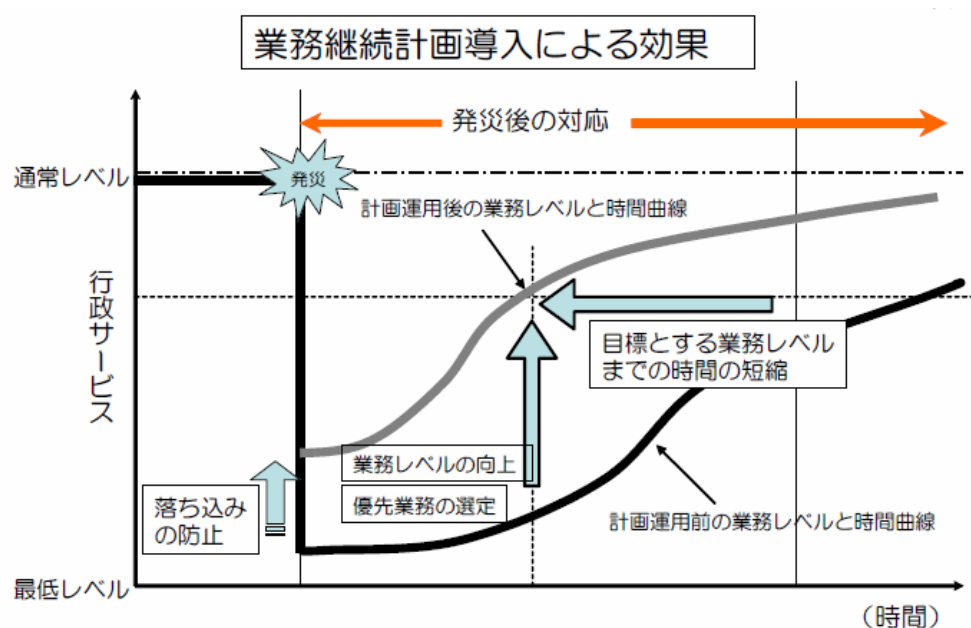
業務継続計画の基本方針は、以下の通りである。

- ① 地震発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ② 非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務を明確にするとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。

このため、災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、業務継続計画を検討し、迅速な復旧体制を構築していく。

第3章 防災施策基本方針

【BCP策定による業務の確保と早期復旧のイメージ図】



(2) 地域防災計画との関係

非常時優先業務のうち、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧業務」は、地域防災計画に基づく業務である。一方で業務継続計画は、災害時において市が優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の実効性を確保するための計画である。そのため、業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で地域防災計画と業務継続計画は異なる計画となっているが、両計画は個別独立して存在すべきものではなく、市として両者の整合性を図っていく必要があるため、令和6年度に地域防災計画の下位計画である富士見市受援計画を作成するとともに、受援計画と連携して災害対処が可能となるよう業務継続計画に災害対策部の非常時優先業務を時系列で整理した。

第3節 災害に強いひとづくり

1 条件整備と人材育成

市民及び市職員、防災関係機関の職員が、平常時から防災への強い関心と深い理解を持ち、災害時にはそれぞれの役割を的確に担えるよう研修や訓練に積極的に参加できる条件整備を図る。

また、時代とともに災害現象が変化しており、的確に災害対応を遂行するため町会・自主防災組織、企業・事業者及び行政・関係機関の中に豊富な経験と専門的知識を有した防災・危機管理の専門的な人材の育成を図るほか、市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

2 防災教育

(1) 市民、ボランティアに対する教育

防災意識と自主的な災害対応能力を高めるため、対象者及び地域の特性に配慮したきめ細やかな防災教育が必要である。そのため、市は入間東部地区事務組合消防本部及び地域公民館等と連携して効果的、継続的に防災教育を実施する。

また、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

① 防災広報

広報紙やホームページ等に防災に関する情報を掲載するとともに、広く市民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発を図る。

② 出前講座

地域住民と協働して出前講座等を開催し、自分達が住む地域で起こり得る災害を知り、その対策や日頃からの準備などの防災知識の普及・啓発を図る。

また、ジェンダー主流化の視点からの防災対策の普及に努める。

③ 防災訓練

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

(2) 市の職員に対する教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという最も重要な責務を果たすため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力の向上に努める。

第3章 防災施策基本方針

① 応急対策の習熟

発災初期における職員のとるべき対応について、全職員共通の行動をまとめた職員災害対策マニュアルを配布し、対策の周知徹底を図る。

② 研修の実施

本計画の周知徹底を図るとともに、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

③ 緊急連絡体制の確立

災害時において迅速に職員間での情報伝達ができるように、平常時から各部署で全職員の緊急連絡先を確認し、夜間、休日でも対応できるよう努める。

(3) 学校における教育

施設管理者は教職員に学校防災計画等を周知徹底し、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。

また、児童・生徒には関係教科等における指導の充実や総合的な学習時間の活用、学校行事などにより教育活動全体を通じて、防災に関する総合的な教育・訓練を行う。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災の専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震疑似体験の実施、消防署における見学会等を実施する。

さらに、学校における消防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

② 教科による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策に関する教育を行うとともに、特別活動において災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等で学校や地域に関する防災マップの作成等を実施することにより、身の回りの環境を災害の観点から見直し、防災を身近な問題として認識できるように教育を行う。

③ 教職員に対する防災教育

教職員に対し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導、火災発生時の初期消火、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

また、教職員は、平常時より学校が位置する町会・自主防災組織との連携を図り、学校を中心とした協力体制を構築する。

(4) 事業所等における教育

事業所や病院及び社会福祉施設等防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置付けを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していく。また、市はこれら事業所等の従業員に対する防災教育を支援する。

3 防災訓練

(1) 県、市及び防災関係機関が実施する訓練

災害予防責任者（市長）は、災害対策基本法第48条に基づき、総合防災訓練を適宜実施し、県、市、自衛隊、防災関連機関、町会・自主防災組織、市民等の参加により、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図る。

訓練としては以下のような内容を実施する。

- ① 避難指示等を円滑に行うための訓練
- ② 高齢者、障がい者等の要配慮者の避難に配慮した訓練
- ③ 高齢者、障がい者等の要配慮者を受け入れるための福祉避難所開設訓練
- ④ 迅速な職員参集のための非常参集訓練
- ⑤ 情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練
- ⑥ 初歩的な救出・救護を行うための訓練
- ⑦ 非常時に必要な水の確保や炊き出し、配布の要領などを習得する訓練
- ⑧ 防災資機材（災害用井戸等）の取扱い方法等について習得する訓練
- ⑨ ゲーム的な要素を取り入れ、誰でも参加しやすい手法で災害時の対応策を考える図上訓練
- ⑩ 県が調整・連結機能を発揮し、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版FEMA」

(2) 事業所、町会・自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

① 保育園、幼稚園、小学校、中学校等における訓練

市は施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するように啓発する。特に、浸水想定区域内の施設においては訓練を実施するよう指導する。施設管理者は、幼児、児童及び生徒等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。

② 事業所等における訓練

学校、病院、商業施設及びその他消防法で定められた事業所は、消防法第8条の定めによる消防計画に基づき避難訓練を実施する。また、市や町会・自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加する。

③ 要配慮者施設における訓練

市は施設管理者に対して、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するように啓発する。特に、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設においては訓練を実施するよう指導する。

施設管理者は、施設職員に対し、災害時における行動等についての教育を行うとともに、防災関連機関、町会・自主防災組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

④ 町会・自主防災組織の訓練

第3章 防災施策基本方針

市は町会・自主防災組織が防災訓練を実施する場合は協力する。また、小学校区を対象とした合同防災訓練を実施する場合は、町会・自主防災組織の参画を求め、地域・学校・行政がそれぞれ連携し、避難や避難所の開設・運営等総合的な訓練を実施する。

第4節 災害に強い体制づくり

1 市民、ボランティア、企業・事業者、行政が連携した防災体制の確立

地域社会の安全には、そのコミュニティ単位で市民やボランティアの自主的な防災活動と地域の企業・事業者の協力や行政・関係機関（社会福祉協議会、民生委員、日本赤十字社等及び防災関係機関）との連携を迅速に行い、効果的な災害対応が行える体制が必要である。

そのため、市は防災の課題について地域ごとに市民・ボランティアと企業・事業者が話し合える場をつくるなど、日常的に協力関係の確立に努める。

(1) 支援体制の確保

市は発災後、富士見市社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を支援し、災害時におけるボランティアの活動拠点としての機能を確保できるよう、設備・備品・資機材等の整備を行う。

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

また、ボランティアが不足する場合を想定し、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請できる体制を平常時から整備するとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるため、ボランティア保険等の手続き準備を行う。

(2) 災害ボランティア登録制度の活用

県は災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。

市は社会福祉協議会と連携して、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼びかけを行う。

【県の災害ボランティア登録制度】

登録する活動	○一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等 ○特殊作業：建築物の応急危険度判定 アマチュア無線 緊急物資の運搬 救急救護 メンタルケア、介護 ○ボランティアコーディネート業務
補償制度	ボランティア保険等の補償制度の整備
研修の実施	
ボランティアコーディネーターの要請	

第3章 防災施策基本方針

(3) ボランティアグループのネットワーク化

市は社会福祉協議会や県と連携し、ボランティア団体や市民活動団体との間で情報交換の場をつくり、ボランティアグループ同士のネットワーク化を推進する。

2 自主防災組織の育成

大規模災害になれば、その初期段階では行政・防災関係機関の災害対応が困難となり、被災現場の市民が「自らの命は自らが守る」という自覚を持ち、近隣住民と協力して被害の軽減に努めなければならない。

市は平常時から市民及び企業・事業者に防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。

(1) 自主防災組織の編成における留意点

- ① 自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。組織は、町会や自治会に加え、集合住宅の管理組合等、あらゆる地域コミュニティ団体を活用して結成する。

また、小学校区ごとに防災連絡会を立ち上げるなど、地域の連携強化を図る。

- ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- ③ 活動計画の企画・実施など、自主防災活動の中心的な役割を担う者（防災リーダー）を選ぶ。防災リーダーには、富士見防災リーダー養成講座を受講するなど、防災に関心があり、行動力のある者を充てるようにする。
- ④ 災害時の役割を分担するため、本部と必要な活動班に区分し、現在の町会組織の各部などにその役割を振り分ける。
- ⑤ 活動班の編成にあたっては、世帯数を考慮し、地域の実情に合わせて適宜に活動班及び班員を置く。

(2) 自主防災組織の指導・育成

市は自主防災組織の活性化を図るため、「地域防災ガイドライン」を作成・配布するとともに、防災講演会等を開催するなど指導・育成を行う。

- ① 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）
- ② 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）
- ③ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）
- ④ 自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行う。

(3) 自主防災組織の活動支援

自主防災組織の活動体制の充実を図るためには、災害用資機材や備蓄品等の整備が必要となる。市は「富士見市自主防災組織育成支援事業補助金交付要綱」に基づき、災害用資機材や備蓄品等の整備に要する経費の一部を補助するとともに、各種防災訓練の実施をはじめとする活動支援を行う。

3 避難行動要支援者支援体制の確立

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者が約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防隊員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められ、令和2年の同法改正により、個別避難計画の作成が努力義務化された。

市、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

(1) 災害時の要配慮者に係る定義

① 要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、傷病者、日本語が不自由な外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

② 避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本計画では、福祉施設の利用者等については別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

③ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、町会・自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

(2) 在宅者の安全確保

市は、災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者等の安全確保を図るため、地域とともに災害時における迅速な安否確認、避難誘導等の支援体制を確立する。

① 全体計画の策定

市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、本計画の下位計画として平成30年に富士見市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定した。

第3章 防災施策基本方針

② 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

③ 避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障がい者等の避難能力の判断に係る着目点】

- ア 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- イ 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ウ 避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

市では、避難行動要支援者の範囲を、生活の基盤が自宅にある方のうち、下記要件のいずれかに該当する方と定める。

- ア 一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の者
- イ 日中に一人暮らしになる高齢者及び高齢者のみ世帯の者
- ウ 介護保険の要介護認定2以上を受けている者
- エ 障害者手帳を所持している者
 - ・身体障害（視覚障がい、聴覚障がい、聴覚障がい、下肢・体感・移動機能障がいがある者）
 - ・知的障がい（療育手帳①、A、Bの者）
 - ・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級の者）
- オ 難病患者
- カ その他避難行動要支援者として市長が認めた者

④ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

ア 氏名
 イ 生年月日
 ウ 性別
 エ 住所又は居所
 オ 電話番号その他の連絡先
 カ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

⑤ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

⑥ 避難行動要支援者名簿の活用

市は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、町会・自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

⑦ 避難のための情報伝達

市は、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

⑧ 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

⑨ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、富士見市個人情報保護条例、富士見市情報セキュリティポリシーに基づいて避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

⑩ 個別計画の作成及び更新

市は、避難行動要支援者への効果的な救援・救護を行うため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、避難行動要支援者ごとに個別の避難支援計画の作成及び更新を進めるものとする。

第3章 防災施策基本方針

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

4 災害情報ネットワークの構築

(1) 情報通信設備の安全対策

① 非常用電源の確保

情報通信設備の安全対策として、停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー等を確保し、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

② 水害・地震に対する備え

情報通信設備が設置される場所において、水害時の浸水を考慮するとともに、地震に対する備えとして機器の固定を行い、落下、転倒を防止するなど、必要な措置を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

① 防災情報システムの整備

市は災害対策本部及び防災関連機関が、被害の予測や被災者への支援を円滑に行うため、災害情報の収集、災害応急対策の支援等が可能なシステムの整備を検討する。

② 防災行政無線の整備

市は埼玉県災害オペレーション支援システムにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手する。市内62箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備は、平成28年度にデジタル化が完了し、防災行政無線の放送内容を速やかに伝達するために、防災メール及び防災行政無線電話応答サービスを実施している。また、令和6年度からは、富士見市公式ラインと連携し、登録者への情報発信を行っている。

③ その他多様な情報伝達手段の整備

災害時は防災行政無線のほか、様々な方法で広く市民に情報を伝達する必要があるため、テレビ、ラジオ、携帯電話、スマートフォンなどを通じた情報伝達手段の整備を行う。

④ 市は、富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を踏まえ、デジタル技術を災害対応に活用する。

5 広域応援体制の確立

(1) 広域応援体制の整備

市は近隣市町をはじめ県内外の自治体、関係機関・団体と相互応援協定等を締結し、災害時の対応力を強化する体制を整備している。これらの協定に基づく情報伝達、救援や物資の調達などの活動を行うとともに自衛隊の災害派遣、災害ボランティアの受入れなど災害対策に必要な活動を円滑に行えるよう緊密な連絡体制を確立する。

(2) 応援要請

対応能力を超える災害が市域で発生した場合、近隣及び相互応援協定を締結している市町、県へ応援要請をする。

① 応急措置の要請要領

ア 基本方針

市が県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。

イ 県及び指定地方行政機関等への応援要請

市長は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部市町村班に、次に掲げる事項を明記した文書により要請する。

ただし、緊急を要し文書をもって要請できないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

派遣職員の待遇及び経費負担

派遣職員の待遇及び経費負担については、災害対策基本法第32条・第92条に定めるところによる。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は 応急措置の実施の要 請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等 の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応 急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請 の要求	「6 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑 化」参照	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関、 他都県の職員又は他 都県の市町村の職員 の派遣又は派遣の あつせんを求める場 合	① 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職 種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
NHKさいたま放送 局、(株) テレビ埼玉 及び(株) エフエム ナックファイブに放 送要請の要求	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ③ 希望する放送日時及び送信系統 ④ その他必要な事項	災対法第57条
消防庁長官への緊急 消防援助隊の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ② 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法 第44条

※人的・物的な応援要請の詳細は、富士見市受援計画による。

第3章 防災施策基本方針

(3) 災害応援体制の整備

被災自治体に対して、市は災害対策基本法に基づき市民とともに積極的に救援活動を行うものとする。被災地の正確な状況を把握し、必要に応じて迅速に救援体制を整備し、義援金、救援物資の集約、市職員、市民ボランティア等の派遣など、県、近隣市町と連携して対応する。

また、県を通じての要請や災害協定に基づき要請があった場合、被災自治体からの避難者を市内公共施設に受け入れる必要があるため、受入体制や受入施設についてあらかじめ検討しておく。

6 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑化

これまでの大規模災害の教訓を踏まえ、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、派遣要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊が自主的に情報収集をし、要請を待たずに部隊を自主派遣することができるように法整備されている。

このため、平常時から市の防災情報の提供等、円滑に対応できるよう自衛隊災害派遣担当部隊（陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊・大宮駐屯地）と連携を図るとともに、受入れ体制を整備する。

(1) 災害派遣要請の判断と連絡

市長は、地震の規模や被害の情報から市民の生命、財産を守るために必要と判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

① 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索救助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 通信支援
- ケ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- コ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- サ 救援物資の無償貸付又は贈与
- シ 交通規制の支援
- ス 危険物の保安及び除去
- セ 予防派遣
- ソ その他必要と認める事項

② 災害派遣要請要領

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、市長が県知事に依頼するものとする。

イ 災害派遣要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

③ 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。

イ 市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

ウ 市は、派遣された自衛隊の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。

エ 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

④ 派遣部隊の処置

ア 本部事務室 市役所（災害対策本部設置場所）

イ 資材置き場 適当な広場等

ウ 駐車場 適当な広場等

エ 宿舎、野営地、ヘリコプター臨時発着所

種 別	施 設 名	所 在 地	市役所からの距離
宿 舎	老人福祉センター	東大久保3655	2,750m
野 営 地	水子貝塚公園	水子2003-1	1,710m
野 営 地	びん沼自然公園	東大久保3664-1	3,100m
宿 営 地 ヘリ発着場	富士見市第2運動公園	みどり野南4-1	1,560m
ヘリ発着場	入間東部地区事務組合 東消防署	鶴馬1850-1	270m
ヘリ発着場	立教大学富士見総合グラウンド	下南畑1343-1	2,460m

※当該施設等が破損するなどして使用できない場合は、別の場所を臨時で定める。

⑤ 経費の負担区分

自衛隊が災害派遣応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱費、通信運搬費、消耗品等、救助活動実施の際に生じた損害の補償に関しては市が負担するものとする。

また、その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

(2) 災害派遣部隊の撤収の判断と連絡

被災者の救出救助、生活支援等の応急対策、都市基盤施設や崩壊危険建物等の撤去等の応急復旧対策において、その業務量が市の対応能力の範囲内となり、自衛隊の災害派遣を必要としなくなったときは、市長は速やかに派遣部隊の撤収を県知事及び派遣部隊長に要請する。

第4章 防災・危機管理組織

市は、本計画を的確かつ円滑に実施するために、防災関係機関、市民、企業・事業者との連携により防災・危機管理体制を確立する。

第1節 富士見市防災会議

市は、災害対策基本法の規定に基づき、富士見市防災会議条例により防災会議を設置する。

防災会議の会長は市長、職務代理者を副市長とする。

第2節 関係機関の処理すべき業務の大綱

防災に関し、指定地方行政機関等の処理すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 指定地方行政機関

関東農政局	【災害予防対策】 ・ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の防災上重要な施設の点検・整備事業に関すること 【応急対策】 ・管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること ・飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること ・農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること ・営農技術指導、家畜の移動に関すること ・災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること ・応急用食料・物資の支援に関すること ・農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること ・食品の需給・価格動向や表示等に関すること ・関係職員の派遣に関すること 【復旧対策】 ・農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること ・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
埼玉労働局 川越労働基準監督署	・工場、事業所における労働災害の防止に関すること ・職業の安定に関すること

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 【災害予防】 ・震災対策の推進 ・危機管理体制の整備 ・災害・防災に関する研究、観測等の推進 ・防災教育等の実施 ・防災訓練 ・再発防止対策の実施 【災害応急対策】 ・災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 ・活動体制の確保 ・災害発生直後の施設の緊急点検 ・災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 ・災害時における応急工事等の実施 ・災害発生時における交通等の確保 ・緊急輸送 ・二次災害の防止対策 ・ライフライン施設の応急復旧 ・地方公共団体等への支援 ・「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 ・支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 ・被災者・被災事業者に対する措置 【災害復旧・復興】 ・災害復旧の実施 ・都市の復興 ・被災事業者等への支援措置
国土交通省 気象庁 東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 ・気象業務に必要な観測体制、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 ・気象、及び地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
関東管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 ・他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事 ・管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事 ・警察通信の確保及び統制に関する事
関東財務局	・災害査定立会に関する事 ・金融機関等に対する金融上の措置に関する事 ・地方公共団体に対する融資に関する事 ・国有財産の管理処分に関する事

第4章 防災・危機管理組織

関東信越厚生局	・管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること ・関係職員の派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
関東森林管理局	・国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること ・災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ・商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ・被災中小企業の振興に関すること
関東東北 産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること ・鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
関東運輸局 埼玉運輸支局	・災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること ・災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること ・災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること
東京航空局 東京空港事務所	・災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること ・遭難航空機の捜索及び救助に関すること ・災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規則とその周知徹底に関すること
関東総合通信局	・非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること ・災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること ・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること ・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること

2 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

災害派遣の準備	・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること ・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ・埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施
災害派遣の実施	・人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

3 県の機関

南西部 地域振興センター	・災害応急対策組織の整備に関する事 ・災害情報の収集及び報告に関する事 ・自衛隊の災害派遣に関する事 ・市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・災害対策現地調査に関する事 ・災害対策現地報告に関する事 ・災害応急対策に必要な応急処置に関する事
川越農林振興センター	・農畜林水産被害の状況の調査 ・農作物共済・家畜共済及び建築物等の共済に関する事 ・農業災害融資に関する事 ・罹災者の食料等の確保及び輸送に関する事 ・主要農作物の種子及び苗の確保に関する事 ・農作物病虫害防除対策及び指導に関する事 ・防除機具及び農薬の調整に関する事
川越県土整備事務所	・降水量及び水位等の観測通報に関する事 ・洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事 ・水こう門及び排水機場に関する事 ・水防管理団体との連絡指導に関する事 ・河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関する事
朝霞保健所	・保健衛生関係の被害状況の収集に関する事 ・医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あつせんに関する事 ・各種消毒に関する事 ・細菌及び飲料水の水質検査に関する事 ・ねずみ族、昆虫駆除に関する事 ・伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事 ・災害救助食品の衛生に関する事 ・災害時の上下水道の復旧清掃に関する事 ・病院、診療所及び助産所に関する事 ・罹災者の医療助産その他の保健衛生に関する事
西部教育事務所	・教育関係の被災状況調査に関する事 ・公立学校及び施設の災害応急対策の指導に関する事 ・災害給付に関する事 ・応急教育実施の予定場所の指導に関する事 ・教育実施者の確保に関する事 ・応急教育の方法及び指導に関する事 ・教科書及び教材等の配給に関する事 ・重要文化財の保護に関する事 ・災害地学校の保護指導に関する事 ・災害地学校の給食指導に関する事
西部福祉事務所	・被害状況の収集に関する事 ・災害救助法の適用に関する事 ・災害救助法に関する委任事項の指導に関する事 ・災害現地調査に関する事 ・被災者の救難、救助その他保護に関する事 ・日本赤十字社その他医療機関との連絡に関する事

第4章 防災・危機管理組織

4 警 察

東入間警察署	・防災意識の高揚に関する事 ・危険地域の調査に関する事 ・被害状況の調査及び報告に関する事 ・人命の救助に関する事 ・交通規制及び緊急通行車両の確認に関する事 ・死体の検視（調査）に関する事 ・危険物の取締りに関する事 ・被災地における犯罪の予防及び取締りに関する事 ・災害広報に関する事 ・他機関の行う救助活動及び防衛活動の協力に関する事
--------	--

5 消防機関

入間東部地区事務組合消防本部	・防災に関する予防普及に関する事 ・消防・水防その他応急措置に関する事 ・避難及び応急救助に関する事 ・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関する事 ・危険物施設等の安全対策
富士見市消防団	・防災に関する予防普及に関する事 ・消防・水防その他応急措置に関する事 ・避難及び応急救助に関する事 ・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関する事

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 三芳郵便局	・郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関するこ と ・救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時におけ る郵便葉書等の無償交付に関するこ
東日本電信電話株式会 社埼玉事業部 株式会社NTTドコモ 埼玉支店	・電気通信設備の整備に関するこ ・災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関するこ ・被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関するこ
KDDI株式会社	・重要通信の確保に関するこ ・災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧 に関するこ
東京電力パワーグリ ッド株式会社 志木支社	・災害時における電力供給に関するこ ・被災施設の応急対策及び災害復旧に関するこ
日本赤十字社 埼玉県支部	・災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時 保存を除く）を行うこ ・救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡 調整を行うこ ・主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性 と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊 急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配 分に関するこ
NHKさいたま放送局	・県民に対する防災知識の普及に関するこ ・県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関するこ ・災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関するこ
日本通運株式会社 埼玉支店	・災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢 の整備並びに配車に関するこ
東京ガス（株） ・東京 ガスネットワーク（株）	・ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関する こ ・ガスの供給の確保に関するこ

7 指定地方公共機関

東武鉄道株式会社	・鉄道施設等の安全保安に関するこ ・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の 協力に関するこ
大東ガス株式会社	・ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関する こ ・ガスの供給の確保に関するこ
一般社団法人 埼玉県LPガス協会 朝霞支部 富士見地区	・LPガス供給施設の安全保安に関するこ ・LPガスの供給の確保に関するこ ・カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調 達に関するこ ・町会・自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協 力に関するこ
一般社団法人 埼玉県トラック協会	・災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関す

第4章 防災・危機管理組織

川越支部	ること
一般社団法人 埼玉県バス協会	・災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者

いるま野農業協同組合	・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・農作物の災害応急対策の指導に関すること ・被災農家に対する融資、あっせんに関すること ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること ・農作物の需給調整に関すること
富士見市商工会	・市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること ・災害時における物価安定についての協力に関すること ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
東入間医師会 富士見医師会 富士見市歯科医師会	・医療及び助産活動の協力に関すること ・防疫その他保健衛生活動の協力に関すること ・災害時における医療救護活動の実施に関すること
一般社団法人 富士見・三芳薬剤師会	・医薬品の調達・供給に関すること
病院等経営者	・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ・被災時の病人等の収容、保護に関すること ・被害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
富士見市土地改良団体 連絡協議会	・防災ため池等の施設の整備と管理に関すること ・農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること ・たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
社会福祉施設管理者	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること ・災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資に関すること
学校法人	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること ・被災時における教育対策に関すること ・被災施設の災害復旧に関すること
婦人会・PTA等 社会教育関係団体	・本市が実施する応急対策についての協力に関すること
町会・自主防災組織	・防災に関する知識の普及に関すること ・災害予防に関すること ・災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること ・防災訓練の実施に関すること ・防災資機材等の備蓄に関すること

第3節 消防機関

本市は、消防に関する事務をふじみ野市及び三芳町と共同処理をするため、入間東部地区事務組合を設置し、構成市町に消防団を設置している。

(1) 消防資機材等の整備

市は、計画的に消防施設の耐震化及び更新整備並びに消防設備等の充実強化を図る。

消防団は、計画的に消防団の拠点施設となる車庫等の整備及び車両の更新等により消防団の機能の増強を図る。

(2) 消防水利等の整備

入間東部地区事務組合消防本部は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を計画的に推進していく。

(3) 消防団組織の充実強化

富士見市消防団では、平成21年に「富士見市消防団活性化計画」を策定し、「全消防団員が消防団員としての高い目的意識を持ち、地域に根付き、市民に信頼される活力あふれる防災エキスパート組織集団」であることをめざして消防団員の確保、車庫等の機械器具の整備及び地域との連携を推進している。

第4節 市民、町会・自主防災組織、事業所等による組織

市及び防災関係機関の災害対策を円滑に行うためには、地域の状況を最も熟知している町会・自主防災組織等の住民組織及び地元企業・事業所と平常時から連携体制を整備しておく必要がある。

住民組織、事業所等の協力を得ながら防災週間や防災関連行事を通じて地域住民の防災意識の啓発、防災知識の普及を図り、自主防災組織の育成を図る。

(1) 市民の役割

自らの安全は自らが守る「自助」が防災の基本であり、市民はその自覚をもって平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、家庭内での備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。飲料水や食品などは、普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

① 平常時

- ア 防災に関する知識の習得
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ウ 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
- エ ブロック塀や住居回りの安全化
- オ 家庭内の安全点検と火災予防措置
- カ 土のう・止水板等の水防資機材の準備
- キ 災害用伝言ダイヤル等の震災時の家族同士の連絡方法の確認
- ク 避難場所、避難路の確認
- ケ 各種防災訓練への参加

② 災害時

- ア 出火防止措置及び初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 適切な避難の実施
- エ 市、防災関連機関が行う防災活動への協力
- オ 自主的な避難

(2) 町会・自主防災組織の役割

市は既存の住民組織である町会や自治会などを母体に自主防災組織の育成、強化を図るとともに組織の核となるリーダーを養成するとともに、女性の参画の促進に努め、男女共同参画の視点を踏まえた災害対応が図れるように努める。

また、避難所を中心とした地域で町会・自主防災組織、学校、事業所、市等が連携し、避難所運営等ができる体制づくりをめざし、避難所単位での組織化を検討する。

① 平常時

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- オ 協働による自主防災組織の活性化

② 災害時

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 要配慮者の安全確保等
- キ 避難所の自主的な運営

(3) 事業所等の役割

市内の事業所等は多くが住宅地に隣接して立地している。災害時には事業所内の発災を最小限にとどめるため、消防防災計画や自衛消防隊を整備し、近隣住民と協力して災害対応ができるようにしておく必要がある。そのため、市は消防と連携して企業内防災組織の育成と地域住民との日常的な連絡体制を確立する。

① 平常時

- ア 防災責任者の育成
- イ 建築物の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施
- エ 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- オ 防災用資機材の備蓄と管理
- カ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄

② 災害時

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ ボランティア活動への支援
- オ 行政の災害対応への支援・協力

(4) 地区防災計画の普及

市は、地域の防災力の向上を図るため、町会・自主防災組織を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、町会・自主防災組織に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、

第4章 防災・危機管理組織

啓発する。

第Ⅱ部 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 災害に強いまちづくりの推進

1 土地利用の適正化

宅地等の開発や道水路等の都市基盤整備においては、本市の地形、地盤状況を考慮し、あらかじめ液状化や崩落、浸水等の対策をしておく必要がある。

そのため、市は各種関係法令に則り適正かつ安全な土地利用を推進する。

2 建築物等の耐震化

(1) 公共施設等

市は、既に避難所として指定している小中学校及び公民館等の公共施設については耐震化を完了し、その他の公共施設についても必要な改修、補強等の適切な処置を実施している。

今後は、法令改正や老朽化等により耐震性の確保が必要となる場合など、適宜補修等で適切に対応する。また、大掛かりな改修が必要なものは、富士見市公共施設個別施設計画等で定める改修計画を踏まえ、計画的に耐震改修を進め、大規模な地震によっても市が所有・管理する施設、設備の機能が維持できるよう努めていく。併せて、公的な機能を備えた民間施設については、施設の安全対策の充実を図る。

(2) 一般建築物

市は、新築建築物については、関係法令の遵守や軟弱地盤対策、外装材の落下防止対策等の助言、指導を行う。また、既存建築物については、啓発、相談等耐震化の促進を図るための事業を推進する。

① 耐震診断・耐震改修助成金の交付

耐震診断を実施する市民の費用を一部助成する。また、診断の結果改修が必要となり、改修を実施する場合も費用の一部を助成する。

② 建築関係団体との協力

建築関係団体と協力し、民間建築物の耐震化の確保を図る。

3 危険要因の点検と改善

(1) 転倒、落下対策

市は、市民、事業者と協力してブロック塀、石塀等の補強や生垣化を促進し、屋外広告物、自動販売機及び屋内の家具等の転倒、落下対策について周知し、危険要因を点検、改善するよう啓発する。

(2) 急傾斜地対策

第1章 震災予防計画

市は、急傾斜地の開発行為にあたり、斜面状況の調査を十分行い、流下水及び湧水の処理、摩擦杭の打ち込み、法面の植栽等安定化、崩落予防対策に配慮するよう指導する。

土地所有者、管理者又は占有者は、地震等の災害時には、亀裂、陥没、隆起、建物・立木の傾斜、赤土の流出などの異常がないか観測し、異常があった場合は速やかに情報を市及び付近住民に伝達しなければならない。

(3) 危険物施設対策

① 消防法危険物取扱施設

過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。このため、入間東部地区事務組合消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、消防法に基づく規制の強化、立入検査による事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

② 毒劇物取扱施設

毒劇物取扱施設内の毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。

このため、入間東部地区事務組合消防本部は貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおいた現状の把握と指導及び立入検査を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

③ 高圧ガス施設

過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により指導が行なわれている。

入間東部地区事務組合消防本部は、高圧ガス保安令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する取締指導の強化及び普及啓発を図る。

④ 火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、入間東部地区事務組合消防本部は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する取締指導、普及啓発を図る。

4 情報発信手段の確保

市は市民に対し、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。情報発信手段の具体例は以下の通りである。

- ① 防災行政無線
- ② ホームページ
- ③ 防災メール
- ④ ツイッター、X等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）※1

- ⑤ 災害オペレーション支援システムを通じたＬアラート※²への発信
- ⑥ その他スマートフォンアプリ等

- ※1 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。主なサービスとしては「ツイッター」「X」「LINE」などがある。
- ※2 Ｌアラート：災害情報共有システム。安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。市、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者など、その情報を住民に伝える「情報伝達者」が共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できる。全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

5 ライフライン対策

(1) 上水道施設対策

基幹管路や浄水場施設の耐震化をさらに推進するとともに、給水資材等の備蓄や近隣市町及び指定工事店組合等と協力し、迅速な対応が可能な復旧体制を確立する。

具体的には、耐震性を有するダクタイル鋳鉄管への布設替や浄水場の配水池等の耐震化対策を実施している。また、みずほ台中央公園に設置してある耐震性貯水槽(60t)及び小中学校の災害時飲料用井戸を有効に活用し、さらに民家の井戸についても所有者の協力を得て必要な水を供給できるようにする。

(2) 下水施設、トイレ対策

下水施設の耐震性の向上、複数系列化、下水道台帳の複数保管、応急復旧機器・資材の備蓄や迅速な確保、近隣市町との協力体制の確立等の対策を図る。管渠周辺の地盤が液状化するおそれがある場合は、地盤改良等の対策を行い、新設する下水道施設については、可とう性継手を用いるなど耐震性の強化を図る。

また、トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすことから、仮設トイレ等の設置や既存浄化槽の利用等により、応急措置ができるよう努める。

(3) ガス対策

各事業者が供給設備の安全化と迅速な復旧対策を行う体制を整備しておく。また災害時に二次災害が発生しないようにし、消防等との緊密な緊急連絡体制を確立する。

大東ガス（株）が行っている震災対策

① ガス供給施設

ア 新設する施設は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づ

第1章 震災予防計画

き耐震性を考慮した設計を行う。また、既設の施設はその重要度を考慮し、計画的な取替えまたは補強等必要な対策を講じる。

イ 建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。

ウ ガス供給施設の被害により、二次災害のおそれがあると判断される基準に達した際、遠隔操作で速やかにガスの供給を停止するための遮断設備を構築する。

② 検知・警備設備

災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

ア 地震センサー（S Iセンサー）

イ ガス漏れ警報装置

ウ 圧力計

エ 流量計

市は大東ガス（株）に対し、ガス施設の耐震化計画・同設計に資する資料（土砂災害防止法に定める盛土崩壊等の可能性のある特定地区や液状化地区に関する資料等）の提供をする。

(4) 電気施設対策

電力会社は非常災害（自然災害や内部要因、外部要因等により電力設備が被災し、人身災害が発生すること、周囲環境に多大な影響を及ぼすこと、広範囲・長時間停電となり社会・経済システムに機能障害をもたらすこと等）の発生を防止する。

また、発生した場合は災害の規模を軽減し、早期に健全な状態に復旧するよう努める。なお、停電が発生した場合には、停電範囲をインターネット上で提供し、市にも連絡を行う。

電力会社の電気施設は以下に示す耐震設計に基づいて設置されている。

① 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。

② 送電設備

ア 架空線

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

イ 地中線

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

③ 配電設備

ア 架空線

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

イ 地中線

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

(5) 通信設備対策

通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう、平常時から複数の通信手段を確保し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、市と連携を図り、通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

6 延焼防止対策

公園、緑地、農地、道路等の空間は、地震災害には大火災の延焼を防止し被害を軽減するばかりでなく、避難や救援活動に、また平常時には地域の環境保全やコミュニケーションに役立つことから、市は防災に十分配慮した整備を進める。

なお、災害時における市民の安全確保を図るため、土地所有者の協力を得て、防災協力農地の指定を推進する。

既成市街地の密集住宅地域の防災性を高めるために、国、県等の関係機関と連携して再開発や不燃化等の震災に強いまちづくりに向けた対策を進める。

7 応急危険度判定体制の整備

市は、余震等による建築物崩壊等の二次災害を防止し、被災状況を正確に把握して応急復旧対策を速やかに実施するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。

このため、市職員を応急危険度判定士に育成し、また市内有資格者の協力を得て実施体制の整備を図るとともに、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図る。

8 緊急輸送ネットワークの整備

市内における効率的な緊急輸送を行うために、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する（資料編参照）。

(1) 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合においても、直ちに緊急輸送が行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、原則として国道、県道、市道と市役所及び各地域の避難所を複数の経路で結ぶようにする。

第1章 震災予防計画

これらの道路に関しては、発災後、直ちに通行が可能となるように、障害物の除去等の体制を整備する。

(2) 平常時からの対策

指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、がれき等の障害物の発生を最小化させる。また、緊急輸送道路内の重要な箇所や大きな被害の発生が予想される箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。

なお、応急復旧資機材の整備を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、富士見市災害対策協力会との連絡を密にし、応援体制を整備する。

(3) 市民への周知

市民に対しては、県により指定される緊急輸送道路に関してその位置や役割の周知に努める。

9 地盤災害の予防

(1) 軟弱地盤区域の安全措置

① 地盤沈下

広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を止めることを目標とし、埼玉県生活環境保全条例によって、井戸の新設を規制している。

② 液状化

市は、液状化現象が予測される地域や市民に対して、液状化の仕組みや各種液状化対策工法に関するパンフレット等を配布するなど、液状化対策の普及・啓発に努める。

(2) 宅地等の安全対策

① 災害防止に関する指導等

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、豪雨時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

② 指導基準

ア 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

イ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

ウ 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固め

や、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り防止杭等の安全措置を講ずる。

③ 安全対策

大規模盛土造成地について、盛土造成地の安定性を確認し、変動のおそれがある場合は、総合的な対策を推進する。

10 停電対策

(1) 施設の管理・維持

電力会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

(2) 復旧活動体制の整備

市及び電力会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、停電に対する円滑な復旧活動が行えるよう体制を整備する。

(3) 市庁舎等における停電対策

市は、市庁舎等が停電した場合の庁舎内や屋外での活動に備え、自家発電設備やバッテリー、可搬型電源装置等を整備し、日頃からの維持管理を行う。

(4) 避難所における停電対策

市は、停電時における避難所の電力の確保を図るため、非常用発電機の整備を推進する。

11 気象庁の発表する情報等の普及・啓発

(1) 地震情報の普及・啓発

熊谷地方気象台及び県、市は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

(2) 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

【緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。

第1章 震災予防計画

	<注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2節 要配慮者の安全確保の推進

1 社会福祉施設利用者の安全確保

市は、各施設管理者に対し、震災等緊急時の初期対応体制・指揮命令系統の整備及び職員・利用者への周知について指導する。

(1) 避難計画の策定

施設管理者は、職員・利用者及び建築物等の安全確保を図るため、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）」などを参考とし、あらかじめ避難計画を策定し、避難等において地域住民の協力が得られるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に利用者の安否を確認し、職員・利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難路を確保し、利用者を所定の避難所へ誘導及び移送するための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援体制の確立

市は、災害時に社会福祉施設の建物が使用できない場合、利用者を他の施設に一時的に避難させるなど、施設同士が相互に支援できる体制の確立に努める。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入れ体制の整備を行う。

また、施設管理者は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な、在宅で寝たきりの状態にある高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備に努める。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、必要な物資等を備蓄するよう努める。

(7) 防災教育及び訓練の実施

市は、施設管理者が施設職員・利用者に対し、防災に関する普及・啓発を実施する。

また、要配慮者施設の施設管理者は、消防や地域住民等との合同防災訓練や様々な悪条件を考慮した防災訓練を実施するよう指導する。

第1章 震災予防計画

(8) 市との連携

通常の避難所では生活が困難な高齢者等の要配慮者の対応を円滑に行うため、市は福祉避難所に指定する社会福祉施設と協定を締結する。

(9) 施設の耐震対策

市は、施設管理者に対し、震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修が未実施の場合は行うよう指導する。

2 在宅者の安全確保

市は、災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者等の安全確保を図るため、地域とともに災害時における迅速な安否確認、避難誘導等の支援体制を確立する。

(1) 全体計画の策定（総則編第3章第4節参照）

(2) 避難行動要支援者の把握（総則編第3章第4節参照）

(3) 避難行動要支援者の範囲の設定（総則編第3章第4節参照）

(4) 避難行動要支援者名簿の作成（総則編第3章第4節参照）

(5) 避難行動要支援者名簿の更新（総則編第3章第4節参照）

(6) 避難行動要支援者名簿の活用（総則編第3章第4節参照）

(7) 避難支援等関係者の安全確保の措置（総則編第3章第4節参照）

(8) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理（総則編第3章第4節参照）

(9) 個別計画の作成及び更新（総則編第3章第4節参照）

(10) 障がい者等に配慮した施設整備

市は、避難路、避難所、防災標識等について、要配慮者を考慮した整備を促進する。

(11) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うための手段を講じるとともに、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努める。

(12) 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、チラシの配布などを行う。また、町会・自主防災組織は、地域における防災訓練を実施し、地域住民に訓練を体験させるとともに、避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練も実施するように努める。

(13) 支援体制の構築

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

また、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などのネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立するよう努める。

3 外国人の災害対応力向上対策の推進

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、災害時に外国人が自ら必要な情報を収集し生命財産の安全を図れるよう、平常時から案内表示に英語等を併記する。

(3) ボランティア団体等との協力体制の整備

市は、国際交流ボランティア団体や市内の外国人を多く雇用している事業者等の協力を得て防災知識・情報の普及や円滑なコミュニケーションが図れるよう通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

(4) 防災訓練の実施

市は県と協力しながら、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人に対し防災訓練への参加を呼びかけ、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 外国人への情報伝達

市は外国人向けのチラシ・パンフレット等を配布し、防災情報の周知に努める。

第3節 避難計画

災害が発生し、又はその恐れがあるときに危険区域内にいる住民等が安心して避難することができるよう、避難場所等の確保及び避難者を支援するための対策を行う。

ただし、大規模災害直後の混乱時にあっては生命の安全を最優先に、本対策を基本として被災状況に応じて最も適切な措置を臨機応変に講じることとする。

1 避難計画の策定

公共施設及び公的な機能を備えた民間施設の施設管理者は避難計画を作成し、定期的に見直すよう努める。

(1) 学校における避難計画

学校における避難計画の策定にあたっては、次のことに留意しながら各学校の実情に応じて行う。

① 災害事前対応

災害時に児童・生徒の安全を確保するために、日頃から講じておくべき措置

ア 学校防災計画

イ 防災組織

ウ 防災教育・避難訓練

エ 災害に備えた安全管理

オ 災害時における保護者との連絡方法

カ 教育委員会、警察、消防、消防団への連絡網及び協力体制

キ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法

② 災害発生時対応

災害時に被害を最小限に食い止め、迅速に対応するための措置

ア 災害発生時の児童・生徒の安全確保

イ 避難所としての適切な対応

③ 災害事後対応

災害発生後、一段落した後の対策

ア 学校の教育活動再開に向けての対応

イ 児童・生徒の心のケア

(2) 福祉施設等における避難計画

社会福祉施設においては、次のような避難計画を、対象者の活動能力等について配慮して定めておくものとする。また当該施設職員のみでは避難誘導が困難と判断される場合は、各施設において、保護者、町会・自主防災組織及び市から、避難行動に必要な人員の派遣を確保できるように、連絡体制を作っておくものとする。

① 避難実施責任者

② 避難の計画

- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の方法や避難経路の決定（車両による搬出等）
- ⑤ 避難所の設定及び収容の方法
- ⑥ 避難者の確認方法
- ⑦ 家族等への引渡方法

(3) その他の公共施設における避難計画

公民館やコミュニティセンター等の公共施設の施設管理者は、施設毎に災害の状況に合わせた避難の伝達、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難計画の作成に努め、定期的な避難訓練を位置付け、内容を見直すものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難計画

市は、富士見市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者（一人暮らし高齢者や障がい者等）の避難を支援する。

また、避難行動要支援者の居住地・緊急連絡先・避難支援内容等を記載した避難行動要支援者名簿の作成及び、名簿情報に基づいた個別の避難支援計画を作成し、本人の同意を得た上で、その情報を関係機関、町会・自主防災組織、民生委員等と平常時から共有し、災害時における迅速な安否確認、避難誘導の支援体制を構築する。

(5) 地域の避難計画

市は、地域住民や町会・自主防災組織等が地域ごとの避難計画を策定する際に支援し、地域防災力の向上に努める。

2 避難場所の指定

避難場所は、施設の収容能力、機能、形態に応じて、指定避難所、福祉避難所、一時集合場所、指定緊急避難場所、広域避難場所及び一時滞在施設に区分して指定する。この指定場所の中から被害状況に応じて、できるだけ近い安全な場所を選定して「避難所」を開設する。

(1) 指定避難所（資料編参照）

避難者を屋内に収容する施設がある小中学校等の公共施設を指定避難所として指定する。

【指定避難所の指定基準】

- ① 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ② 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ③ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ④ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保

第1章 震災予防計画

できること。

- ⑤ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ⑥ 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ⑦ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ⑧ 環境衛生上、問題のないこと。

(2) 福祉避難所（資料編参照）

一般の避難所では対応が困難な方、特に介護を必要とする避難者を収容するため、介護に必要な設備等がある社会福祉施設を福祉避難所として指定する。

福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(3) 一時集合場所（資料編参照）

近隣の住民組織が指定避難所に避難する際に、住民の安否を確認するために一時的に集合できる空間のある場所を一時集合場所という。

(4) 指定緊急避難場所（資料編参照）

災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所を指定緊急避難場所として指定する。

【指定緊急避難場所の指定基準】

次の①～⑤の全ての条件を満たすこと

- ① 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
- ② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
- ③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
- ④ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
- ⑤ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

(5) 一時滞在施設（第Ⅱ部震災対策編 第2章震災応急対策計画 第13節帰宅困難者対策 P2-67 参照）

災害時における帰宅困難者を一時的に収容する駅付近の公共施設等を一時滞在施設として指定する。

3 市民への周知

市は、次のことについて住民に周知を図るものとする。

- ① 災害種別ごとの避難所
- ② 富士見市防災ガイドブック等による危険区域
- ③ 安全な避難行動について
- ④ 避難生活に関しての心がけ

なお、指定避難所については、避難所案内看板等を設置し、広く周知を図る。

第4節 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報の提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。帰宅困難者とは、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

2 住民等への啓発

市は次の点についての周知を行い、帰宅困難時の装備と知識の強化を図るとともに、「自らの安全は自ら守る」ことを啓発する。

- (1) 無理な帰宅行動は、自身に危険をもたらす可能性があるばかりではなく、消火活動や救出活動などの災害対応業務に支障をきたすため、帰宅の判断は慎重に行うこと
- (2) 家族との連絡手段、災害時伝言ダイヤル171等を利用した家族安否等の確認の方法
- (3) 地域での救出救護に協力すること
- (4) 飲料水や軽食品等の携行に心がけること
- (5) 防災行政無線、防災メール、ホームページ、SNS等を利用した情報の入手方法

3 関係機関との連携

(1) 鉄道事業者

- ① 鉄道事業者は、関係機関等と連携し、災害時における避難誘導についての計画を立案するとともに、円滑な避難誘導ができるよう努めるものとする。
- ② 市は、交通機関途絶による帰宅困難者に対する情報の提供方法等について、鉄道事業者と協議する。

(2) 近隣自治体

市は、帰宅困難者が発生する場合に備え、平常時から防災に関する情報交換等を近隣自治体と実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連携体制を構築しておく。

(3) 事業所等への要請

市は、職場や学校などで帰宅困難となった従業員や児童・生徒等に対し、適切な対応を行うことができるよう、事業者等に次の点を要請する。

- ① 施設の安全点検、帰宅困難者対策計画の策定、情報の入手手段の確保
- ② 水や食料、毛布などの備蓄及び仮泊場所等の確保
- ③ 周辺地域との協働

4 情報発信手段の確保

市は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさないよう、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。

- ① 防災行政無線
- ② ホームページ
- ③ 防災メール
- ④ ツイッター、X等のSNS
- ⑤ 災害オペレーション支援システムを通じたLアラートへの発信
- ⑥ その他スマートフォンアプリ等

第5節 備蓄計画

災害時に必要な食料は、物流が途絶し、食料等の物資が枯渇することなどを考慮し、県及び市が避難者用として1.5日分、帰宅困難者用として、県は1日分、市が2日分をそれぞれ備蓄することとし、市民においては3日分を目標に備蓄することとする。

また、飲料水、生活物資及び資機材等の備蓄は、緊急調達することが困難あるいは長時間を要するものについては、市が備蓄基準数量を計画的に確保しておくこととし、その他のものについては、災害協定を締結している自治体や企業等から調達するものとする。

なお、調達数が不足または調達が不可能な場合、市長は県知事に支援を要請する。

備蓄品は原則として避難所となる小中学校に分散して配置し、適正に維持管理することとする。ただし、給水資材は浄水場に保管する。

また企業・事業者は従業員数（帰宅困難者を含む）等の状況を考慮して、一人当たり1日分の飲食料及び必要な物資や機材等を備蓄しておくものとする。

1 供給対象者数の把握

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」の富士見市データにより、最大避難者数は約2,000人、最大帰宅困難者数は約4,000人と推測されている。

これらの避難者に1.5日分、帰宅困難者に2日分、災害救助従事者に3日分の飲食料等の必需品を供給できる体制を確立する。

2 備蓄方法及び基準

備蓄方法は、市があらかじめ購入保管する在庫備蓄と市内（近隣を含める）関係企業等が保管する流通在庫から購入する等、物品ごとに適切な方法により確保する。

また、不足する場合は県、関係機関・団体、協定自治体等に応援を求める。

(1) 飲料水及び生活用水の備蓄

① 行政備蓄

ア 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、罹災者及び災害によって上下水道施設が被災し、上下水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

イ 目標給水量は、次のとおり。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持のための最低限必要な水量
4日～7日目	20リットル／人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量
8日～20日目	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
21日～28日目	250リットル／人・日	被災前の通常給水量

第1章 震災予防計画

ウ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄水場施設等、耐震性貯水槽及び災害時飲料用井戸の整備を図っている。

② 個人備蓄

各家庭において、日頃から災害に備えて、最低3日分程度の飲料水を備蓄するよう指導・啓発を図る。

③ 民間井戸の活用

市民が所有する井戸で、災害時に市民に開放できるものを、「災害時飲料用井戸」、「生活用水として使用する登録井戸」（資料編参照）として指定し、災害時の市民の生活用水の確保を図っている。

(2) 食料・生活必需品・その他の備蓄

① 備蓄品への配慮

ア 備蓄品目

食料は、保存期間が長かつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。

イ 要配慮者への配慮

幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、市及び県は、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備するとともに、社会福祉施設に対し、飲食料及び必要な物資を備蓄するよう指導する。

また、避難所等ではアレルギーに注意する。

ウ 女性への配慮

生活必需品については、避難時の女性用品の不足に注意し、女性向け物資の備蓄に十分配慮するなど、女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資を整備する。

エ 避難生活への配慮

避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

3 中央防災センターの整備

市は、災害に強いまちづくりを実現に資するため、市内の小中学校等に設置している防災倉庫に加え、災害時により迅速かつ安定的に食糧や飲料水などの物資を供給すること、また、帰宅困難者対策及び災害救助従事者の拠点としての機能を整備するとともに、庁舎の災害対策本部機能を補完する施設を整備する。

第6節 医療計画

災害発生時には、救助や医療を必要とする多数の傷病者が発生することが予想されるため、これらの救助及び医療需要に迅速かつ的確に対応しなければならない。災害時の救急救助及び医療体制を確保するため、平常時より救急救助体制、初期医療体制及び後方医療機関を含めた広域的な医療応援体制の整備を図る。

なお、後方医療機関とは、救護所や近隣の医療機関で対応できない重症者等に対する治療及び入院等の救護を行うものであり、災害拠点病院を中核とした県内の中心的な病院がその役割を担う。

1 救急救助体制の整備

(1) 資機材の整備

消防は、同時に多数の救急救助活動ができるよう、救出用資機材や応急処置のための医療用資機材の整備を推進する。

(2) 地域における救護能力の向上

消防は、消防団及び住民等に対する救急救助訓練を行うなど、各地域における消防団及び町会・自主防災組織を中心とした救助能力の向上を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

消防は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するために、収容先医療機関の被害状況及び空き病床数等の必要な情報が把握できるよう、災害時の医療情報体制を確立するとともに、効率的な出動体制及び搬送体制を整備する。

2 初期医療体制の整備

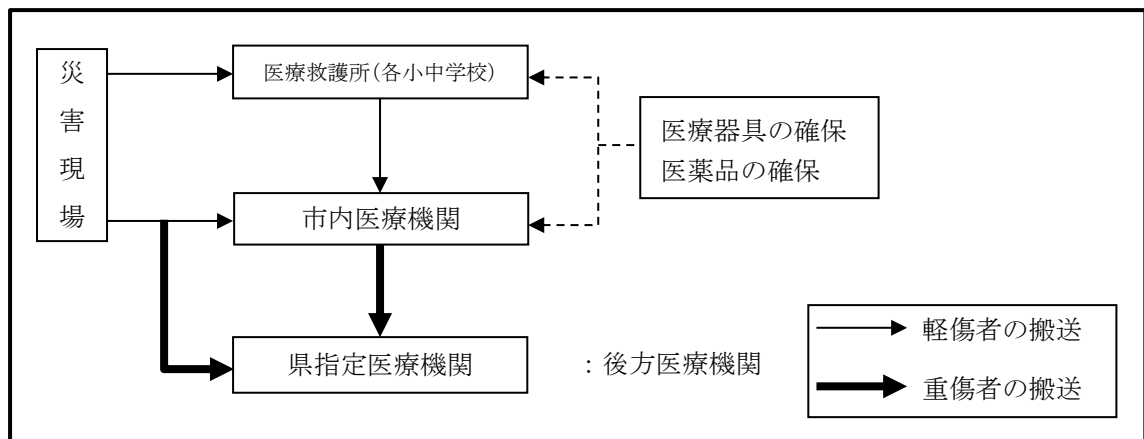
市は、医療救護活動を実施する上で、必要がある場合は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、一般社団法人東入間医師会に対して医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じ、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見・三芳薬剤師会及び埼玉県柔道整復師会等と協議し、医療救護活動への支援を要請する。

3 後方医療機関との連携

市は、救護所、市内医療機関及び消防との十分な情報連絡体制の整備に努めるとともに、後方医療機関と連携し、救護所や市内医療機関で対応できない重症者等の搬送体制を整備する。

第1章 震災予防計画

【医療救護の流れ】



第2章 震災応急対策計画

第1節 初動体制

これまでの大規模災害では国をはじめ被災自治体、防災機関の初動体制の遅れが指摘されている。

市は、地震による被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動体制を確立し、市民及び関係機関・団体並びに国、県、近隣市町及び指定行政機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、財産を守るための応急対策活動を行うものとする。

災害対策本部は震度に応じてあらかじめ定めた基準により参集した職員により、状況に応じて柔軟に組織を運用し、地震被害想定調査結果を踏まえた正確な情報処理により、適切かつ効果的な災害対応を図るものとする。

1 災害対策体制

災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、市長が本計画に定めるところにより、災害が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に、市の組織をあげて迅速で有効な災害対応を行うため、次の基準により職員を動員して災害対策本部の設置等活動体制を確立する。

(1) 配備体制基準と動員計画

災害の状況に応じて適切な対応が図れるよう職員の配備体制と基準を次表のとおりとする。

【配備体制と基準】

配備体制	配備基準	配備内容	災害対策本部の設置
情報収集体制	震度5弱の場合	情報収集等により災害対応に備える体制 防災主管課及び災害対策本部総括担当が参集	無
非常体制	震度5強以上の場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制 全ての職員が参集	有 同時に地域対策本部、情報収集拠点を設置

※震度4以下で被害報告があった場合は、防災主管課及び関係部署で情報収集をする。

2 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置及び閉鎖

災害対策本部は市長がその必要を認めたときに設置するものとし、災害及び危機の状況が拡大するおそれがなくなり、かつ応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

ただし、大規模災害時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、その時点から自動的に設置するものとする。

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は市役所本庁舎2階会議室に置く。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。

震災時における 優先順位	代 替 場 所	所在地	電話番号
第1順位	中央図書館2階	鶴馬1873-1	049-252-5825
第2順位	市民文化会館キラリ☆ふじみ マルチホール	鶴馬1803-1	049-268-7788
第3順位	市民総合体育館 エントランスロビー	鶴馬1887-1	049-251-5555

なお、本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、他の公共施設に災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の災害対策に関する主要事項の協議及び連絡調整を行うものとする。各部・班は、本部会議で決定した方針に基づき災害対応にあたる。

ただし、被害が軽微な段階までの災害対応を迅速に行うため、本部長の了解のもと、本部会議を開催しないで防災主管部長が配備体制基準に基づき災害対応の指揮をとることができる。

④ 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知

災害対策本部及び配備体制の設置又は閉鎖、解除の決定をした場合は、関係機関等に電話、防災無線、災害オペレーション支援システム、ホームページその他適切な方法により通知する。

(2) 情報収集拠点（資料編参照）

大規模災害時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、初動体制を迅速に立ち上げるために、発災直後に情報収集と住民の相談窓口となる拠点を各地域に設置する。

時間外の場合は、この情報収集拠点にはあらかじめ指名された近在の職員が自宅から直接出動することとし、災害対策本部機能が稼働次第、状況に応じて強化・縮小・閉鎖する。

① 情報収集拠点

- ア 情報収集拠点施設周辺の状況の把握と被災者支援情報の提供
- イ 地域住民の要望のとりまとめ及び相談受け付け等の対応
- ウ 災害対策本部、防災機関との連絡

(3) 地域対策本部（資料編参照）

大規模災害時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、避難所である小学校に各学区単位の地域対策本部を設置し、地域の状況にあった応急対策が円滑に行えるようにする。

時間外の場合は、この地域対策本部には教職員とあらかじめ指名された近在の職員が自宅から直接出動することとし、災害対策本部機能が稼働次第、状況に応じて強化・縮小・閉鎖する。

① 地域対策本部の任務

- ア 避難所の緊急開設と被災者の受入れ
- イ 教職員及び地域住民と連携した避難所の管理運営
- ウ 地域住民の生命・財産を守るための応急措置及び相談等の対応
- エ 災害対策本部、防災機関との連絡
- オ 被災者支援の情報提供

(4) 現地対策本部

限定的な範囲で激甚な災害が発生し、被害が拡大しない場合において、現地において特段の対策が必要なときは、災害対策本部会議で協議し、現地対策本部を設置することができる。設置場所、職員体制、組織等は災害対策本部会議で決定する。

(5) 組織及び所掌事務

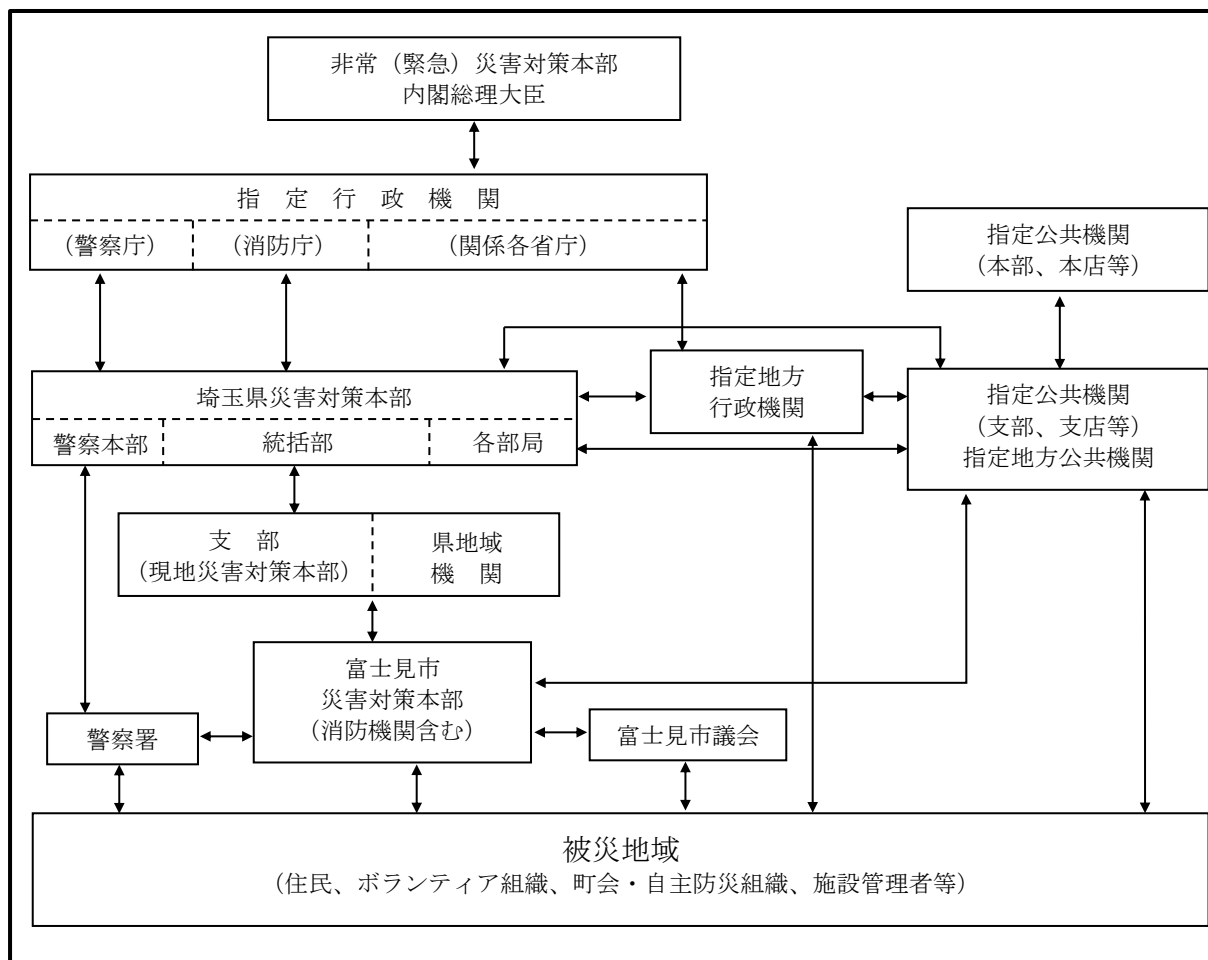
活動体制の組織、所掌事務及び動員について市長が別に定める（資料編参照）。

第2節 情報の収集・伝達計画

市域内に災害が発生するおそれ又は災害が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行うために必要とする正確な情報を速やかに収集し市民及び関係機関等に伝達しなければならない。

多方面との情報の収集・伝達ができるよう、市は情報窓口を市内に分散配置するとともに、関係機関と連携し情報が途絶しない体制を確立する。

【通信連絡系統図】



1 情報の収集

(1) 職員による情報収集

- ① 災害発生時及び災害対策本部組織に動員された場合は、登庁途中の市内の状況を把握して災害対策本部に報告する。
- ② 情報収集拠点及び地域対策本部に配置された職員は、住民情報を速やかに確認するなどしてできるだけ優先関係を精査し、電話、移動系防災行政無線、携帯電話、電子メール等により正確な情報を災害対策本部に報告する。

(2) 市民による情報収集

- ① 市民は自宅周辺の状況も合わせて把握した情報を速やかに災害対策本部、情報収集拠点、または地域対策本部の職員に通報する。
- ② 町会・自主防災組織等の住民組織は、構成世帯、地域の被害等の状況を把握して、災害対策本部、情報収集拠点及び地域対策本部の職員に通報する。

(3) 関係機関による情報収集

- ① 関係機関がそれぞれに収集した情報は、相互に共有できるよう平常時から通報訓練等により連絡体制を確立しておく。
- ② 関係機関が相互に通信できる機器設備及びシステムを連携して整備するよう調整を図る。

2 情報の伝達

情報収集手段は確実性を高めるために多重化、多系統化して整備する。また随時、訓練等により機能の点検、維持に努める。

(1) 緊急地震速報による情報伝達

- ① 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※緊急地震速報での本市の区域の名称：埼玉県南部

第2章 震災応急対策計画

(2) 職員への情報伝達

- ① 震度5強以上の地震災害時は、各自がテレビ、ラジオ、各機関のホームページ等で情報を入手し、動員計画に定められた災害対策本部組織の配置については、電話、移動系防災行政無線、携帯電話等可能な手段で指示命令及び情報の伝達を受ける。
- ② 上記以外の場合は、電話等で動員指示を受ける。

(3) 市民への情報伝達

① 町会・自主防災組織への伝達

情報収集拠点又は地域対策本部の職員が災害対策本部と連絡調整を図りながら、近くに所在する町会・自主防災組織に携帯電話、FAX、伝令派遣、防災行政無線（自局放送）等可能な手段で指示命令及び情報を伝達する。

② 住民への伝達

防災行政無線や防災メール、エリアメール、ホームページ、SNS、Lアラート、スマートフォンアプリ、広報車、消防団の個別巡回等、あらゆる手段で市等からの情報を住民に伝達する。

なお、防災行政無線放送については、聞こえづらい地域に対応するため、防災行政無線電話対応サービスを実施する。

名 称	電話番号
防災行政無線電話対応サービス	049-265-3030

(4) 関係機関への伝達

- ① 被害調査及びその報告は、災害オペレーション支援システムで県災害対策本部へ報告する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、発生・経過・確定の3種を埼玉県が定める所定の報告様式に従って調査の上、文書で報告する。

県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 報告の種別

(ア) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

a 発生速報

災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県が定める様式第1号の発生速報により埼玉県地上系防災行政無線FAX等で報告する。

b 経過速報

災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごと

に逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県が定める様式第2号の経過速報により埼玉県地上系防災行政無線FAX等で報告する。

(イ) 確定報告

埼玉県が定める様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

イ 県への報告先

N T T回線	電話 048-830-8111 (直通) FAX 048-830-8119
地域衛星通信ネットワーク	89-200-6-8111

ウ 消防庁への報告先

区分 回線		平日 (9:30~18:30) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	89-048-500-9043422	89-048-500-9049101
	FAX	89-048-500-9049033	89-048-500-9049036

- ② 消防、警察、ライフライン各社とは状況の変化に応じて随時情報交換し、有効な対策が行えるように体制を整える。
- ③ 自衛隊の災害派遣を必要とする規模の災害時には、自衛隊から派遣される連絡要員を受入れ、必要な情報を提供する。
- ④ 震度5強以上の地震を覚知した場合は、消防庁にも報告を行う。

第3節 広報広聴対策

被災者は不安な心理状態にあることから必要な情報を正確かつ迅速に提供し、パニックの発生を防止しなければならない。

1 災害時の広報

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- ① 地震発生と被害状況
- ② 災害対策本部の震災対策状況
- ③ 避難所開設状況
- ④ 住民に対する避難指示等に関する事項
- ⑤ 災害救助活動状況
- ⑥ 電気、電話、ガス、水道等の状況
- ⑦ 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況
- ⑧ 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ⑨ 支援情報（避難所、救護所、支援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑩ 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- ① 防災行政無線による広報
- ② Lアラート等を通じたテレビ、ラジオ等の報道機関
- ③ 防災メール、緊急速報メール等
- ④ 公用車による広報
- ⑤ ホームページ
- ⑥ ツイッター、X等SNS
- ⑦ その他スマートフォンアプリ等

(3) 生活再開時期の広報

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

① 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

ア 第1期（3日～1週間程度）

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。

イ 第2期（2～3週間目）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。

ウ 第3期（4週間目以後）

避難所での避難生活から仮設住宅等での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

② 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に地震災害時の広報紙を発行する。

(4) 避難所での広報

避難所では、次の方法で避難所での広報を行う。

- ① 災害広報紙の配布
- ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所運営組織による口頭伝達

広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、日本語が堪能ではない外国人等に対しては、スマートフォンの翻訳アプリや通訳ボランティア等を活用するとともに、やさしい日本語による伝達を行うよう留意する。また、視覚に障がいのある方には広報紙・掲示物の読み上げ等による対応や、聴覚に障がいのある方には手話通訳や筆談による伝達など、要配慮者にも配慮した情報伝達に努める。ラジオ、テレビのデータ放送、ファクシミリなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

(5) 報道機関による広報活動

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、FM NACK5に対して行う。

また、協定に基づきジェイコムさいたまに放送要請を行い、報道機関に対して情報提供を行う。

2 災害時の広聴活動

被災者の要望に的確に応える対策を進めるために避難所等に調査員を派遣し、応急対策の状況を把握するとともに被災者の意見を聴取する。また、県及びボランティア団体と連携し、相談窓口を開設し、各分野の担当職員が相談の対応を行う。

第4節 避難活動

1 避難指示等の発令

(1) 実施責任者

避難指示等は、次の者が行うものとする。

	実 施 者	災害の種類	要 件	法 令 根 拠
指示又は緊急安全確保	・市長、ただし市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害全般	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき、及び急を要するとき。	・災害対策基本法第60条
緊急安全確保	・警察官	災害全般	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったとき。 ・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
	・自衛官	災害全般	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	・自衛隊法第94条

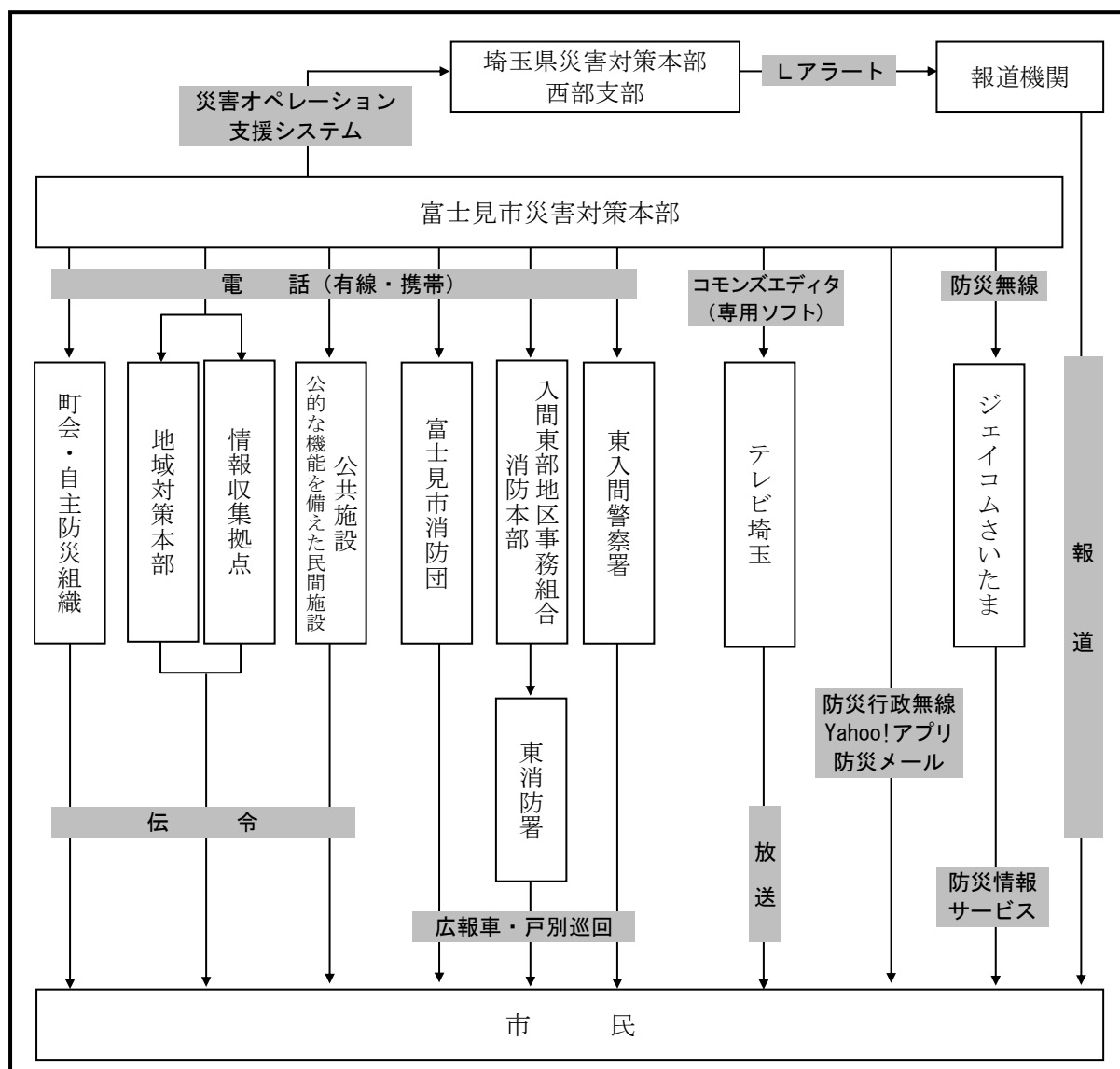
(2) 避難指示等の基準

各種情報の総合的分析を基に、震度5強以上の地震が発生した場合、おおむね次の基準により実施するものとする。

- ① 避難路が途絶し、被災者が孤立する恐れがあるとき。
- ② 地震に伴う火災が発生し、拡大する恐れがあり、市長が認めるとき。
- ③ その他、災害及び危機の状況により市長が必要と認めるとき。

(3) 伝達方法と系統

避難指示等の伝達方法は、次のとおりとする。



(4) 避難指示等の伝達事項

避難指示等の内容として住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、下記のように定めておき、非常事態の発生に際して混乱し、戸惑うことのないようにする。

- ① 発令者
- ② 理由
- ③ 対象範囲
- ④ 避難場所
- ⑤ 避難の誘導者
- ⑥ 警戒区域の設定

※放送文については資料編を参照のこと。

第2章 震災応急対策計画

(5) 避難指示発令の報告等

避難指示等を行った場合は、以下により必要な事項を報告・通知する。

① 関係機関への報告・通知

ア 市長が行う避難指示等

市長→（報告）→県知事

イ 警察官が行う避難措置

（ア）災害対策基本法に基づく措置

警察官→（通知）→市長→（報告）→県知事

（イ）職権に基づく措置

警察官→警察署長→県警察本部長→公安委員会→県知事・市長

2 市民の避難

(1) 避難路の安全性の確認

平常時から一時集合場所、避難所及び避難路の確認を個人、住民組織ごとに確認をしておき、避難者は、指定された避難路の安全を確認した上で避難する。指定された避難路が火災の延焼等、危険性がある場合は、安全な経路を選択して避難する。

(2) 避難方法

避難所へ避難する場合は、やむを得ない場合を除いて原則として、町会・自主防災組織等の住民組織ごとに集団で避難行動をする。また、町会・自主防災組織は、民生委員、ボランティア等と協力し、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の避難を支援する。

なお、避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(3) 避難の心得

避難時は、自動車での避難を避け徒歩により避難する。また、服装は軽装で動きやすい服装とし、携帯品は氏名標、貴重品並びに水・食料（1日分）等の最小限のものとする。

各状況における避難時の留意点

- | |
|---|
| <p>① 避難に関しては、必ず火気危険物などの始末を完全に行い、通電火災の危険があるためブレーカーを落として避難する。</p> <p>② 会社、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。</p> <p>③ 避難者は氏名標（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても良いもの）を携行する。</p> <p>④ 避難者は、1日分程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。</p> <p>⑤ 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。</p> |
|---|

- ⑥ 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。
- ⑦ 上記のうち平常時から用意しておける物品等は、「非常持出し」と標示した袋等に入れて、迅速に持ち出せるようにしておく。
- ⑧ 病院、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防、警察等との連絡を密にするものとする。

3 避難者の誘導

避難者の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

また、適切な住民と誘導員の人員配置は、大人の集団の場合は約50人に1人、児童の集団の場合は約20人に1人程度と考えられている。

- (1) 避難者の誘導は市職員、警察官、消防隊員、消防団員等が協力して行い、そのいとまがない場合は各地域の代表者（町会長や自主防災組織のリーダー）が統制を図るものとする。
- (2) 避難の順序は、おおむね次の順序で行うこととする。
 - ① 病弱者、障がい者 ② 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 ③ 一般住民
- (3) 避難者の誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町会単位で行うこと。
- (4) 誘導経路については避難開始前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (5) 避難行動に伴う混乱の発生を防ぐために避難者を誘導する者は、警察や防災関係機関と協議を行う。
- (6) 避難の移送及び輸送は、避難者が自主的に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両等により行うものとする。

第5節 避難所の開設・運営

避難所となる施設は、小学校が主体となり、必要に応じて規模を拡大する。小中学校に避難所を開設する際は、「避難所運営マニュアル」や「避難所カルテ」に基づき、避難所運営体制を整えていくものとする。これまでの大規模災害の教訓から学校が避難所としての機能を維持するために教職員が果たす役割は不可欠であり、避難所管理者は教職員及び地域住民と連携して避難所の開設、運営にあたるものとする。

また、市は地域の自主防災組織を育成し円滑な管理運営体制を確立するとともに、町会・自主防災組織のリーダーの協力を得て迅速に受入れ態勢を整える。

1 避難所の設置基本方針

災害によって住居が地震による倒壊などにより救助を要する被災者に対して宿泊、給食等の救援救護を実施するため、避難所を開設し、収容保護するものとする。

2 避難所の開設

- (1) 避難所は、災害に対し安全な建物で、給水施設を有するもののうちから選定するものとし、被災地に近く集団的に収容できる既存建物を利用する。既存建物を利用することができない場合は、野外にテント、プレハブ等を仮設できるよう態勢を整える。

避難所は、耐震構造（鉄筋又はブロック建をいう）の建物（学校、公民館、体育館等）を利用する。

(2) 避難所の収容

収容対象者は、次の者とする。

- ① 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場を失った者（全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）
 - イ 現に災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者）
- ② 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

(3) 収容期間

避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし一時収容した避難者に対して応急保護をした後、縁故先又はその他へ分散転出するよう指導し、食料及び衣類等の供給は、それぞれの計画に基づいて行う。

大規模災害の場合は、応急復旧状況等を考慮して県と協議して期間の延長等を行う。

3 避難所の運営

(1) 避難所管理者の派遣

市長は、避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための職員を避難所管理者として派遣しなければならない。また、運営にあたって避難所管理者は、その施設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。

(2) 避難所機能の強化

各小中学校は、災害対応型ガスバルクタンクの整備を行い、避難所機能が強化された。

今後についても、避難所備品及び避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の充実に努める。

(3) 避難状況の把握

避難所管理者は、避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。

- ① 開設の日時、場所、施設名
- ② 収容人員
- ③ 給食の要否、給食の必要量
- ④ 避難所管理者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。

(4) 避難者名簿の整備

避難所管理者は避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数等を把握する。

(5) 避難所の運営

運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」や「避難所カルテ」に基づき、原則として町会・自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(6) 高齢者、障がい者等の要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性に

第2章 震災応急対策計画

よる配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(7) 給食、給水、その他物資の支給

避難所管理者は、市によって調達された食料等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては地域の町会・自主防災組織及び避難者の協力を得て公正に実施する。

(8) 要配慮者等に必要な物資等の整備

市は、要配慮者等のために必要と思われる物資等を速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(9) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所管理者は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(10) 避難者の健康管理

避難生活では、避難者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難所管理者は良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、保健師等による健康相談の実施体制確保等の措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所や医療機関への移送、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(11) 避難者と共に避難した動物の取扱い

飼い主と共に避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

飼い主は日頃から動物のしつけ、ペット用の備蓄品の準備をしておき、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(12) 車中泊避難者への対応

熊本地震での教訓を受け、大規模災害の場合、避難所へ車等で避難し、そこで生活する「車中泊避難者」もいる可能性があるので、「避難所運営マニュアル」や「避難所カルテ」に基づき対応するものとする。

(13) 避難所における感染症対策

感染症が流行している場合においても、災害時に避難すべき市民が躊躇なく避難所に避難できるよう、「新型コロナウイルス感染症に対する避難所運営要領（令和2年6月富士見市作成）」の感染症対策のうち、必要な措置を講じ、避難所運営を行うこととする。

4 管理運営

- (1) 避難所管理者は、災害対策本部の指示に基づき避難所の管理運営業務を統括し、施設管理者はこれを補佐する。
- (2) 避難所運営マニュアルは、避難所の状況に合わせて柔軟に運用する。
- (3) 避難所管理者は、次の事項について定時毎に災害対策本部に報告する。
 - ① 開設日時、場所、施設名
 - ② 収容人員及び給食の必要量（確認日時）
 - ③ 避難所収容者の状況
- (4) 避難所管理者は、避難所業務日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

5 復旧・復興期における避難所管理

(1) 避難所となった学校の応急教育活動

避難が長期間にわたる場合、避難所と教育活動のスペースの調整を次のように行う。

① 避難者の移動

施設内において、教育活動に必要なスペースを確保するため、地域の町会・自主防災組織等の協力を得て避難者の移動を行う。その際、避難者名簿に移動先を記録する。

② 応急教育実施場所の変更

避難者の移動が困難な場合は、近隣施設の移動状況を考慮し、応急教育を複数校合同で実施する。

③ 避難所の閉鎖、避難者の集約

避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を避難者数の状況を見計らい段階的に集約し、順次閉鎖していく。

第6節 救助・医療対策

家屋等の倒壊や看板などの落下、火災等により救護・治療を要する負傷者等を発見した場合には、迅速に救出救助し、医療機関その他の臨時に開設する救護所等に搬送し、適切な救急対策を行う。

1 救助活動

救出救助にあたっては、人員と機材を確実な情報に基づいて効果的に配置しなければならない。

- (1) 平常時に消防、医療機関などの関係機関・団体と活動体制について統一的な運用方策を協議しておくものとする。
- (2) 救出救助活動が大規模に必要なときは、入間東部地区事務組合消防本部と協議して自衛隊等関係機関・団体に応援要請を行い、救助活動を行う。この場合、必要に応じて災害現場に救出現場本部を設置し、指揮命令を徹底するとともに、被害状況を正確に把握する。

2 医療救護活動

災害対策本部は、東入間医師会、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見・三芳薬剤師会、埼玉県柔道整復師会、入間東部地区事務組合消防本部等の協力を得て市内及び近隣の医療機関、保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動を行う。

(1) 医療救護所の設置

- ① 必要に応じ避難所等に医療救護所を設置するとともに、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、東入間医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- ② 災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（医療救急部兼保健医療調整本部）及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 救護活動のネットワーク化

救護所を2箇所以上設置したときは、災害対策本部に救護センターを設置し、各救護所、医療機関等の救護活動をネットワーク化する。

(3) 医療救護活動

- ① 医療救護活動は原則として、東入間医師会が編成する医療救護班が救護所において実施し、市職員はこれを補助するものとする。
- ② 主な活動内容
 - ア 医療救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - イ トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の可否及び順位の決定

- ウ 死亡の確認及び死体の検案
- エ 医療救護所等の巡回による必要な医療の提供
- オ 連絡調整及び医療救護班員に対する指揮
- カ その他必要な措置

(4) 負傷者等の搬送

救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、これ以上の医療行為を必要とする重症患者は、医療施設へ搬送する。市内の施設で対応が困難な場合には周辺市町の医療施設及び県指定の災害拠点病院へ搬送する。

搬送は入間東部地区事務組合消防本部に要請するものとし、不足が生じる場合には、災害対策本部が車両を手配する。

(5) 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、医療救護班が携行するもののほか、災害対策本部と東入間医師会が協力して調達する。また、医薬品に不足が生じた場合は、県に供給を要請する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動を待つことができず、市が医療・助産活動に着手した場合又は知事から職権を委任された場合には「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成29年3月31日内閣府告示第535号）（以下「実費弁償基準」という。）によるものとする（資料編参照）。

第7節 道路等障害物除去対策

1 障害物の除去

(1) 道路関係

優先的に障害物を除去する道路は復旧優先道路（資料編参照）に指定した道路とし、災害の状況に応じて次の道路とする。

- ① 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- ② 消火活動等、災害の拡大防止活動を行う上で重要な道路
- ③ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- ④ その他応急活動対策を行う上で重要な道路

(2) 河川関係

障害物等により危険と認められる場合、関係機関に報告するとともに、可能な限り障害物の除去を行う。

(3) 住宅関係

原則として「第10節 環境衛生対策」により処理するが、被災所有者からの申し出により緊急に必要と認めるときに限り実施する。

2 障害物除去の方法

(1) 除去に必要な車両、機械器具の確保

- ① 市保有の車両、機械器具を使用する。なお、必要に応じて富士見市災害対策協力会の協力を求める。
- ② 労働力又は機械力が不足する場合は、県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求める。
- ③ 効果的な除去作業を進めるため、資機材、労力等の提供を求めるなど、埼玉県建設業協会との協定締結等による協力体制を整備する。
- ④ 災害の状況に応じて自衛隊の派遣を要請する。

(2) 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についても、その所有者と協議の上、一時集積場とすることができる。

3 市内建設業者等の協力

作業を円滑に進めるため、富士見市災害対策協力会等の協力を得る。

- (1) 障害物の撤去は、原則として所有者の承諾を得なければならないが、緊急の場合は承諾がなくても道路の隅に寄せる等の措置を行う。
- (2) 道路補修材料、重機などは他市町等に支給・応援を要請して機能回復を最優先する。

- (3) パトロールを行い、道路の交通支障、被災状況等を確認し、場合によっては通行止め等の措置を実施する。

第8節 緊急輸送対策

1 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

2 車両による輸送（道路交通が確保されている場合）

(1) 輸送路の確保

- ① 輸送ルートは、道路の被害状況、復旧状況の情報を把握し最も適切なルートを決定し、同時に警察に協力を求める。
- ② 輸送路上の障害物は、「第7節 道路等障害物除去対策」により除去する。

(2) 車両の確保

市有の車両のほか市内の輸送業者及び市民の協力により輸送車両を確保する。車両が不足若しくは調達不能となった場合は、県に対して調達、あつせんを要請する。

(3) 緊急通行車両の届出

- ① 災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合の緊急通行車両については、緊急自動車以外は災害対策基本法施行令第33条に規定する標章及び証明書が必要となることから、事前に届出を行っておくものとする。
- ② 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。

 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
 - イ 消防その他の応急措置に関するもの。
 - ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
 - エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの。

- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規則その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるもののほか災害の発生、の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

(4) 燃料の調達方法

応急対策にかかわる車両等への燃料の調達については埼玉県石油業協同組合入間東部支部富士見班との「災害時におけるガソリン等燃料に関する協定」に基づき、燃料の確保を図る。

(5) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

3 ヘリコプターによる輸送

(1) 要請方法及び連絡先

① 県へ要請する場合

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。

名 称	電話番号
埼玉県防災航空センター	049-297-7810（代 表）
	049-297-7905（緊急時）
	049-297-7906（F A X）

② 自衛隊へ要請する場合

災害の状況に応じて、陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）へ連絡する。

名 称	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）	048-663-4241

(2) 市指定ヘリポート

救助物資輸送時のヘリポート指定地は以下のとおりである。ただし、指定した施設が使用不能な場合は、校庭などの着陸可能な場所を改めて指定する。

名 称	所 在 地	市庁舎からの距離	標 高
富士見市第2運動公園	みどり野南4-1	1,560m	6.3m
入間東部地区事務組合東消防署	鶴馬1850-1	270m	6.4m
立教大学富士見総合グラウンド	下南畑1343-1	2,460m	5.2m

これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、支援物資一時保管場所（食料は給

第2章 震災応急対策計画

食センター、生活必需品は総合体育館）で保管し、各避難所へ運搬する。

各避難所までの輸送は、原則的に災害対策施設管理・輸送班が行うものとする。

4 水路による輸送

他の輸送路が途絶し又は不足がある場合は、河川管理者と協議して次の場所に応急陸揚げ基地を置く。

新河岸川……南畑橋付近、木染橋付近

荒川……………富士見市運動公園付近

第9節 生活支援物資供給対策

1 食料の確保・供給

(1) 配給を行う基準

配給を行う基準は、災害救助法の実施基準に準じて、次に掲げる場合に行う。

- ① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
- ② 災害時における救助作業、急迫した災害の防止及びライフラインの被災施設の緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

ただし、災害救助法の適用外であるため、災害救助法が適用された場合においても、配給実施の決定は市長（本部長）が行う。

(2) 配給対策

- ① 備蓄倉庫の保管食料のほか、給食センターの食材等を迅速かつ公平に配給する。
- ② 配給に必要な車両の手配及び配給ルート of 優先通行については、関係機関の協力を得て迅速な配給体制を整備する。
- ③ 必要とする配給数の把握及び被災者への配給については、町会・自主防災組織と緊密な連携を図り、できるだけ組織ごとにまとめて確実に実施する。

(3) 食料関係物資集積場

救援食料等の集積場所は、次のとおりとする。集積場所で分別整理し、地域対策本部が指定する避難所等の配給場所ごとに配送する。ただし、災害の状況により調達先から直接避難所等に輸送させる場合もある。指定した施設が使用不能な場合は、集積可能な場所を改めて指定する。

食料関係物資集積所	施設名	所在地	電話番号
	学校給食センター	勝瀬506-1	049-252-2881

(4) 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合の給食活動にかかわる費用や期間等については、実費弁償基準によるものとする。

(5) 食料の調達方法

災害時における米穀等の主食の確保は、次のとおりとする。

- ① 市民、企業・事業者は、3日分の非常食等の備蓄を確保するものとし、可能な限り、より多くの食料等の備蓄に努めるものとする。
- ② 市は、市内取扱業者から米穀を購入する。
- ③ 市の調達食料が不足し、又は調達ができない場合、市長は県知事に埼玉県地域防災計画に定める「災害応急米穀の供給割当申請」により不足分を要請する。

第2章 震災応急対策計画

- ④ 交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

(6) 給食の方法

① 配給の順序

配給品は対象者の年齢等配慮し、需要にそったものとする。ただし、十分な調達ができない場合は、炊き出し等による米穀調理品を優先し、状況によっては乾パン等保存食品を配給する。

② 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食センターで行う。炊き出し能力は以下に示すとおりである。不足する場合には、赤十字奉仕団等に協力を依頼し、避難所内等で実施する。

なお、学校給食センターが使用不能等の場合には、調理設備を有する公共施設を利用して行い、また、市内の飲食店等に対して炊き出しの協力を依頼する。

【市の炊き出し施設】

施設名称	所在地	電話番号	炊出能力
学校給食センター	勝瀬506-1	049-252-2881	12,000食／日

(7) ボランティアの受入れ

ボランティア団体による炊き出し活動の受入れは、富士見市社会福祉協議会が窓口となり、地域対策本部と協議して決定する。

2 飲料水の確保・供給

(1) 応急給水対象者及び給水量

- ① 災害のため飲料に適する水を得ることができない被災者に対して、迅速に応急給水を行う。

② 給水量

災害発生から3日目までは1日1人3リットル、4日目から7日目までは1日1人20リットル、8日目から20日目までは1日1人100リットル、21日目から28日目までは1日1人250リットルを給水する。

③ 供給計画

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査による地震発生1日後の供給支障者16,852人に対しては、次のように飲料水を供給する。

給水拠点等	貯水能力 (m^3)	非常用 貯水量(m^3)	給水可能な対象者数・日数
東大久保浄水場 (東大久保2995)	12,000	6,000	666,666人 $\times 3\frac{1}{2}$ 日 $\times 3$ 日
水谷浄水場 (水子1229)	4,000	2,000	222,222人 $\times 3\frac{1}{2}$ 日 $\times 3$ 日
鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)	3,200	1,600	177,777人 $\times 3\frac{1}{2}$ 日 $\times 3$ 日
みずほ台中央公園 耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)	60	60	6,666人 $\times 3\frac{1}{2}$ 日 $\times 3$ 日
給水車(2t)1台	—		※666人 $\times 3\frac{1}{2}$ 日 $\times 1$ 日
合 計			16,852人 $< 1,073,331$ 人 $\times 3\frac{1}{2}$ 日 $\times 3$ 日

※非常用貯水量は、供給支障者数以上に対応できるが、迅速な配給体制を確立しなければならない。

(2) 給水資機材の調達

応急給水用として、市が備蓄している資機材が不足する場合には、市は県及び隣接市町に支援を依頼する。

(3) 給水方法

- ① 水道施設の被害状況を把握し、最低必要量（供給を要する人口 $\times 3$ リットル／日）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。
- ② 水道施設の応急復旧及び仮設給水栓の設置が必要なときは、富士見市管工事業協同組合等の協力を得て、浄水場、配水場、避難所、公園等に給水拠点を設置する。設置した場合は、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。
- ③ 給水拠点では定時に給水車等による飲料水の給水を行う。
- ④ 給水車等の給水設備に不足があるときは県に給水要請を行い、各協定締結自治体への協力依頼を検討する。
- ⑤ 医療機関、高齢者・障がい者施設等介護が必要な場所には優先して給水する。

(4) 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市は、市内の富士見市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認めたときは業者の出動を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。

住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに市へ連絡するよう周知する。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の給水にかかわる費用や期間等は実費弁償基準に定めるところによる。

3 生活必需品等の確保・供給

(1) 供給対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。

(2) 生活必需品の調達方法

- ① 備蓄分で不足する場合は、市内取扱業者から必要な品目を購入する。
- ② 調達数が不足又は調達不可能な場合は、市は県に調達を要請する。

(3) 生活必需品等の輸送

- ① 生活必需品等物資の集積場所は、次のとおりとする。集積場所で分別整理し、地域対策本部が指定する避難所等の配給場所ごとに配送する。
- ② 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。ただし、指定した施設が使用不能な場合は、集積可能な場所を改めて指定する。

生活必需品等 物資集積所	施設名	所在地	電話番号
	市民総合体育館	鶴馬1887-1	049-251-5555

(4) 生活必需品等の配分

① 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定

市は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、その都度定める。

② 生活必需品の配分

市は、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てた後、町会・自主防災組織の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給活動にかかわる費用及び期間等は、実費弁償基準によるものとする。

この場合、速やかにその内容を詳細に県に報告する。

(6) 義援物資の保管と配分

① 義援金品の受入

市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金品は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

② 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、日本赤十字社埼玉県支部、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

③ 義援金品の配分

市は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金品の配分を決定し、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

寄託者が配分先や使途を指定した義援金品を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。

また、被災者に対し、町会及び報道機関等の協力や本市の広報紙等により義援金の配分について広報し、義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

④ 義援金品の保管場所

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。

第10節 環境衛生対策

1 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物の処理

本市で発生した災害に伴って発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は、富士見市災害廃棄物処理計画に基づき、本市が主体となり、志木地区衛生組合及び入間東部地区事務組合等の処理施設で処理する。

また、災害規模が大きく独自処理が困難な場合には、県への事務委託等、広域で処理し、本市が支援団体となる場合には、処理主体である地方公共団体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理について支援する。

(2) 災害時に対応する廃棄物の種類

市が対応する災害廃棄物は以下に示すとおり、地震災害、風水害、その他の自然災害によって発生する廃棄物とし、市が主体的に処理するものとする。ただし、災害と同様の事象によって発生した廃棄物であっても、広域性や被害程度などから考えて災害廃棄物とは当たらないと考えられるものは、家屋及び土地の所有者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び一般廃棄物処理基本計画に基づき処理するものとする。

種類		概要
生活ごみ し尿（家庭）		家庭から排出される生活ごみ及びし尿
避難所ごみ		避難所から排出されるごみ
し尿（仮設トイレ等）		仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
片付けごみ		被災したものを片付ける際に排出されるごみ 以下のa～kで構成される
a	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混合した廃棄物
b	木くず	柱、はり、壁材などの廃木材
c	布団	被災家屋から排出されるもので、使用できなくなったもの
d	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
e	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
f	金属くず及びアルミ	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
g	廃家電（4品目）	家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）
h	小型家電/その他家電	家電4品目以外の家電製品
i	腐敗性廃棄物	食品、量、農産物、畜産物、食品工場から発生する製品等
j	被災自動車等	不動の自動車、自動二輪、原動機付自転車

k	その他 (有害廃棄物等)	一般廃棄物処理施設では処理が困難なもの（消火器、ボンベ類、石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品、農薬、毒物・劇物、太陽光パネル等）
	水害廃棄物	水害により発生した土砂等が多量に混入している粗大ごみや生活ごみ (水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭、汚水が発生する廃棄物)

(3) 災害廃棄物処理の基本方針

計画的かつ迅速な処理
災害廃棄物の処理は生活環境の保全のため、可能な限り短期間での処理を目指し、大規模な災害であっても3年以内の処理を目標とする。 計画的かつ迅速な処理体制を構築するために、収集及び運搬体制の構築、仮置場の配置及び管理運営、処理施設及び処分場の確保を計画的に進める。
周辺環境への配慮
アスベストの飛散や有害物質を起因とした土壌及び水質の汚染等による周辺環境への影響を防止するため、環境モニタリングや適切な管理・対策を行い、災害廃棄物の運搬や処理を進める。
安全性への配慮
災害廃棄物処理業務は、平時とは異なる廃棄物量や組成、また、危険物の混入等が予想されることから、作業員の保護具等、必要な備品の手配や仮置場における留意事項の周知などにより、作業の安全性の確保を図る。
市民への配慮
災害廃棄物の排出・分別について、混乱を招かないよう、市民への周知徹底を図る。また、財布・株券等の貴重品や位牌、アルバム等の思い出の品を確認した場合には、丁寧に保管・管理し、可能な限り持ち主に返却する等、市民への配慮に努める。
地域全体での協働体制
災害廃棄物の分別や仮置場の管理、運営、確保について、市民・町会等の役割分担を明確にし、協働体制の構築を進めるとともに、地域の民間事業所等と協力し、運搬、処理、資源化等に努める。
分別と再利用・再資源化の徹底
災害廃棄物の発生現場において可能な限り分別したうえで、仮置場や処理施設等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を削減する。混合状態の廃棄物は、重機や破碎・選別設備等で分別し、廃棄物の種類に応じて適切に処理し、再利用・再資源化を促進するとともに、最終処分量の削減を図る。

(4) 廃棄物の収集及び処理の優先順位

災害時は、人員不足や収集運搬車両等の資器材の不足が想定されるため、処理の優先順位を定めて効率的に収集・運搬する必要がある。そのため、感染性廃棄物や腐敗・悪臭等が発生する恐れがある生ごみや簡易トイレなどを優先的に収集し、紙や布、不燃物等の資源物は一時的に収集を休止する等の対応も検討する。

(5) 災害廃棄物の仮置き場

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、被災状況に応じて仮置場を開設

第2章 震災応急対策計画

し、一時的に保管する。仮置場の候補地は、事前にリスト化し、被災状況に応じた開設が可能な体制を整える。

(6) し尿処理

① トイレ対策

ア 災害によりトイレが使用不能となった場合は、共同の仮設トイレを設けるなどの対策を講ずる。

イ 仮設トイレの設置場所、設置数は被災者数等を考慮して地域対策本部と協議して行う。

ウ 仮設トイレの必要基数は、富士見市災害廃棄物処理計画において、1日1回の収集を基準とし、約210基と推計している。

エ 必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者、女性等への配慮を行うものとする。

② 収集処理

ア 収集順位

保健衛生の状況を悪化させないため、被災地域や避難所等重要性の高い施設から優先して収集する。

イ 収集・処理方法

避難所開設に併せて、し尿処理業者に委託して迅速に処理する。

ウ し尿処理場

名 称	所 在 地	処理能力
入間東部地区事務組合 浄化センター	ふじみ野市駒林1066 049-261-4891	26キロリットル／日

予定していた施設が使用不能のときは入間東部地区事務組合が指定した施設とする。

エ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(7) 処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適切な維持管理が難しくなるだけでなく、周囲の環境破壊をも引き起すおそれが考えられるので、普段より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な清掃活動を行うよう努める。

2 防疫活動

(1) 防疫

① 防疫実施班の編成

災害対策本部は、朝霞保健所、埼玉県ペストコントロール協会等の協力を得て防疫活動を行うため、次の係を編成する。

健康調査係	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。
健康診断係	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。
清掃係	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。
消毒係	薬品により消毒を実施する。
ねずみ族・昆虫駆除係	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。
予防接種係	定期又は臨時に実施する。

(2) 防疫用薬剤及び資機材の確保

防疫用の薬剤及び資機材は、備蓄分で不足する場合には、災害対策本部が市内の取扱業者及び県から調達する。

第11節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬対策

1 行方不明者の搜索

市は、警察、消防、消防団及び自衛隊等の関係機関と緊密に連携して、行方不明者を迅速に搜索し、救助し、又は遺体の収容、身元の確認を行う。

(1) 搜索体制

行方不明者の搜索、収容を行う場合は、関係機関の協力のもと、作業員及び重機等を確保し集中的に実施する。

(2) 搜索用資機材の確保

搜索用資機材は消防団及び市所有のものをを用い、不足を生じる場合には災害対策本部が確保する。

(3) 行方不明者に関する相談窓口の開設

市役所等に行方不明者の相談窓口を設置し、警察等関係機関との連携を図り、対応を行う。

2 安否不明者等の氏名等公表

市は、県や市町村、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応に協力するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を県の「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

3 遺体の処理・収容

(1) 処理・収容体制

- ① 警察による検視（調査）及び医師による検案を終えた遺体は、警察、消防の協力を得て、遺体安置所に輸送し、収容する。災害救助法が適用された場合において、県の協定に基づき日赤救護班が行う。
- ② 遺体の搬送は、関係機関・団体、市民等あらゆる車両を手配して行うとともに、衛生管理上必要なドライアイス、棺桶等を関係業者から確保する。

(2) 遺体の収容

① 遺体安置所の開設

市は災害現場付近の適当な場所（公共建物等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。また、必要により検視所を併設する。

② 遺体及び遺留品の管理

遺体及び遺留品は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し下記のような氏名と番号の書かれた「氏名札」を棺に貼付する。

＜ 遺体氏名札 ＞

富士見市 災 害 遺 体	
第	号
氏	名

③ 身元確認

市は警察と協力して、身元不明遺体の引取人の調査を行う。なお、遺体の身元が判明している場合には、遺族又は親族に連絡の上、遺体を引渡す。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の処理に要した費用は、実費弁償基準の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬

- ① 市が必要と認めるものについては、応急的に埋・火葬を行うものとする。
- ② 遺体を火葬に付する場合、市は死体埋火葬許可証（特例許可証）を作成し、火葬場へ送付する。災害時における死亡者の火葬について、必要がある場合には、周辺地域の施設へ応援を要請する。また、遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票を付し、一時保管する。
- ③ 家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。

(2) 埋・火葬実施時の留意点

埋・火葬の際には、「事故死等による遺体に関しては、警察機関から引継ぎを受けた後に埋・火葬する。」という点に留意し、実施する。

(3) 身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼し、家族・縁故者等が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は無縁墓地に埋葬する。

火葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として市が定める場所に移管する。

第12節 公共施設等の応急対策

1 公共建築物の応急対策

(1) 公共施設の応急対策

- ① 各施設の施設管理者は、施設利用者の安全を図るため、消防計画等に基づき迅速に対応を行う。
- ② 施設利用者の安全を確保するため、避難の際、施設利用者を避難設備を利用して安全な場所に誘導する。また、施設内残留者の把握に努める。
- ③ 通信・放送設備の点検を行う。
- ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。
- ⑤ 非常用電源の確保に努める。
- ⑥ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を行う。
- ⑦ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。

(2) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査の実施

応急危険度判定は、市と一般社団法人埼玉建築士会入間第一支部東部部会が、災害直後に被災した一般建築物・住宅等の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査済み（使用可）、要注意（改修するまで使用不可）、危険（使用不可）の三段階で判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

- ① 各施設の施設管理者は、災害対策本部に被害状況を報告し、被災施設の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査を要請する。
- ② 災害対策本部は市職員及び市内の有資格者に被災した公共建築物の調査を依頼する。また、有資格者が不足し、短期に判定を終了することが困難な場合は、県に対して判定に関する支援を要請する。
- ③ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の周囲に掲示するとともに関係者に通知する。

(3) 被災度区分判定調査の実施

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建築業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(4) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 危険物取扱施設の応急対策

(1) 消防危険物施設

① 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を行うとともに、直ちに消防に通報する。その後消防は、直ちに市、警察、関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を行う。

② 応急措置

施設管理者は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を行う。

ア 危険物の流出及び拡散の防止

イ 流出した危険物の除去、中和等

ウ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(2) 高圧ガス

① 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を行うとともに関係機関に通報させる。

② 応急措置

ア 高圧ガス災害については、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」により対処する。

イ 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を行う。

(ア) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

(イ) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

(ウ) (ア)、(イ)に掲げる措置を行うことができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

(エ) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

第2章 震災応急対策計画

(3) 火薬類災害応急対策計画

① 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を行うとともに、速やかに警察、消防に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を行う。

② 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を行う。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を行う。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を行い、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を行う。

(4) 毒物・劇物災害応急対策計画

① 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を行う。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を行う。

② 応急措置

ア 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を行う。

(ア) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を行う。

(イ) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を行う。

(ウ) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

イ 通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制を確立する。

3 家畜及び畜産施設の応急対策

事業主は、家畜及び畜産施設に被害があつた場合、市に被災状況を通報する。市は被害状況の調査結果をとりまとめ、川越家畜保健衛生所に報告する。

名 称	所在地	電話番号
川越家畜保健衛生所	川越市石田152	049-225-4141

4 上水道施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

市は、被害状況の調査及び応急復旧を行う。

(2) 施設の応急復旧

① 応急復旧作業の優先順位

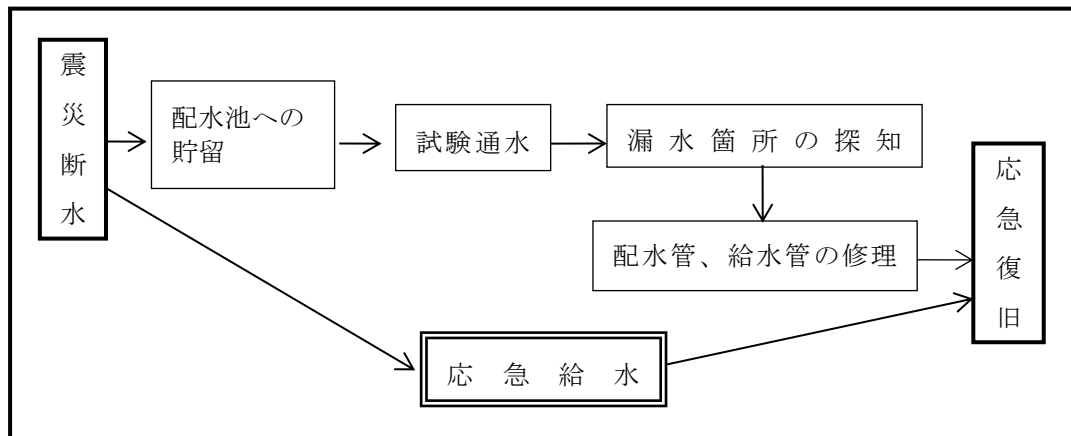
応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取りかかるものとする。

優先順位	施 設 区 分
1	取水・導水・浄水施設
2	送配水施設
3	給水装置

② 復旧体制の確立

ア 応急復旧の手順は次のとおりとする。

【応急復旧の手順】



イ 水道管路網図等復旧に必要な基本データは浄水場等に分散して保管する。

ウ 復旧資材の備蓄を充実し、関係業者の協力を得て資材の確保に努める。

エ 近隣の水道事業者と相互融通管等給水支援体制を確立する。

オ 臨時給水場所を必要に応じて次の場所に開設する。

- ・ 指定された避難場所
- ・ 医療機関

カ 宅地内給水設備の修繕は、市が窓口となり、富士見市管工事業協同組合と迅速に対応する。

第2章 震災応急対策計画

(3) 応急復旧要員及び資機材の確保

復旧作業は、市が中心となり、富士見市管工事業協同組合と協力して作業を実施する。

(4) 市民への広報

市は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、臨時給水場所等を定期的に、防災行政無線、ホームページ、広報車による巡回、避難所等への掲示、防災メール、SNS等その他適切な手段を活用して行う。

5 下水道施設の応急対策

(1) 施設状況の把握

市は、埼玉県荒川右岸下水道事務所、川越県土整備事務所と連携し、市内公共下水設備及び排水路等の下水道施設の状況を把握する。

(2) 施設の応急復旧対策

① 下水道台帳等復旧に必要な基本データは、同時に被災しない場所に分散して保管する。

② 宅地内排水設備の修繕は、富士見市管工事業協同組合に窓口を開設し、情報の一元化を図り迅速に対応する。

③ 緊急措置

ア 悪臭等の発生に伴う苦情に対しては、下水道機能が回復するまでの間は消毒・清掃などで対応する。

イ 家庭用雑排水の処理については、地表に滞留しない程度に水路等に導水し、又は管路を経て地下へと浸透させる。その後、吸込槽等の掘り替えを行う。

(3) 要員及び資機材の確保

市は、復旧作業に必要な要員及び資機材が不足する場合には、市内工事関係業者に協力を依頼し、また災害対策本部を通じて隣接市町及び県等に支援を要請する。

(4) 市民への広報

市は、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、仮設トイレ設置場所等を定期的に、防災行政無線、ホームページ、広報車等による巡回、避難所等への掲示、防災メール、SNS等その他適切な手段を活用して行う。

6 道路交通施設の応急対策

(1) 道路被害情報の収集・伝達

市は、国、県の道路管理者及び警察と連携して、道路交通に関する情報を収集するとともに、被害個所及び危険個所を把握し、交通規制、う回路の設定などについて警察と対応を協議する。

(2) 市道の応急対策

市道の路面及び交通施設等の損壊、流出、埋没その他により交通に支障が生じた場合は、道路・橋梁等の補強、崩壊土砂等の撤去、一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、交通標示を行う、被害が広範囲で甚大な場合は、災害対策本部を通じて自衛隊等他機関の応援を要請する。

7 鉄道施設の応急対策

【 東武鉄道株式会社の対応 】

(1) 基本方針

計画の目的を達成するため、大規模地震発生時の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

(2) 応急対策

① 災害時の活動組織の編成計画

ア 災害対策本部

大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。(鉄道事業本部防災規程第5条)

イ 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。(鉄道事業本部防災規程第7条)

ウ 災害対策総本部

アの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。(災害対策規程第5条)

② 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平常時から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

ア 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。
乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確認する。

第2章 震災応急対策計画

イ 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行い必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

ウ 電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）

③ 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続きにより処理をする。

④ 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

情報連絡系統は、「災害時の情報連絡系統図（東武鉄道）」のとおりである。

⑤ 旅客に対する避難誘導計画

ア 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

イ 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

8 電気施設の応急対策

【 東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社の対応 】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 応急対策

① 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるように下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

ア 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も

明確にしておく。

イ 社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

② 災害時における広報宣伝

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド（株）事業所に通報すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (7) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (8) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 震災時における住民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記①及び②については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

- (1) 感電事故防止周知 各現業機関→広報車→直接一般公衆に周知する
- (2) 復旧周知 非常災害対策総支社本部→県災害対策本部

③ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察、消防等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

(2) 復旧

① 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

② 災害時における復旧資機材の確保

ア 調達

非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 請負工事会社保管在庫の相互流用

第2章 震災応急対策計画

(イ) 本（支）部相互の流用

(ウ) 本店対策本部に対する応急資材の請求（支社外からの調達を必要とする資材）

イ 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し、適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支社対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

9 ガス施設の応急対策

【大東ガス株式会社の対応】

大東ガス株式会社は、災害のため都市ガス施設に被害発生のおそれのある場合、又は発生した場合において、都市ガス施設並びに都市ガス供給にかかる二次災害の未然防止と被害の早期復旧を図る。

(1) 災害時における組織

地震発生時には大東ガス株式会社の定める「地震時ガス導管緊急措置・復旧措置」

（以下「マニュアル」と記す。）に基づき、災害対策本部をはじめとする指示命令系統組織を編成し、マニュアルに定める二次災害防止に係わる情報収集活動・二次災害防止活動・広報活動・被害復旧活動他を行う。

(2) 主な緊急措置活動

① 情報の収集活動の実施

ア 地震計による地震規模の確認

イ 報道機関等による地震規模の確認

ウ 緊急巡回によるガス供給施設等の被害状況の把握

エ ガス送出量及び圧力の監視

オ ガス漏洩等の通報から対応までの状況把握等

② 二次災害の防止活動の実施

以下の場合、広域または特定の地区の緊急供給停止を実施する。

- ア 大東ガス本社の地震計のSI値が60カイン以上を記録した場合（広域）
- イ ガス送出量または圧力がマニュアルに定める閾値を超えた場合（広域）
- ウ 情報収集の結果緊急停止が妥当と判断された場合（広域・特定の地区）

③ 外部機関への報告、連絡、応援要請の実施

ア 日本ガス協会をはじめとする関係機関

- ・被害状況報告
- ・応援要請（必要に応じて）

イ 自治体、報道機関

- ・供給停止状況等

④ 巡回またはホームページによるお客様への広報の実施

ア ホームページによる供給停止状況に関する広報

イ 供給停止地区に対する巡回による広報

ウ 二次災害防止に係わる事項のホームページまたは巡回による広報（必要に応じて）

⑤ 供給継続地区の保安管理活動

ア 漏洩に係る調査及び修理等の対応

イ 被害状況把握の継続

(3) 応急供給の実施

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、病院、避難所、主要公共施設等を優先に、移動式ガス発生設備による応急供給を行う。なお、応急供給を行う条件は次のとおりとし、その優先順位は大東ガス株式会社の災害対策本部が行政機関等と協議して決定する。

- ① 当該建物が都市ガスの供給を受けている
- ② 当該建物のガス設備、ガス消費機器に漏洩等の異常がないことを当社が確認できた場合

(4) 被害復旧活動の実施

被害調査の結果をもとに、優先順位・工程を決定し実施する。

10 電気通信設備の応急対策

【 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部の対応 】

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図

第2章 震災応急対策計画

るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

イ 情報連絡

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

ウ リエゾンの派遣

災害発生時に市からの要請等に応じ、リエゾンを派遣する。

市は、リエゾンに対し、市内の避難所情報や被害状況等を情報提供し、リエゾンは市に対し、電話やインターネットの復旧見込み等に関する情報の提供や、災害用伝言ダイヤル等の提供に関する情報提供を行う。

② 応急措置

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等を通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第13節 帰宅困難者対策

1 市内に滞在する帰宅困難者への対応

- (1) 市は、市内に滞在する帰宅困難者を近くの一時的滞在施設に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援を行う。
- (2) 事業所等の責任者は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制するよう努め、帰宅が困難となる従業員等がいる場合は、事業所内等安全な場所に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援を行う。
- (3) 事業所等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様な対応が取れるよう対策を検討する。
- (4) 事業所等は、状況によって被災した周辺住民の救助・生活支援等の活動を行う。

2 駅周辺の混乱防止対策

鉄道の運行停止により市内駅周辺において、乗降客等の帰宅困難者が発生している場合は、市は東武鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等について情報を収集するとともに、一時的滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時的滞在施設の開設までの協力を要請する。

東武鉄道株式会社は、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

3 一時的滞在施設の確保

(1) 駅周辺における一時的滞在施設の確保

- ① 市は、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。
- ② 一時的滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。
- ③ 駅周辺から一時的滞在施設まで安全に誘導するため、東入間警察署の協力を得る。
- ④ 必要に応じて近隣市町に協力を要請する。

【一時的滞在施設】

駅	施設	所在地	電話
鶴 瀬	鶴瀬西交流センター	鶴馬3575-1	049-251-2791
みずほ台	みずほ台コミュニティセンター	西みずほ台1-19-2	049-254-2221
ふじみ野	ピアザふじみ	ふじみ野東1-16-6	049-257-6446

(2) 一時的滞在施設での飲料水・食料等の提供

- ① 市は、一時的滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

- ② 市は、一時滞在施設に必要な物資を日頃から備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、状況に応じて他の防災倉庫等から備蓄物資を提供する。

4 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者への支援として、県がトイレ・水道水・情報を提供する帰宅支援ステーションとして協定を締結しているガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と連携し、一時休憩所として利用できるよう各事業者に要請する。

一時休憩所を開設した場合、主要道路沿いに、休憩所の開設及び位置等を示した案内看板を設置するなど、徒歩帰宅者に対する広報を行う。

5 災害救助法の適用検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、市内の状況を把握して、適用基準に該当する場合、または該当する見込みがある場合には、県へ災害救助法の適用を要請する（資料編参照）。

6 情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を関係機関の情報伝達手段を活用して伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保するよう努める。

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・緊急速報メールによる情報提供
市	情報の提供	・徒歩帰宅者への簡易地図等の配布 ・市ホームページ及びツイッターに関連情報を掲載 ・防災メール及び緊急速報メールによる情報提供
鉄道事業者	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
通信事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171） ・災害用伝言版（WEB171） ・特設公衆電話の設置等
	安否確認手段の提供	・災害用伝言板
ラジオ、テレビ等 放送・報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の

第2章 震災応急対策計画

		被害復旧、運行情報)
--	--	------------

第14節 文教対策

教育長は各校長と連携して応急教育対策を行う。また、校長は学区の災害要因を勘案し、学校ごとに学校防災マニュアルを作成し、迅速な対応を図る。なお、放課後児童クラブの安全確保については、「第15節 社会福祉施設対策」(P2-76)を参照する。

1 下校・休校等の応急措置

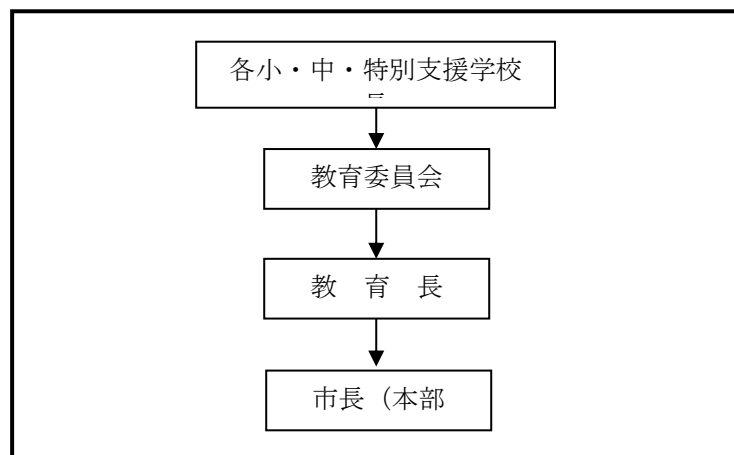
(1) 在校時の発災の場合

① 児童・生徒の避難

校長は地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、必要に応じ適切な緊急避難の指示を与え、安全な避難所に誘導をする。

さらに災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

【被害情報等の報告・伝達体系】



② 児童・生徒の帰宅方法

通学路が安全であると判断した場合は、教職員による引率等により安全を確認し、通学班による集団下校を行う。

大規模地震発生の際、警戒宣言が発令されている場合、通学路に被害が発生し下校時の安全が確保できないと判断した場合および交通機関の途絶により保護者が帰宅できないことが予想される場合には、児童・生徒を学校に留め置き、保護者への引渡しを実施する。

③ 保護者との連絡方法

学校連絡網で行う。電話が使えない場合は、学校災害メール等を活用する。

④ その他

児童・生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

第2章 震災応急対策計画

(2) 在校時外の発災の場合

- ① 休日、休校中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に復し災害の状況把握に努める。なお、交通機関等不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り極力状況の把握に努める。
- ② 富士見市域で震度5強以上の地震が起きた場合は、児童・生徒の安否確認等の応急対策を行うため、全教職員が直ちに参集する。また、各小学校が避難所として開設されるため、市職員に協力するものとする。

(3) 臨時休校等の措置

① 登校前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに学校災害メール、学校連絡網等の確実な方法で保護者への連絡を徹底させる。なお、通信途絶等の場合には防災行政無線や広報車で周知する。

② 在校時の措置

児童・生徒が在校時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、校長は教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校等の措置をとる。

この場合、児童・生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校、教職員の付添いなどの措置をとる。

(4) 帰宅困難となった児童・生徒への対策

- ① 校長は、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒の引き渡しが困難な場合や、災害状況により児童・生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を行う。
- ② 校長は、災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。
- ③ 校長は、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

2 応急教育の実施

(1) 学校施設の確保

- ① 学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校で受入れ、分散授業を実施する。児童・生徒を受入れられない場合には、学校としての用途に対応可能な公民館・集会所等の建物で受入れ、分散授業を実施する。
- ② 当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ③ 学校施設が災害により、その一部を用途に供しえない場合、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所に関しては、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を行う。休校はできるだけ避ける。

- ④ 被害の程度により、臨時休校の措置も予想されるので、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

(2) 教職員の確保

災害のため、教職員に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。

各小中学校が避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている間に、応急教育が実施される場合には、教職員は応急教育の実施に専念し、避難場所の運営は市職員が行うこととする。

(3) 応急教育の方法

学校施設等の確保状況に応じ、二部授業、学級合同授業、短縮授業等を実施する。

3 教材、学用品等の支給

(1) 学用品の給与を受けるもの

- ① 災害によって住家が全壊（焼）、半壊（焼）の被害を受けた児童・生徒。
- ② 小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童・生徒。

(2) 学用品給与品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は実費弁償基準の範囲内において市が県に請求する。

(4) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品については、1箇月以内に給与する。

4 給食に関する措置

(1) 情報の収集と連絡

災害の発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合、教育長は、その状況を災害対策本部に報告するものとする。

(2) 給食時の措置

- ① 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い、給食実施に努める。
- ② 保管中の給食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③ 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、当該学校給食及び炊き出しの調達に留意する。

第2章 震災応急対策計画

- ④ 衛生管理に注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(3) 一時停止措置

次のような事態が発生した場合は、学校給食を一時停止する。

- ① 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- ② 給食施設及び送電・給水・排水ラインが被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ③ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- ④ 給食物資の調達が困難なとき
- ⑤ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき

5 学校施設の衛生管理

校長は、被害の状況により施設の防疫及び教職員、児童・生徒に感染症予防接種や健康診断が必要な場合、災害対策本部に対策を要請する。

6 学校施設の緊急使用

- (1) 避難所に指定されている校長は、市長から避難指示等の発令の連絡を受けた場合もしくは大規模な被害により被災者が自主的に避難してきた場合は、市職員とともに住民の協力を得て速やかに必要な措置を行う。
 - ① 学校施設の安全確認を行い、危険個所及び避難所の管理運営に必要な部屋（校長室、職員室、放送室、保健室、理科室、コンピュータールーム、会議室等）の立入制限措置を行う。
 - ② 避難者を収容場所（体育館等）へ誘導する。
 - ③ やむを得ず校庭へ自家用車の乗り入れをする場合は、その都度判断するものとする。
 - ④ 避難者の名簿の作成及び移動の記録への支援を行う。
 - ⑤ 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。
 - ⑥ その他避難者に必要な安全対策を行う。
- (2) 避難者に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会と連絡し、他の公共施設の確保をし、早急に授業の再開を図る。

7 文化財・郷土資料の応急対策（第Ⅳ部 第6章 文化財災害対策（P4-37）参照）

文教対策一覧表

被害の程度	応急教育実施の予定場所	応急教育実施の方法	教職員確保の措置	教材学用品の調達及び給与	給食等の措置
学校の一部の校舎が被害を受けた程度の場合	特別教室、屋内運動場等を利用する。	学校施設に余裕がないときは、学級編成の標準以上の児童・生徒数による学級編成によって授業を確保する。		① 教材、教具等の購入調達については、速やかに業者に発注し、処置をとる。 ② 校具類についても、同様の方法で行う。	① 一部の災害のため応急修理ができるなら給食実施
学校の校舎が全部被害を受けた場合	① 最寄りの公民館等の公共施設を利用する。 ② 近隣学校の余裕教室を利用する。 ③ 一時的に指定学校を変更し、近隣学校に通学させる。	前記の場合と同様のほかに、二部授業の実施を考慮する。		① 災害救助法に定める基準外の教材教具等は、応急措置として他の学校から借用し、その後において業者に発注し、処置する。 ② 国庫補助関係の物品等を滅失したときは、速やかに県教育委員会に報告の上処置する。	① パン、牛乳の給食 ② パン、牛乳が購入できない場合は、弁当持参
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	① 避難先の通学区の学校への通学を校長の判断で認める。 ② 地区内の公民館等の公共施設又は神社、寺院等に依頼して応急教室を開設する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。	① 二部授業及び学級編成の標準以上の児童・生徒数による学級編成を行って授業を確保する。 ② 教育課程の一部を変更して復旧期間内の短縮授業を認める。	① 教職員が被災し、欠員があつた場合は、その数が少数のときは、当該校の補充教職員が授業に当たる。 ② 多数であつた場合は、早急に臨時的任用教職員をもって一時的に措置し順次補充する。	① 児童・生徒の学用品等については、一応学校から支給できる範囲内で行い、不足分については、応急措置として業者に一括発注する。 ② 国庫補助関係の物品等については、前記の②と同様とする。	① パン、牛乳の給食 ② パン、牛乳が購入できない場合は、弁当持参
市内大部分（広域な範囲）について被害を受けた場合	① 通学区を一時的応急に再編成し、その校区内の非被災公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。 ③ 避難先の通学区の学校への通学を校長の判断で認める。	① 二部授業及び学級編成の標準以上の児童・生徒数による学級編成を行って状況に応じて授業を行う。 ② 臨時休業又は短縮授業を行わせる。	① 教職員の欠員については、臨時的任用教職員をもって一時的な措置を行う。 ② その後、早急に補充を行う。		

第15節 社会福祉施設対策

社会福祉施設の施設管理者は、地震等が発生した場合、地震関連情報の収集、施設利用者の安全確保、職員や施設建物の状況把握を行い、市と情報を共有する。

1 高齢者福祉施設・障がい者福祉施設

(1) 安全の確保

高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに通所者・利用者の安全を確保する。危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

なお、災害発生時に自力での身体的安全確保や避難が困難な人が多いため、安全確保、帰宅方法、避難方法などの避難計画等の整備に努める。

(2) 施設職員の確保

施設管理者は、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(3) 避難誘導及び受入先への移送の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、利用者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

(4) 物資の供給

施設管理者は、状況に応じて食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布する。

(5) 避難誘導及び受入先への移送の実施

市は、施設利用者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、町会・自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(6) 施設のニーズに応じた援助の実施

市は、町会・自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設利用者や他の施設等に避難した利用者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

2 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等（公立・民間）

(1) 安全の確保

保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の施設管理者は、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児等、職員の安全を確保する。また、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をするとともに、保護者の迎えがない場合は、園児等を保護する。

施設管理者は災害の規模、園児等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども未来部を通じて災害対策本部へ報告する。

(2) 帰宅困難となった園児等への対策

- ① 施設管理者は、保護者が帰宅困難者となって、園児等の引き取りが困難な場合、一定期間施設内に留める対策を講じる。
- ② 施設管理者は、災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。
- ③ 施設管理者は、災害時における保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(3) 応急保育の実施

市は保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育が実施できない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設ける。交通機関の不通、保護者の被災等で通園等に支障をきたす場合は、臨時的な保育所や近隣の保育所で保育を行う。

第16節 避難行動要支援者等の安全確保対策

災害時に避難行動を行うことが難しい高齢者、障がい者等の要配慮者の安全を確保し、きめ細やかな生活支援を行う。なお、必要に応じて福祉避難所の設置を行う。

1 高齢者、障がい者等の避難対応

(1) 安否確認

市は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際に、あらかじめ作成した富士見市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画、避難行動要支援者名簿、個別計画等を活用し、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て行う。

(2) 情報発信

市は、町会・自主防災組織、民生委員の協力を得て、避難行動要支援者への情報発信の強化を図る。

(3) 避難所に避難する場合

町会・自主防災組織、民生委員等、近隣住民による安否確認、救出、避難行動の援助、医療施設等への同伴等を基本とするが、支援が困難な場合は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、災害対策本部職員等を派遣する。

避難所管理者は、要配慮者の体調を管理するために、トイレ、冷暖房器具、食事、健康管理等に配慮する。また、職員（保健師）、民生委員などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 避難所から福祉避難所へ移送する場合

避難所管理者は高齢者福祉施設利用者等、特に介護が必要と判断される者がいる場合は、災害対策本部に通報し、福祉避難所に指定されている施設の施設管理者と協議し、原則として入所施設から順次開設し、迅速に福祉避難所へ移送する。状況に応じて、本人、家族の希望があれば家族も一緒に避難できるものとする。

(5) 避難しないで在宅する場合

市は、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、富士見市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して巡回パトロール、ホームヘルパー、介護者及び手話通訳者の派遣などの対応を行う。

なお、必要に応じ食料、飲料水、生活必需品等の生活援助物資等を配給する。

2 乳幼児への対応

(1) 避難所に避難する場合

不特定多数の避難者の中で授乳や夜泣き等で避難者間でストレスが高まることもあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設ける。

また、乳幼児に必要な粉ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給するよう努める。

(2) 避難しないで在宅する場合

災害対策本部は、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、巡回パトロール及び母子保健推進員の派遣などの対応を行うとともに、必要に応じ生活支援物資等を配給する。

3 外国人等への対応

地震に不慣れな外国人等の場合はより不安な状態となることから、多言語による情報提供、生活支援及び精神的ケアを行うよう努める。また、避難所への収容、安否確認、物資の配給、生活支援等を平等に行う。

(1) 安否確認の実施

災害対策本部は、外国人等の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、語学ボランティア団体、市内の外国人等を多く雇用している事業所、町会・自主防災組織等の協力を得て、市内に居住する外国人等の人数や所在の把握に努める。

(2) 情報提供

県と連携して、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供や、やさしい日本語による情報提供を適宜行う。

(3) 相談窓口の開設

県、ふじみの国際交流センター、語学ボランティア団体等と連携・協力しながら、災害に関する外国人等の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談窓口の開設に努める。

第17節 災害ボランティアの受入れ計画

1 受入れ体制の確保

(1) 受入れ窓口の設置

災害発生後、富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は速やかにボランティア受付窓口を設置する。設置場所は、原則的に富士見市社会福祉協議会内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び災害対策本部を通じて報道機関等より周知する。

(2) ボランティアの受付及び県への報告

富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は、ボランティアの受付に際しては個別に以下の各項目について調査し記録する。また、配置先の各班のボランティアリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、災害対策本部を通して県へ速やかに報告する。

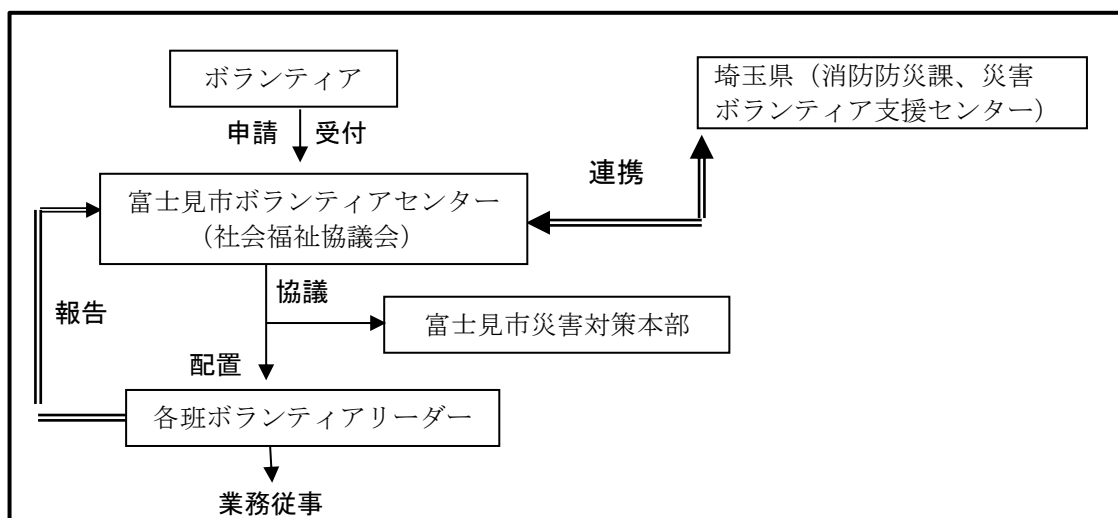
【ボランティアに関する県への報告事項】

① 氏 名	④ 住 所	⑦ 配置先
② 性 別	⑤ 電話番号	⑧ 業務内容
③ 年 齢	⑥ 職 業	⑨ 活動予定期間

(3) 応援の要請

ボランティアが不足する場合には、県及びボランティアセンター支援対策室に対し、災害対策本部がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)と同様の手順で進めるものとする。

【ボランティア受入系統図】



第18節 警備・交通対策

1 警備対策

(1) 発災直後の措置

埼玉県地域防災計画により警察が警備活動が始めるまでの間、町会・自主防災組織、消防団と連携して住民への情報提供、避難誘導、交通対策、高齢者・障がい者等の安全を確保する。

警察が警備活動が始めた後は、警察への情報提供のほか、警備活動を支援する。

(2) 避難後の措置

被災した地域及び住民が避難した地域での二次災害や犯罪を予防するための巡回点検、啓発等を町会・地域住民組織と連携して行う。特に死傷者等を発見したときは関係機関と協力して救出救護に努める。

2 交通対策

災害時に社会混乱の原因として大きな要因となる交通の混乱を防止するため、関係機関が迅速に協力して適切な応急対策を行う。

(1) 交通応急対策

① 交通支障箇所の調査及び通報

災害対策本部が収集した情報などをもとに路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無、その他被災の状況を国、県の道路管理者及び警察に通報し、対応を協議する。

② 市道の応急対策

災害による道路等の損壊、埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

ア 被害が比較的わずかな場合

道路の破損、埋没並びに橋りょうの損壊等の被害のうち比較的わずかな被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を行う。

イ 被害が甚大な場合

一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、う回交通表示を行う。また、広範囲にわたる場合は自衛隊の災害派遣等他の機関の応援を得て集中的応急対策を実施する。

③ 国道、県道の場合

道路管理者と協議し、必要な応急措置及び応援を行う。

(2) 交通対策

① 対象とする道路

ア 復旧優先道路

第2章 震災応急対策計画

イ 避難路及び避難所周辺道路

ウ 応急対策活動に必要な道路

② 交通対策の方法

ア 一般的な交通対策

市道については、市が警察と協力して道路法第46条第1項の規定に基づく道路の通行の制限または通行止めを行う。国道、県道については各道路管理者が同様に行う。

イ 緊急通行車両以外の交通規制

埼玉県公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく所要の交通規制を行う。この場合、市は、被害状況などの資料を提供する。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者のとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

エ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第19節 ペット動物への対応

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難（同行避難）してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等を県、埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等と協力の上、保護する。

2 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 飼い主とともに避難した動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の管理は、飼い主が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースを使用した場合、撤去後に使用した者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3 情報の交換

県と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他自治体への連絡調整及び応援要請

4 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第3章 震災復旧・復興計画

被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業への融資、義援金品の配布などについて災害状況に対応して適切な対策を行うとともに、過去の大災害からの教訓を踏まえて被災市民はもとより国・県・被災自治体と連携してより災害に強いまちづくりに結びつく復旧・復興計画を策定する。

第1節 災害復旧事業計画

1 災害復旧事業計画の策定

市長は、応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、被災原因の除去に努めるよう県等の関係機関と情報交換及び連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおり。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画（街路、下水道、都市公園、堆積土砂排除等）
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 文化財災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑫ その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設復旧事業関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅災害復旧事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・ 障害者支援施設等災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業 ・ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

	・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付に関する特例 ・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

3 災害復旧事業の実施

復旧事業の実施にあたっては、計画策定・事業費確定後速やかに関係住民の理解と協力を得て、人員、機材等迅速に行える事業体制の整備に努める。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、県の監督指導等を受けながら行う。

第2節 住宅の復旧対策

災害により住居が焼失又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では早急に住宅を得ることができない者を収容するため、県との連携のもとに応急仮設住宅を建設するとともに、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施して居住の安定を図る。そのために、災害救助法の基準に基づいて計画する。

1 応急危険度判定の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

災害対策本部は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 地震災害により被災した市民が現に居住する住宅等の建築物が、余震等による二次災害に対して安全を確保できるかの判定を、埼玉県被災建築物応急危険度判定士として登録している市職員及び市内の建築士等に依頼する。この場合、集合住宅及び住宅密集地区の建築物を優先して判定する。
- ② 被災建築物応急危険度判定士が不足し、短期に判定を終了することが困難な場合は、県知事に対して判定に関する支援を要請する。
- ③ 応急危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに、関係者へ通知する。

(2) 被災宅地危険度判定調査

二次災害の軽減防止を目的として、いち早く宅地の危険度を判定するため、災害対策本部は、被災宅地危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 大規模な地震によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。
- ② 被災宅地危険度判定の結果は、危険宅地（この宅地に入るとは危険）、要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）、調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）の三段階とし、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

(3) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものであり、復興計画の策定などに必要があった場合に、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府：平成25年6月）」等に基づいて実施する。

(4) 応急措置に関する相談及び広報

災害対策本部は、倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。

また、建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施す

る。

2 罹災証明書の発行

- (1) 災害対策本部は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らないの被害状況を調査し、罹災者調査原票を作成する。
- (2) 災害対策本部は、罹災者調査原票に基づき、被災者からの「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成し、発行する。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

仮設住宅への入居者は、以下の基準を満たす者とする。

- ① 災害のため住宅が全焼、全壊又は大規模半壊した者
- ② 居住する住居がない者
- ③ 自らの資力をもってしても住居が確保できない者

(2) 入居者の選定基準

入居者の選定は、社会的弱者を優先する観点から、選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる等配慮する。

(3) 応急仮設住宅の設置費用及び期間等

災害救助法が適用された場合の、仮設住宅設置にかかわる費用及び期間等の措置は、実費弁償基準によるものとする。

(4) 建設用地の確保

建設地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事又は市長が決める。この場合、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの使用状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

被害状況等により、やむを得ない場合には公園等の公共施設を利用して建設する。なお、私有地については所有者と十分協議の上、市と所有者の間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

(5) 応急仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合は、市長が行う。

4 既存住宅等の利用

(1) 公的住宅等の利用

市は、公営住宅等の空き家を、一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

公営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、国、県や他の自治体、独立行政法人都市再生機構等に空き家の提供依頼し、被災者に提供する。

② 入居資格

入居資格は、「2 応急仮設住宅の設置 (1) 入居対象者」に準ずる者のほか、市長が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

③ その他

ア 入居者の選定に際しては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先する。

イ 入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成及びペットの飼養状況に対する配慮を行う。

5 住宅の応急修理

(1) 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

○ 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

○ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

○ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○ 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

○ 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

(2) 応急修理を受ける者の選定基準

以下の全ての要件を満たす者（世帯）

ア 住宅が半壊、半焼、もしくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模半壊を受けた者

イ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれること

※応急仮設住宅の入居者は除く

(3) 一戸当たりの修理費基準

住宅の修理にかかわる費用期間等の措置は、実費弁償基準によるものとし、費用を県に請求する。

資材及び応急修理は、富士見市災害対策協力会等に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県に要請し、調達の協力を求める。

6 住宅関係の障害物除去

災害対策本部は、富士見市災害対策協力会等の協力を得て効率的に実施する。

(1) 対象住居

住居の木材等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住居を対象に実施する。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住居が半壊したもの。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 障害物除去の方法

① 除去作業に必要な資機材の確保

労力や機械力が不足する場合には、関係機関を通じて、隣接市町からの派遣を要請する。

② 障害物の集積場所

除去した障害物の一次集積場所は、交通や市民生活に支障がない公有地を原則とする。私有地の場合は、所有者と協議の上、選定する。

- ③ 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間
実費弁償基準に定める基準による。

第3節 生活再建等の支援

1 被災者の生活確保

(1) 罹災証明の交付

被災者への各種生活支援の申請等に必要となる罹災証明書の交付事務を迅速に行い、市民生活の早期安定を図る。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、家屋の全壊、大規模半壊、半壊、一部破損について証明する。

(2) 義援金品の受入れ・配分計画

① 義援金品の受入

市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金品は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

② 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、日本赤十字社埼玉県支部、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

③ 義援金品の配分

市は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金品の配分を決定し、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

寄託者が配分先や使途を指定した義援金品を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。

また、被災者に対し、本市の広報紙、町会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報し、義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

④ 義援金品の保管場所

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。

(3) 被災者の生活確保

① 就業支援

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、国（埼玉労働局）が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図る。

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、国（埼玉労働局）に報告する。

② 市税等の徴収猶予及び減免の措置（富士見市税条例第18条の2、第71条）

被災した納税義務者に対し、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれ実態に応じ適時適切に行うことができる。

ア 市税等の納税緩和措置

（ア） 期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税等を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヵ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。

- ・ 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域、及び期限の延長を指定することができる。
- ・ その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長することができる。

（イ） 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。

（ロ） 滞納処分の実行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の実行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を行うことができる。

（エ） 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。

・ 軽自動車税

被災した車輛の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

・ 市民税

納税義務者本人、又は住宅家財の被災程度に応じて減免を行うことができる。

・ 固定資産税、都市計画税

固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

③ 国民健康保険税の減免等

ア 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する（富士見市国民健康保険税条例第23条、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱）。

イ 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認

められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する（地方税法第15条）。

ウ 国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予

災害により身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けたときに、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請により6箇月以内において減免又は徴収を猶予する（富士見市国民健康保険に関する規則第12条）。

④ 国民年金保険料の減免

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき内容審査のうえ、年金事務所に免除申請書を送付する（国民年金法第90条）。

⑤ 後期高齢者医療制度の減免等（高齢者の医療の確保に関する法律第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条）

ア 減免

被保険者又は生計維持者が、震災、水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、保険料が減免される。

イ 徴収猶予

被保険者又は生計維持者が、震災、水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、納付できない金額を限度として、6月以内において徴収を猶予する。

ウ 一部負担金の減免

災害により一時的に一部負担金の支払いが困難と認められる場合には、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定した額を減額又は免除する。

⑥ 介護保険料の減免等（富士見市介護保険条例第16条）

被保険者又はその属する世帯の家計を主として維持する者が、震災、水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は介護保険料を減免する。

⑦ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

郵便関係	災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
------	---

	② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時において、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
為替貯金関係	取扱局、取扱機関及び取扱事務の範囲を指定して払戻等の便宜を行う。
簡易保険関係	被災者に対して緊急な需要を満たす必要があると認められるときに、次の特別な取扱い（非常取扱い）を行う。 また、これら特別な取扱いを行う支店及び業務委託先である郵便局に、その内容及び期間を掲示する。 ① 保険料の払込猶予期間の延伸 ② 保険金及び未経過保険料の非常即時払 ③ 基本契約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払 ④ 特約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払 ⑤ 普通貸付金の非常即時払 ⑥ 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻しの非常取扱い ⑦ 契約者配当金の非常即時払
災害寄付金の料金免除の取扱い	地方公共団体、中央共同募金会等からの申請をもって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送付する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。
災害ボランティア口座の取扱い	非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

2 被災者への融資

(1) 災害援護資金等の貸付

① 資金の貸付

災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設及び補修等の整備に必要な資金を貸付ける。

また、低所得者等に対しては、生活福祉資金を貸付け、居住の安定、自立の助長に寄与する。

ア 災害援護資金の貸付

被災した市民に対し、復旧と更生のために資金を貸し付ける。

イ 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

災害を受けた低所得者に対し、資金を貸し付ける。

ウ 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

災害を受けた低所得者、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金を貸し付ける。

② 災害弔慰金等の支給

市民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給する。身体又は精神に著しい障がいを受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

③ 災害復興住宅資金の融資

災害により、住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を住宅金融支援機構法に基づき融資する。

(2) 中小企業への融資

被災中小企業者に対し、資金融資制度に基づき融資する。

(3) 農林関係従事者への融資

農林業関係従事者に対し、資金融資制度に基づき融資する。

3 その他支援

(1) 行方不明者の対応

災害対策本部は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、町会・自主防災組織等と緊密に連絡し、避難収容者名簿及び収容された遺体の氏名札等から、行方不明者を検索する。

また、行方不明者の相談に関して、各避難所に窓口を開設する。避難所の職員は、災害対策本部でとりまとめられる収容者名簿をもとに対応する。ただし、プライバシーの問題等を考慮し慎重に取り扱う。

(2) 被災者への各種支援

被災者の自立生活の確立を支援するため、被災者自身による生活復旧の推移を踏まえて生活復旧を阻害する諸状況の把握に努める。また、被災者の震災のショックと長期間

にわたる避難生活等の精神的ケアや被災者の自立支援に必要な施策を実施する。

(3) 支援内容の周知

県は、被災者生活再建支援制度や埼玉県・市町村被災者安心支援制度を創設し、支援を行っている。

市は、罹災証明書の発行手続き、災害見舞金の支給、市税・保険料の減免についての周知を行う。

第4節 関係法の適用手続き

1 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定の手続

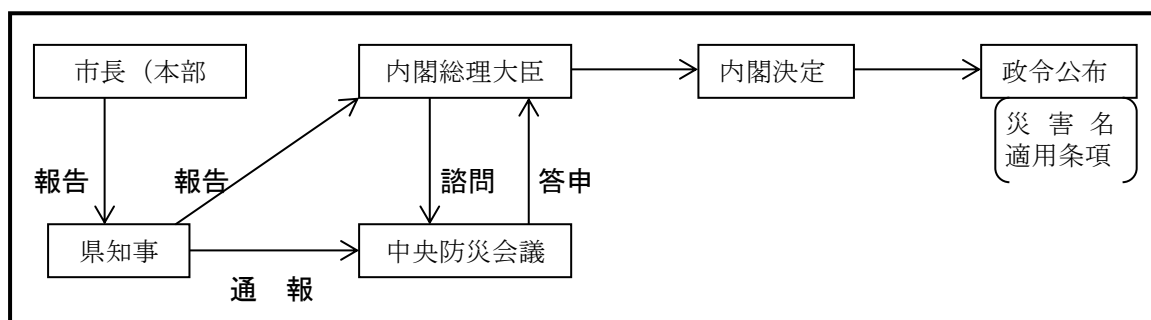
市は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

市長（本部長）は、速やかにその状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。県知事はこれを受けて、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を規定することとなり、これに必要な財政的援助措置がとられる。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

【激甚災害指定の手続】



(2) 激甚災害に関する調査

① 市長（本部長）は、市域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況を県知事に報告する。

② 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的な適用基準は以下のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準	該当事項
・ 富士見市内の住居が滅失した世帯数	100世帯以上	第1項第1号
・ 埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち富士見市内の住居が滅失した世帯数	(県) 2,500世帯以上 (市) 50世帯以上	第1項第2号
・ 埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち富士見市内の住居が滅失した世帯数	(県) 12,000世帯以上 (市) 多数	第1項第3号
・ 災害が隔絶した地域で発生したものである等 被災者の救護を著しく困難とする特別の事情 がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅 失したものであること	内閣府令で定める特別 の事情がある場合	第1項第3号 後段
・ 多数の生命又は身体に危害を受け又は受ける 恐れが生じた場合	内閣府令で定める基準 に該当すること	第1項第4号

(2) 災害救助法の適用手続

- ① 市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- ② 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第3章 震災復旧・復興計画

(3) 災害救助法による主な救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間 (災害発生の日から)	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による 食料の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤、 医師会（ただし委任した ときは市）
助産	分べんした日から7日以内	医療班派遣＝県及び日赤、 医師会（ただし委任した ときは市）
学用品の給与	教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定 ＝市 設置＝県（ただし委任した ときは市）
被災した住宅の 応急修理	1ヵ月以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

第5節 計画的な災害復興

1 災害復興対策本部の設置

市は、災害復旧対策を迅速に推進するために応急対策が一定の成果に達する等、その進捗状況に基づき、災害対策本部組織を改編し、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、県との連絡調整及び技術的な支援を得て災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画等及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する具体的な災害復興計画の策定を行う。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政手続き

① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理事業等の実施が必要な場合は、県に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

② 被災市街地復興特別措置法による建築行為等の制限

市は、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に基づき、都市計画として被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

(2) 災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専任部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1節 趣旨

1 計画策定の趣旨

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1 都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせ「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

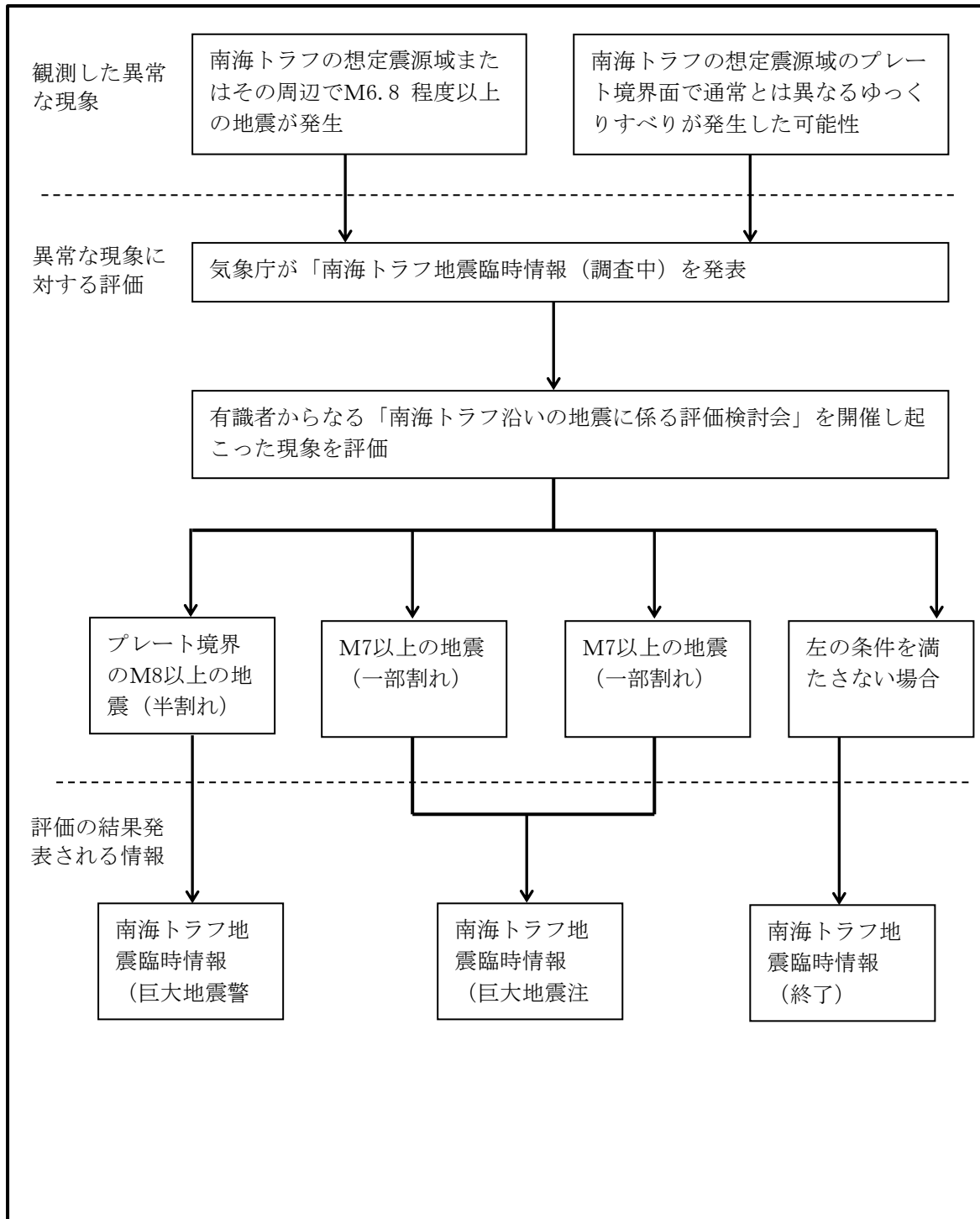
2 南海トラフ臨時情報の伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達す

る。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内等に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



3 市民等へのよびかけ

県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

■地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、県、市町村及び防災関係機関は、「第Ⅱ部 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置計画

第1節 趣旨

1 計画策定の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

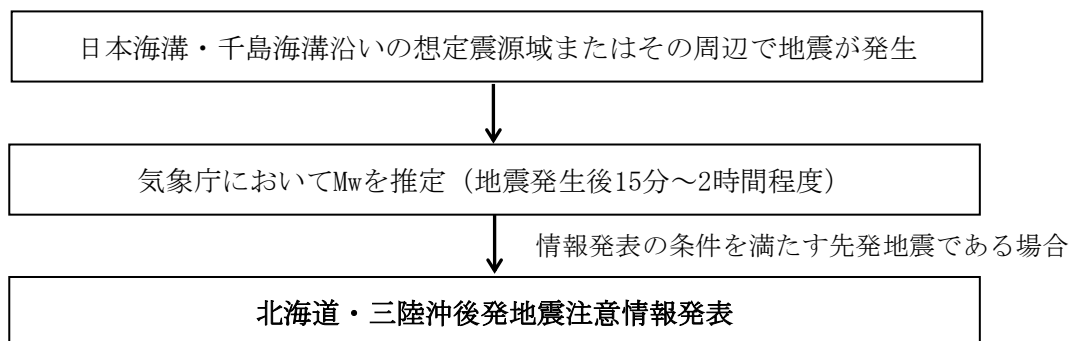
このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

2 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで M_w （モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



3 市民等へのよびかけ

県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

■地震発生後の対応

○異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第Ⅲ部 水害対策編

第1章 水害予防計画

第1節 災害に強いまちづくりの推進

1 水害予防対策の現況と課題

本市には一級河川の荒川、新河岸川、柳瀬川その他、富士見江川、権平川、唐沢堀、図川、砂川堀雨水幹線、別所雨水幹線等の河川等が多くあり、過去の水害の歴史の中で排水機場、排水ポンプ場、制水扉、水門、樋管、遊水池等を設置して水害を予防し、本川への流出量の増加等河川設備の充実や水防活動の拠点となる水防センターの整備を行うなど対策を講じてきた。

しかし、近年は平成27年関東東北豪雨、平成29年九州豪雨など、時間雨量100ミリを越す集中豪雨が全国各地で発生しており、本市においても、平成28年台風9号や平成29年台風21号、令和元年台風19号などにより大きな被害が発生している。

都市化の進展とともに市街地での道路冠水や地階への浸水など新たな災害要因が生じており、異常気象や雨水の浸透条件の悪化など水害発生要因は年々変化していることから、排水施設の更新や改善を順次進め、流下機能の維持管理に努めるとともに、市街地における雨水貯留・再利用の推進等、社会の変化に対応した水害予防対策が必要となっている。

特に、砂川堀に隣接する大字勝瀬地域や山室地域、新河岸川に隣接する水谷東地域については近年の台風による浸水被害が発生している地域であるため、各地域に設置している水防設備の改善を進め、水害予防を図っていく。

水防法の一部改正により、荒川、入間川、新河岸川、柳瀬川の洪水浸水想定区域（富士見市防災ガイドブック参照）が公表され、それによると台地部を除く市域の半分以上が浸水すると想定されているため、広域的な避難誘導や、それに対する対応が課題となっている。

2 土地利用の適正化

宅地等の開発や道水路等の都市基盤整備においては、本市の地形、地盤状況を考慮し、あらかじめ崩落、浸水等の対策をしておく必要がある。

そのため、市は各種関係法令に基づき適正かつ安全な土地利用を推進する。

3 水防施設等の維持

水害の応急対策に必要な施設や資機材等を定期的に点検整備し、有効適切に使用できるよう維持に努める。

4 危険要因の点検と改善

(1) 危険箇所の把握

市内には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月1日法律第57号（土砂災害防止法））第7条に基づく土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が15箇所、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が12箇所あるが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない（富士見市防災ガイドブック参照）。総雨量100ミリを超えるなど土砂流出や地割れなどが発生するおそれがある場合は、随時巡回監視を行い、状況の把握に努める。

(2) 予防対策の啓発・指導

市は、土砂災害警戒区域付近の開発行為者や土地所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁や雨水等の排水処理等について崩壊の危険性に配慮した対策を啓発・指導する。

また、市民に対して、水害に備え、土のうの準備や浸水想定区域の確認等についても啓発する。

5 情報発信手段の確保

市は市民に対し、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。情報発信手段の具体例は以下の通りである。

- ① 防災行政無線
- ② ホームページ
- ③ 防災メール
- ④ ツイッター、X等のSNS
- ⑤ 災害オペレーション支援システムを通じたLアラートへの発信
- ⑥ その他スマートフォンアプリ等

6 ハザードマップの公開

国、県による水害予測調査に基づく、富士見市の洪水及び土砂災害のハザードマップを更新するとともに、過去の水害データに基づく内水のハザードマップも作成して公開し、被害を最小限にするための日頃からの備え、避難場所、避難ルートの確認等水防意識の啓発を行う。

7 ライフライン対策

(1) 下水施設、トイレ対策

下水施設の複数系列化、下水道台帳の複数保管、応急復旧機器・資材の備蓄や迅速な確保、近隣市町との協力体制の確立等の対策を図る。

また、水害時は下水管の詰まりが発生し、特にトイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすことから、仮設トイレ等の設置や既存浄化槽の利用等により、応急措置ができるよう努める。

(2) 電気施設対策

電力会社は浸水や暴風・竜巻などの水害等により電力設備が被災し、人身災害が発生すること、周囲環境に多大な影響を及ぼすこと、広範囲・長時間停電となり社会・経済システムに機能障害をもたらすこと等の発生を防止する。

また、発生した場合は災害の規模を軽減し、早期に健全な状態に復旧するよう努める。

(3) 通信設備対策

通信事業者は、浸水や暴風・竜巻などの水害時においても重要通信の確保ができるよう、平常時から複数の通信手段を確保し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、市と連携を図り、通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

8 緊急輸送ネットワークの整備

市内における効率的な緊急輸送を行うために、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する（資料編参照）。

(1) 緊急輸送道路の指定

道路の冠水、土砂災害、暴風等による障害物の発生等の場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、市道と市役所及び各地域の避難所を原則的に複数経路で結ぶようにする。

これらの道路に関しては、発災後、直ちに通行が可能となるように、ポンプでの排水や障害物の除去等の体制を整備する。

(2) 平常時からの対策

緊急輸送道路内の重要な箇所や大きな被害の発生可能箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。

なお、道路の応急復旧資機材の整備を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、富士見市災害対策協力会との連絡を密にして、あらかじめ応援体制を整備しておく。

(3) 市民への周知

市民に対しては、県により指定される緊急輸送道路に関してその位置や役割の周知に努める。

9 停電対策

(1) 施設の管理・維持

電力会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

(2) 復旧活動体制の整備

市及び電力会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、停電に対する円滑な復旧活動が行えるよう体制を整備する。

(3) 市庁舎等における停電対策

市は、市庁舎等が停電した場合の庁舎内や屋外での活動に備え、自家発電設備やバッテリー、可搬型電源装置等を整備し、日頃からの維持管理を行う。

(4) 避難所における停電対策

市は、停電時における避難所の電力の確保を図るため、非常用発電機の整備を推進する。

10 日常の水害対策

市、関係機関及び市民は、平常時から水害の発生に備え、次のような対策に努める。

- ① 土のう、止水板などの水防用器具・資材の備蓄に努める。
- ② 水防用器具などの整備や、側溝・雨水ますの管理に努める。
- ③ 家屋などの水害に対する備え、側溝・雨水ますの管理に努める。
- ④ 富士見市防災ガイドブックの周知及び浸水地域の確認に努める。
- ⑤ 水害時の自らの行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムライン作成の普及啓発を行う。

第2節 要配慮者の安全確保の推進

1 社会福祉施設利用者の安全確保

水防法及び土砂災害防止法により、水害や土砂災害のリスクが高い区域にある社会福祉施設等の要配慮者利用施設は、避難確保計画（避難計画）の策定及び避難訓練の実施が義務化されている（資料編 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設 参照）。

市は、各施設管理者に対し、水害等緊急時の初期対応体制・指揮命令系統の整備及び職員・利用者への周知について指導する。

(1) 避難確保計画（避難計画）の策定

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、職員・利用者及び建築物等の安全確保を図るため、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）」などを参考とし、あらかじめ避難確保計画（避難計画）を策定し、水害時において迅速な避難が行えるよう必要な体制を整備する。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、災害時に利用者の安否を確認し、職員及び利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導體制の整備

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、災害時における避難路を確保し、所定の避難所へ利用者を誘導及び移送するための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援体制の確立

市は、災害時に社会福祉施設の建物が使用できない場合は、利用者を他の施設に一時的に避難させるなど、地域内の施設同士が相互に支援できる体制を確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入れ体制の整備を行う。

また、施設管理者は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な、在宅で寝たきりの状態にある高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備に努める。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、必要な物資等を備蓄するよう努める。

第1章 水害予防計画

(7) 防災教育及び訓練の実施

市は、施設管理者が施設職員・利用者に対し、防災に関する普及・啓発を実施する。
また、浸水想定区域内の要配慮者施設の施設管理者は、消防署や地域住民等との合同防災訓練、様々な条件を想定した防災訓練を実施する。

(8) 市との連携

通常の避難所では生活が困難な高齢者等の要配慮者の対応を円滑に行うため、市は福祉避難所に指定する社会福祉施設と協定を締結する。

2 在宅者の安全確保

市は、災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者等の安全確保を図るため、地域とともに災害時における迅速な安否確認、避難誘導等の支援体制を確立する。

- (1) 全体計画の策定（総則編第3章第4節参照）
- (2) 避難行動要支援者の把握（総則編第3章第4節参照）
- (3) 避難行動要支援者の範囲の設定（総則編第3章第4節参照）
- (4) 避難行動要支援者名簿の作成（総則編第3章第4節参照）
- (5) 避難行動要支援者名簿の更新（総則編第3章第4節参照）
- (6) 避難行動要支援者名簿の活用（総則編第3章第4節参照）
- (7) 避難支援等関係者の安全確保の措置（総則編第3章第4節参照）
- (8) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理（総則編第3章第4節参照）
- (9) 個別計画の作成及び更新（総則編第3章第4節参照）
- (10) 障がい者等に配慮した施設整備（震災対策編第1章第2節2参照）
- (11) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備（震災対策編第1章第2節2参照）
- (12) 防災教育及び訓練の実施（震災対策編第1章第2節2参照）
- (13) 支援体制の構築（震災対策編第1章第2節2参照）

3 外国人の災害対応力向上対策の推進（震災対策編 P2-10 参照）

第3節 避難確保計画（避難計画）

災害が発生し、又はその恐れがあるときに危険区域内にいる住民等が安心して避難することができるよう、避難場所等の確保及び避難者を支援するための対策を行う。

ただし、大規模災害直後の混乱時にあっては生命の安全を最優先に、本対策を基本として被災状況に応じて最も適切な措置を臨機応変に講じることとする。

1 避難確保計画（避難計画）の策定

水防法及び土砂災害防止法により、水害や土砂災害のリスクが高い区域にある学校等の要配慮者利用施設は、避難確保計画（避難計画）の策定が義務化されている（資料編 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設 参照）。

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の施設管理者は避難確保計画（避難計画）を作成し、定期的に内容を見直すものとする。

(1) 学校における避難確保計画（避難計画）

学校における避難確保計画（避難計画）の策定にあたっては、次のことに留意しながら各学校の実情に応じて行う。

① 防災体制、情報の収集・伝達

- ア 施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制
- イ 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定

② 避難誘導 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定

- ア 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定
- イ 必要に応じ、地域の協力が得られる体制を準備

③ 施設整備

- ア 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備
- イ 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備
- ウ 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保

④ 教育・訓練

適切な時期に必要な教育・訓練の実施を設定

⑤ 自衛水防組織（設置した場合のみ）

自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載

第1章 水害予防計画

(2) 福祉施設の避難確保計画（避難計画）

福祉施設等の施設管理者は、災害時に児童・生徒、入館者等の安全を確保するために、施設毎に災害の状況に合わせ、(1) 学校における避難確保計画（避難計画）の項目を参照し、避難の伝達、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難確保計画（避難計画）を作成する。また、公的な機能を備えた民間施設についても同様とする。

(3) その他の公共施設における避難計画

公民館やコミュニティセンター等の公共施設の施設管理者は、施設毎に災害の状況に合わせた避難の伝達、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難計画の作成に努め、定期的な避難訓練を位置付け、内容を見直すものとする。

(4) 浸水想定区域内の事業所等における避難確保・浸水防止の取組促進

浸水想定区域内にある地下街、大規模な工場その他の施設（申し出があったものに限る）については、市地域防災計画に、施設の名称及び所在地情報を記載する必要がある。なお、これらの事業所等の所有者又は管理者は、水防法及び水防法施行規則により、避難確保計画（避難計画）または浸水防止計画の作成、水防訓練の実施、及び自衛水防組織の設置に努めるよう定められている。

市の浸水想定区域内には、地下街や大規模な工場その他施設は現時点では存在していない。

今後、市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模工場等が設置された際は、速やかに前述の措置を取るものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難計画

市は、富士見市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者（一人暮らし高齢者や障がい者等）の避難を支援する

また、避難行動要支援者の居住地・緊急連絡先・避難支援内容等を記載した避難行動要支援者名簿の作成及び、名簿情報に基づいた個別の避難支援計画を作成し、本人の同意を得た上で、その情報を関係機関、町会・自主防災組織、民生委員等と平常時から共有し、災害時における迅速な安否確認、避難誘導の支援体制を構築する。

(6) 地域の避難計画

市は市民に対して、洪水や内水、土砂災害のハザードマップ等をとおして、地域の水害被害の可能性や避難所・避難方法などの周知を図る。

市民は、それらの情報をもとに、水害に備えた対策の実施及び避難所や避難方法などの確認に努める。

2 避難場所の指定

避難場所は、施設の収容能力、機能、形態に応じて、指定避難所、福祉避難所、一時集合場所、指定緊急避難場所、広域避難場所及び一時滞在施設に区分して指定する。この指定場所の中から被害状況に応じて、できるだけ近い安全な場所を選定して「避難所」を開設する。

(1) 指定避難所（資料編参照）

避難者を屋内に収容する施設がある小中学校、公民館等の公共施設とする。

【指定避難所の指定基準】

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ③ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 福祉避難所（資料編参照）

一般の避難所では対応が困難な方、特に介護を必要とする避難者を収容するため、介護に必要な設備等がある社会福祉施設を福祉避難所として指定する。

福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(3) 一時集合場所（資料編参照）

近隣の住民組織が指定避難所に避難する際に、住民の安否を確認するために一時的に集合できる空間のある場所を一時集合場所という。

(4) 指定緊急避難場所（資料編参照）

災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所を指定緊急避難場所として指定する。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- 次の①～⑤の全ての条件を満たすこと
- ① 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
 - ② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
 - ③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
 - ④ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
 - ⑤ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

(5) 一時滞在施設（第Ⅱ部震災対策編 第2章震災応急対策計画 第13節帰宅困難者対策

第1章 水害予防計画

P2-67 参照)

災害時における帰宅困難者を一時的に収容する駅付近の公共施設等を一時滞在施設として指定する。

3 市民への周知（震災対策編再掲）

市は、次のことについて住民に周知を図るものとする。

- ① 災害種別ごとの避難所
- ② 富士見市防災ガイドブック等による危険区域
- ③ 安全な避難行動について
- ④ 避難生活に関しての心がけ

なお、指定避難所については、避難所案内看板等を活用し、広く周知を図る。

第4節 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報の提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。

1 帰宅困難者の定義

水害により大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。帰宅困難者とは、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

2 住民等への啓発

市は次の点についての周知を行い、帰宅困難時の装備と知識の強化を図るとともに、「自らの安全は自ら守る」ことを啓発する。

- (1) 無理な帰宅行動は、自身に危険をもたらす可能性があるばかりではなく、救出活動などの災害対応業務に支障をきたすため、帰宅の判断は慎重に行うこと
- (2) 家族との連絡手段、災害時伝言ダイヤル171等を利用した家族安否等の確認の方法
- (3) 地域での救出救護に協力すること
- (4) 飲料水や軽食品等の携行に心がけること
- (5) 防災行政無線、防災メール、ホームページ、SNS等を利用した情報の入手方法

3 関係機関との連携

(1) 鉄道事業者

- ① 鉄道事業者は、関係機関等と連携し、災害時における避難誘導についての計画を立案するとともに、円滑な避難誘導ができるよう努めるものとする。
- ② 市は、交通機関途絶による帰宅困難者に対する情報の提供方法等について、鉄道事業者と協議する。

(2) 近隣自治体

市は、帰宅困難者が発生する場合に備え、平常時から防災に関する情報交換等を近隣自治体と実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連携体制を構築しておく。

(3) 事業所等への要請

市は、職場や学校などで帰宅困難となった従業員や児童・生徒等に対し、適切な対応を行うことができるよう、事業者等に次の点を要請する。

- ① 施設の安全点検、帰宅困難者対策計画の策定、情報の入手手段の確保
- ② 水や食料、毛布などの備蓄及び仮泊場所等の確保
- ③ 周辺地域との協働

4 情報発信手段の確保

市は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさないよう、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。

- ① 防災行政無線
- ② ホームページ
- ③ 防災メール
- ④ ツイッター、X等のSNS
- ⑤ 災害オペレーション支援システムを通じたLアラートへの発信
- ⑥ その他スマートフォンアプリ等

第5節 備蓄計画

市は河川管理者である県と共同で、洪水時の水防活動や災害時の応急復旧を実施する拠点として新河岸川河川防災ステーションを整備し、水防活動に必要な資機材の備蓄を行っている。

また、食料や生活用品の備蓄計画については、震災対策編震災予防計画に準じて行う。

1 新河岸川河川防災ステーション

新河岸川河川防災 ステーション	富士見市大字水子字東前1783-2外
水防センター	面積：151.82㎡ 交流ロビー兼会議室、和室、トイレ、キッチン、備品庫等
水（消）防団車庫兼 水防倉庫	面積：98.38㎡
備蓄資材	根固ブロック、割栗石等、土砂、竹木、土のう袋、木材（丸太）、ボート、その他（ポンプ、発電機、鋸、掛矢、ショベル、照明具、鍬、斧、鎌）

第 6 節 医療計画（震災対策編 P2-19 参照）

第2章 水害応急対策計画

第1節 初動体制

これまでの大規模水害や土砂災害では、国をはじめ被災自治体、防災機関の初動体制の遅れが指摘されている。

市は、水害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動体制を確立し、市民及び関係機関・団体並びに国、県、近隣市町及び指定行政機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、財産を守るための応急対策活動を行うものとする。

災害対策本部は参集した職員により、状況に応じて柔軟に組織を運用し、正確な情報処理により、適切かつ効果的な災害対応を図るものとする。

1 災害対策体制

災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、市長が本計画に定めるところにより、災害が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に、市の組織をあげて迅速で有効な災害対応を行うため、次の基準により職員を動員して災害対策本部の設置等活動体制を確立する。

迅速な災害対応を行うため、災害及び危機を予測した段階から軽微な被害対策までは、災害対策本部を設置することなく、市長の了解を得て防災主管部長が災害対策本部組織の必要な配置職員を配備体制基準の範囲内で動員することができるものとする。

(1) 配備体制基準と動員計画

災害の状況に応じて適切な対応が図れるよう職員の配備体制と基準を次表のとおりとする。

第2章 水害応急対策計画

【配備体制と基準】

避難情報	気象状況	気象情報		被害情報	体 制
		大雨洪水 注意報・警 報	土砂災害 警戒判定 メッシュ 情報		
	台風が発生するなど、大 雨の可能性が高くなっ ている	災害警戒情報		被害なし	情報収集 体制
	雨の強さが増す 10分雨量が6ミリを越 える雨が30分続く程 度	大雨洪水注 意報（突発 的な警報） 発令	注意	道路冠水等の軽微 な被害	準備体制 第1配備 （防災関係 課参集）
	大雨となる ・10分雨量が6ミリを 越える雨が40分続 く程度 ・その後も大雨が予 想される場合	大雨警報 発令	警戒	・道路冠水の危険がある ・田畑冠水の危険がある ・下水道・雨水桝の逆流の危険がある ・雨水幹線が越水の危険がある	準備体制 第2配備 （総括担当 者参集）
高齢者等 避難（警 戒レベル 3）発令	大雨となる ・時間雨量が30ミリ を越えると予想さ れる程度 ・日降水量が100ミリ を越えると予想さ れる程度			・道路冠水の発生 ・田畑冠水の発生 ・下水道・雨水桝の逆流の発生 ・雨水幹線が越水 ・床下浸水の発生	警戒体制 第1配備 （災害対策 本部設置）
避難指示 （警戒レ ベル4）発 令	大雨が激しくなる ・時間雨量が50ミリ を越えると予想さ れる程度 ・日降水量が200ミリ を越えると予想さ れる程度	大雨洪水警 報発令	非常に 危険	・雨水幹線の越水、中小河川の越水の危険がある ・床上浸水の発生	警戒体制 第2配備
緊急安全 確保（警 戒レベル 5）	数十年に1度の雨になる ・時間雨量が80ミリ を越えると予想さ れる程度 ・日降水量が250ミリ を越えると予想さ れる程度	大雨特別警 報発令	極めて 危険	河川の越水・氾濫	非常体制
	台風の通過、天気的好転	大雨注意 報・ 警報の解除	—	—	復旧体制

※ 河川・・・国管理河川の大きな河川を含むすべての河川
中小河川・・・県管理など、中規模の河川

【動員計画】

担 当	情報 体制 収集	準備体制		警戒体制		非常 体制	復旧 体制
		第 1 配	第 2 配	第 1 配	第 2 配		
統括本部統括担当	ここに は、「富士見市洪水対応時系列マニュアル」に基づき 配備するものとする。					●	●
災害対策本部						●	●
地域対策本部職員						●	●
危機管理課						●	●
総務課						●	●
秘書広報課						●	●
職員課						●	●
公共施設マネジメント課						●	●
営繕課						●	●
政策企画課						●	●
財政課						●	●
シティプロモーション課						●	●
I C T推進課						●	●
協働推進課						●	●
文化・スポーツ振興課						●	●
人権・市民相談課						●	●
鶴瀬西交流センター						●	●
ふじみ野交流センター						●	●
市民課						●	●
保険年金課						●	●
税務課						●	●
収税課						●	●
子育て支援課						●	●
保育課						●	●
福祉政策課						●	●
障がい福祉課						●	●
高齢者福祉課						●	●
産業経済課						●	●
農業振興課						●	●
環境課						●	●
都市計画課						●	●
まちづくり推進課						●	●
道路治水課						●	●
建築指導課						●	●
下水道課						●	●
水道課						●	●
会計室・監査事務局・議会事務局						●	●
教育政策課						●	●
生涯学習課						●	●
学校教育課						●	●
各公民館						●	●
機動班						●	●
情報班						●	●

第2章 水害応急対策計画

(2) タイムラインに基づいた応急対策

「富士見市洪水対応タイムライン」（荒川、新河岸川、柳瀬川／資料編）に基づき、水害応急対策を実施する。

① タイムラインの定義

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、防災行動計画とも言う。

タイムラインを策定することにより、災害時に国、県、市、企業、住民等が連携した対応を行うことができる。

② タイムラインの効果

タイムラインの導入により、以下のような効果が期待される。

ア 災害時、実務担当者は「先を見越した早め早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。

イ 「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図れる。

ウ 「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

エ 市民がタイムラインを活用することで、自主的に避難行動を行うことができる。

(3) 洪水対応時系列マニュアル

市職員の水害各段階での実施内容を具体的に記載したマニュアルとして、「富士見市洪水対応時系列マニュアル」を整備している。

2 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置及び閉鎖

災害対策本部は市長がその必要を認めたときに設置するものとし、災害及び危機の状況が拡大するおそれがなくなり、かつ応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は市役所本庁舎2階会議室に置く。ただし、本庁舎が大規模な水害等で使用不能となった場合は、次の代替場所に設置するものとする。

水害時における 優先順位	代 替 場 所	所在地	電話番号
第1順位	鶴瀬公民館	羽沢3-23-10	049-251-1140
第2順位	水谷公民館	水谷1-13-6	049-251-1129
第3順位	鶴瀬西交流センター	鶴馬3575-1	049-251-2791

なお、本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、他の公共施設に災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の災害対策に関する主要事項の協議及び連絡調整を行うものとする。各部・班は、本部会議で決定した方針に基づき災害対応にあたる。

ただし、被害が軽微な段階までの災害対応を迅速に行うため、本部長の了解のもと、本部会議を開催しないで防災主管部長が配備体制基準に基づき災害対応の指揮をとることができる。

④ 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知

災害対策本部及び配備体制の設置又は閉鎖、解除の決定をした場合は、関係機関等に電話、防災無線、災害オペレーション支援システム、ホームページその他適切な方法により通知する。

(2) 情報収集拠点・現地対策本部

大規模な水害時は、災害対策本部の指示により、被災状況に応じて情報収集と住民の相談窓口となる拠点を被災地域ごとに設置し、状況に応じて強化・縮小・閉鎖する。

① 情報収集拠点

- ア 情報収集拠点施設周辺の状況の把握と被災者支援情報の提供
- イ 地域住民の要望のとりまとめ及び相談受け付け等の対応
- ウ 災害対策本部、防災機関との連絡

(3) 地域対策本部

大規模な水害時は、災害対策本部の指示により、被災状況に応じて被災地域の近くに地域対策本部を設置し、地域の状況にあった避難所の運営に努める。

地域対策本部は状況に応じて強化・縮小・閉鎖する。

① 地域対策本部の任務

- ア 避難所の緊急開設と被災者の受入れ
- イ 避難が長期化すると予想される場合の避難所の管理運営
- ウ 地域住民の生命・財産を守るための応急措置及び相談等の対応
- エ 災害対策本部、防災機関との連絡
- オ 被災者支援の情報提供

(4) 組織及び所掌事務

活動体制の組織、所掌事務及び動員について市長が別に定める（資料編参照）。

第2節 情報の収集・伝達計画

市域内に災害が発生するおそれ又は災害が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行うために必要とする正確な情報を速やかに収集し市民及び関係機関等に伝達しなければならない。

多方面との情報の収集・伝達ができるよう、市は情報窓口を市内に分散配置するとともに、関係機関と連携し情報が途絶しない体制を確立する。

1 情報の収集

(1) 職員による情報収集

- ① 災害発生時及び災害対策本部組織に動員された場合は、登庁途中の市内の状況を把握して災害対策本部に報告する。
- ② 情報収集拠点及び地域対策本部に配置された職員は、住民情報を速やかに確認するなどしてできるだけ優先関係を精査し、電話、移動系防災行政無線、携帯電話、電子メール等により正確な情報を災害対策本部に報告する。

(2) 市民による情報収集

- ① 市民は自宅周辺の状況も合わせて把握した情報を速やかに災害対策本部及び情報収集拠点、地域対策本部の職員に通報する。
- ② 町会・自主防災組織等の住民組織は、構成世帯、地域の被害等の状況を把握して、災害対策本部、情報収集拠点及び地域対策本部の職員に通報する。

(3) 関係機関による情報収集

- ① 関係機関がそれぞれに収集した情報は、相互に共有できるよう平常時から通報訓練等により連絡体制を確立しておく。
- ② 関係機関が相互に通信できる機器設備及びシステムを連携して整備するよう調整を図る。

2 情報の伝達

情報収集手段は確実性を高めるために多重化、多系統化して整備する。また随時、訓練等により機能の点検、維持に努める。

(1) 職員への情報伝達

災害時は、各自がテレビ、ラジオ、各機関のホームページ等で情報を入手し、動員計画に定められた災害対策本部組織の配置については、電話、移動系防災行政無線、携帯電話等可能な手段で指示命令及び情報の伝達を受ける。

(2) 市民への情報伝達

① 町会・自主防災組織への伝達

情報収集拠点又は地域対策本部の職員が災害対策本部と連絡調整を図りながら、近くに所在する町会・自主防災組織に携帯電話、FAX、伝令派遣、防災行政無線（自局放送）等可能な手段で指示命令及び情報を伝達する。

② 住民への伝達

防災行政無線や防災メール、エリアメール、ホームページ、SNS、Lアラート、スマートフォンアプリ、広報車、消防団の個別巡回等、あらゆる手段で市等からの情報を住民に伝達する。

なお、防災行政無線放送については、聞こえづらい地域に対応するため、防災行政無線電話対応サービスを実施する。

名 称	電話番号
防災行政無線電話対応サービス	049-265-3030

(3) 関係機関への伝達

- ① 被害調査及びその報告は、災害オペレーション支援システムで県災害対策本部へ報告する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、発生・経過・確定の3種を埼玉県が定める所定の報告様式に従って調査の上、文書で報告する。

ア 報告の種別

(ア) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

a 発生速報

災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県が定める様式第1号の発生速報により埼玉県地上系防災行政無線FAX等で報告する。

b 経過速報

災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県が定める様式第2号の経過速報により埼玉県地上系防災行政無線FAX等で報告する。

(イ) 確定報告

埼玉県が定める様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

第2章 水害応急対策計画

イ 国・県への報告先

埼玉県 危機管理防災部	N T T回線	電話 048-830-8111（直通） FAX 048-830-8119
	地域衛星通信 ネットワーク	89-200-6-8111
荒川上流河川事務所 （防災情報課）	N T T回線	電話 049-246-6384（直通） FAX 049-243-6078
川越県土整備事務所	N T T回線	電話 049-243-2020（直通） FAX 049-243-2025

- ② 消防、警察、ライフライン各社とは状況の変化に応じて随時情報交換し、有効な対策が行えるように体制を整える。
- ③ 自衛隊の災害派遣を必要とする規模の災害時には、自衛隊から派遣される連絡要員を受入れ、必要な情報を提供する。
- ④ 国土交通省荒川上流河川事務所へ排水ポンプを要請する。

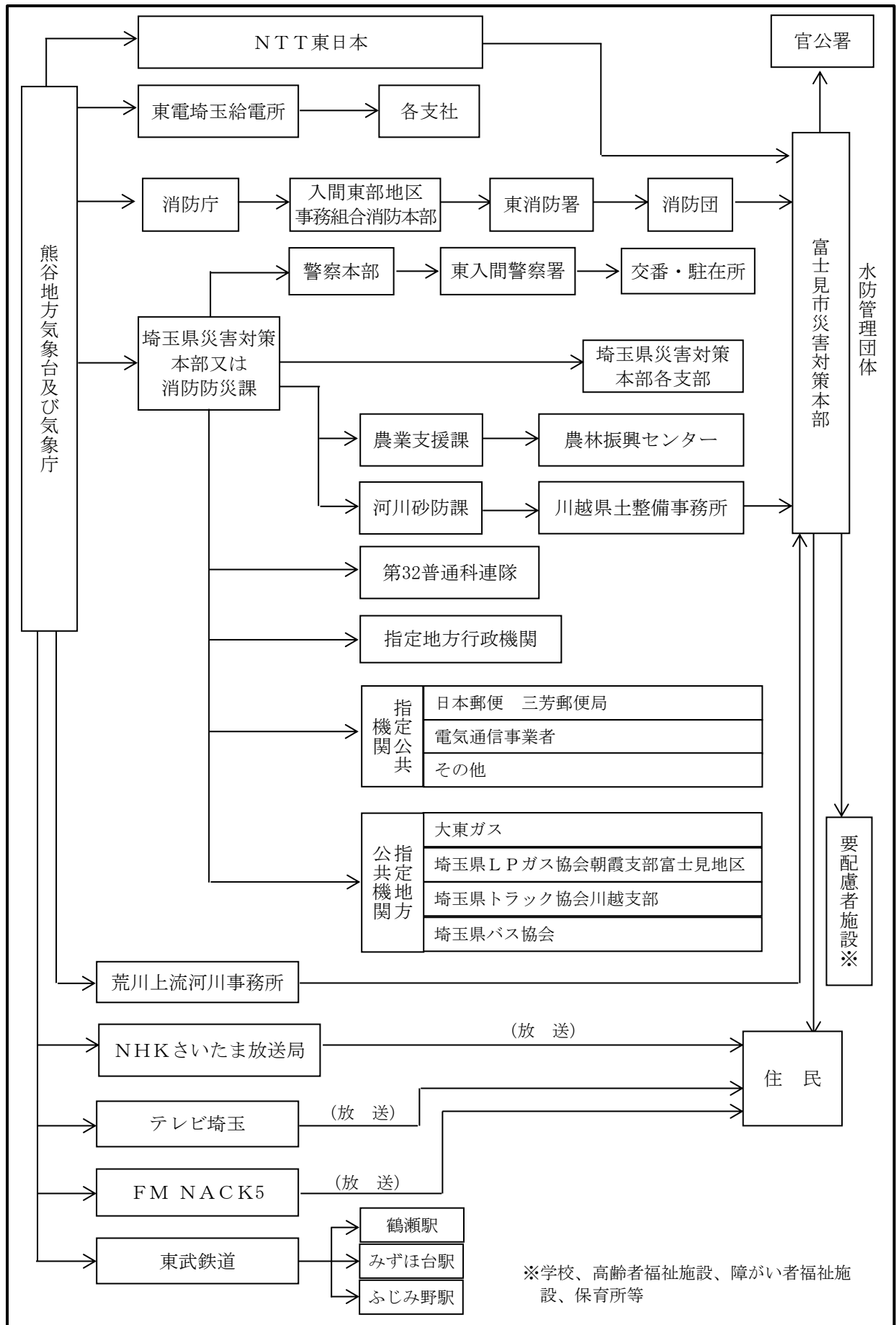
3 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報

気象庁（熊谷地方气象台）が発表する注意報、警報、特別警報の地域細分において、富士見市は「埼玉県南部（南中部）」に含まれており、その情報は、災害オペレーション支援システム端末機で確認するほか、下記の系統により伝達をうける。また、市は気象庁、国交省、県が発信する情報を収集するとともに、水害発生原因となる河川や水路については、観測地点の水位データや河川監視カメラ等により、水位や上流域の降雨量にも注視する。

また、これまでの水害の教訓から水位上昇が見込まれる重要警戒地点（資料編参照）にも注視する。

【気象情報伝達系統】



第2章 水害応急対策計画

① 特別警報・警報・注意報の概要

【気象庁が発表する警報・注意報など】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

② 気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

③ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は1時間雨量100ミリ以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(2) 河川水位及び洪水情報

市は、水防法に基づき、荒川、新河岸川、柳瀬川に係る水防管理団体となっている。

また、市は国や県から伝達された洪水予報や水防警報等の情報に基づき、市民に対する避難情報の発表や、河川の水位観測等の対応を行うこととする。

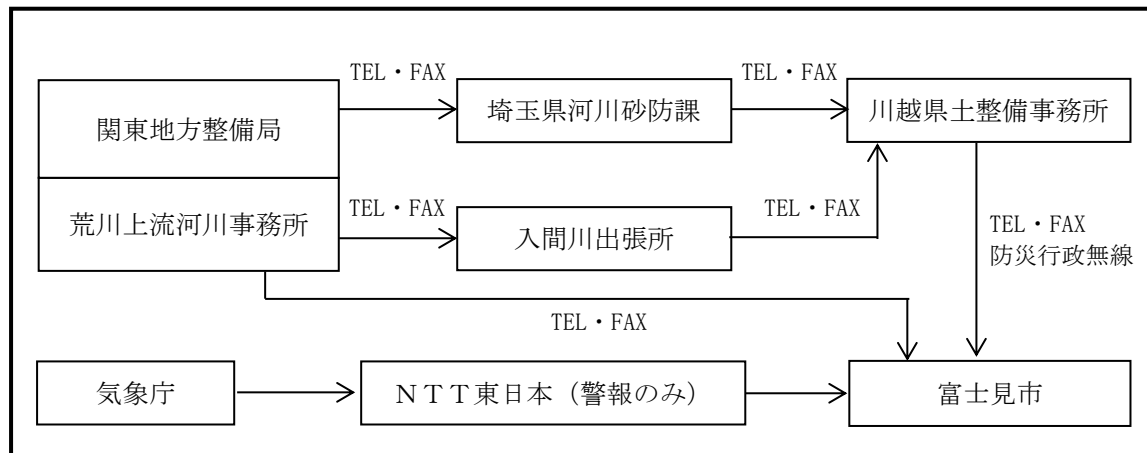
洪水予報については、水防活動の判断や住民の避難行動の参考として水位または流量を示して行い、国土交通大臣が気象庁と共同して国が管理する荒川、入間川等について洪水予報を行い、埼玉県知事が気象庁と共同して県が管理する新河岸川等について洪水予報を行う。

水防警報については、災害が起こるおそれがあることを警告するため、水防警報については、国土交通大臣が荒川、入間川等について水防警報を発表し、埼玉県知事が新河岸川、柳瀬川、黒目川等について水防警報を発表する。

① 国が管理する河川の洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川

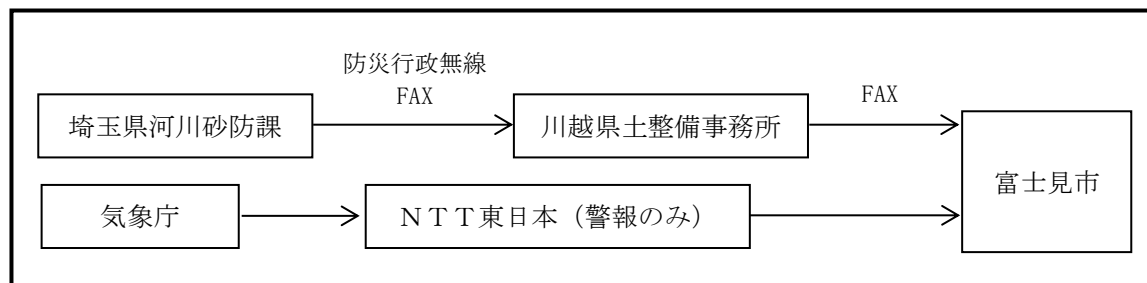
【荒川・入間川】



② 埼玉県知事が管理する河川の洪水予報

水防法第11条第2項及び気象業務法第14条の2第3項により、埼玉県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川

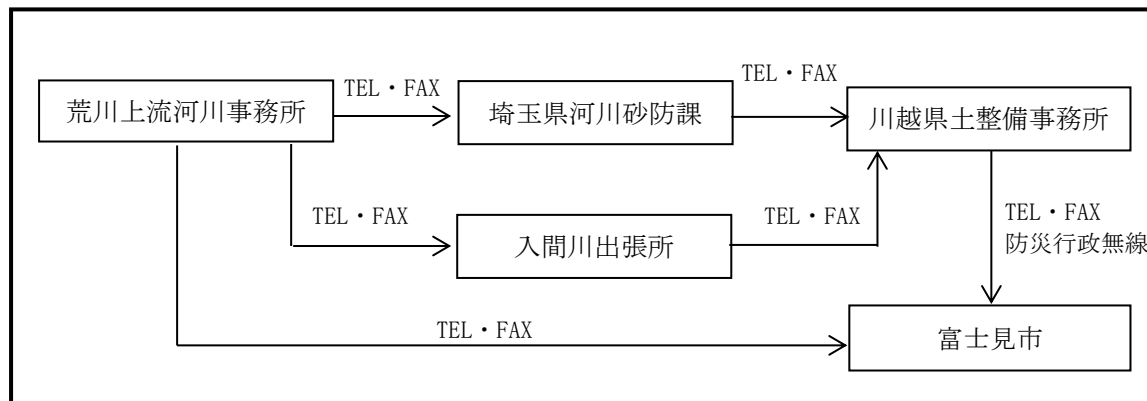
【新河岸川】



③ 国土交通大臣が発表する水防警報

水防法第16条関連により国土交通大臣が指定した河川

【荒川・入間川】

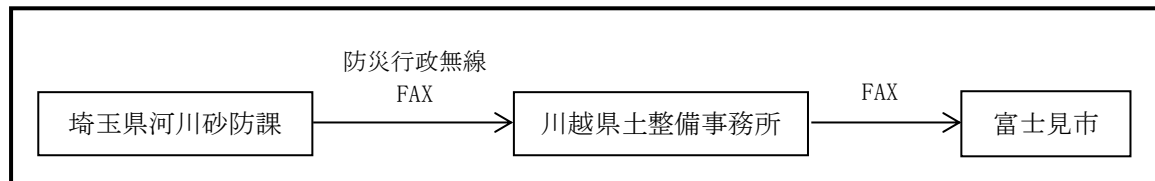


第2章 水害応急対策計画

④ 埼玉県知事が行う水防警報

水防法第16条関連により埼玉県知事が指定した河川

【新河岸川・柳瀬川・黒目川】



⑤ 洪水予報の種類

水位 危険度 レベル	洪水予報の標題 (種類)	水 位	発表基準	求める行動の段階
レベル 5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生以降	氾濫の発生（レベル5） (氾濫水の予報)	・ 氾濫水への警戒を 求める段階
レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生 ↓ 氾濫危険水位	氾濫危険水位（レベル 4）に到達	・ いつ氾濫してもおか しくない状態 ・ 避難等の氾濫発生に 対する対応を求める 段階（避難指示相 当）
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 ↓ 避難判断水位	一定時間後に氾濫危険水 位（レベル4）に到達が 見込まれる場合、あるい は避難判断水位（レベル 3）に到達し、さらに水 位の上昇が見込まれる場 合	・ 避難準備などの氾濫 発生に対する警戒を 求める段階（避難準 備・高齢者等避難開 始相当）
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	避難判断水位 ↓ 氾濫注意水位	氾濫注意水位（レベル 2）に到達し、さらに水 位の上昇が見込まれる場 合	・ 氾濫の発生に対する 注意を求める段階
レベル 1	— (—)	氾濫注意水位 ↓ 水防団待機水位	—	・ 水防団が体制を整え る段階

※氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った場合に発表する。

（出典：気象庁ホームページより作成）

4 被害情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集、調査

災害対策本部は、防災関係機関の通報の他、現場出動職員、町会・自主防災組織、消防団員、消防隊員等からの被害状況報告を受けて情報を整理し、被害調査要領及び被害報告判定基準に基づき調査を行う。

また、災害履歴等を考慮し、災害の危険性が高い地域の観測をあわせて行い、被害の拡大を予防する。

(2) 被害情報の伝達

① 県への被害報告

災害対策本部は、被害調査結果を取りまとめて、災害オペレーション支援システムで県に報告する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は次の要領で県に報告する。

ア 報告時期

- (ア) 発生報告・・・災害が発生した直後に行う。
- (イ) 経過報告・・・被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要がある場合のほかおおむね2時間ごとに行う。
- (ウ) 確定報告・・・被害が確定し、応急救助が完了した後、7日以内に行う。

イ 報告先

- (ア) 被害速報

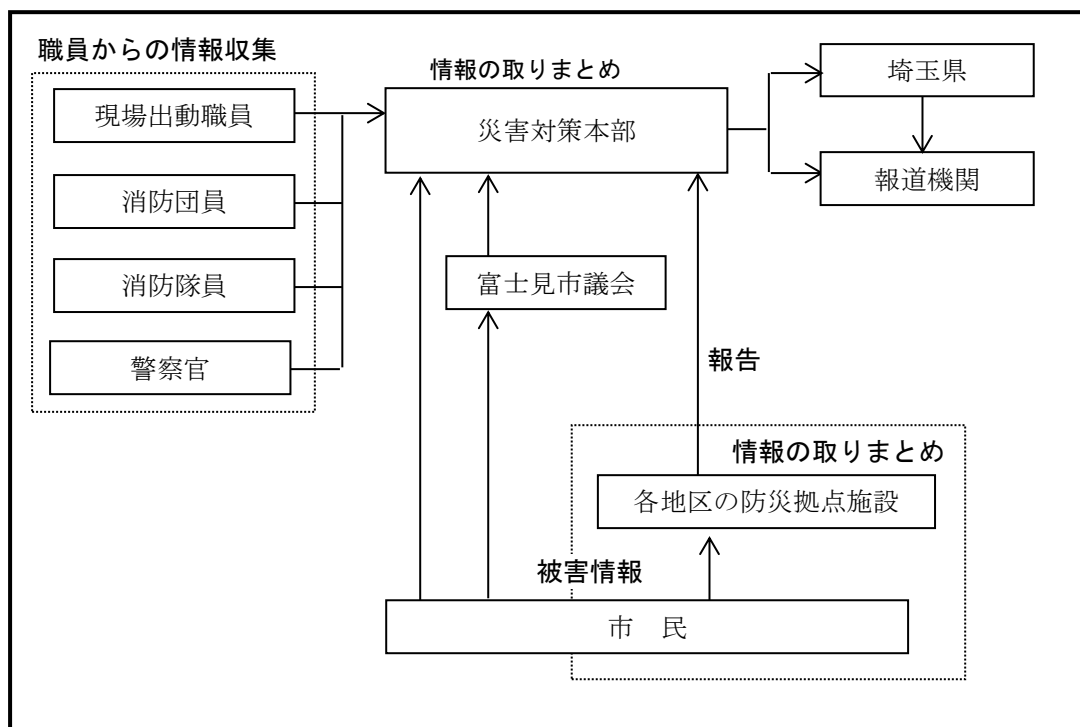
	埼玉県が警戒体制を施行する前	埼玉県が警戒体制・非常体制を施行したとき
勤務時間外	埼玉県消防防災課防災行政無線室 電 話：048-822-4149 防災行政無線：6-3177	

第2章 水害応急対策計画

(イ) 確定報告の場合

埼玉県南西部地域振興センターへ報告する。

【被害情報の収集・伝達系統】



② 近隣市町・関係機関等への報告

災害対策本部は、県への報告とあわせて、応援協力を受けた近隣市町・関係機関等に報告する。

第3節 広報広聴対策

被災者は不安な心理状態にあることから必要な情報を正確かつ迅速に提供し、パニックの発生を防止しなければならない。

1 災害時の広報

(1) 警戒活動期の広報活動

市は、防災行政無線にて警報、避難等の広報を行う。さらに、必要により広報車等により広報を行う。

消防本部は、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

(2) 応急活動期の広報活動

市は、広報を次の広報手段により行う。また、報道機関への要請を行う。

- ① 防災行政無線による広報
- ② Lアラート等を通じたテレビ、ラジオ等の報道機関
- ③ 防災メール、緊急速報メール等
- ④ 公用車による広報
- ⑤ ホームページ
- ⑥ ツイッター、X等のSNS
- ⑦ その他スマートフォンアプリ等

(3) 広報の内容

次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- ① 水害発生と被害状況
- ② 災害対策本部の水害対策状況
- ③ 避難所開設状況
- ④ 住民に対する避難指示等に関する事項
- ⑤ 災害救助活動状況
- ⑥ 停電等の状況
- ⑦ 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況
- ⑧ 電話の通信状況
- ⑨ 県、警察、自衛隊等の関係機関の災害対策状況
- ⑩ 支援情報（避難所、救護所、支援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑪ 流言、飛語の防止に関する情報

(4) 避難所での広報

避難所では、次の方法で避難所での広報を行う。

- ① 災害広報紙の配布
- ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所運営組織による口頭伝達

第2章 水害応急対策計画

広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、日本語が堪能ではない外国人等に対しては、スマートフォンの翻訳アプリや通訳ボランティア等を活用するとともに、やさしい日本語による伝達を行うよう留意する。また、視覚に障がいのある方には広報紙・掲示物の読み上げ等による対応や、聴覚に障がいのある方には手話通訳や筆談による伝達など、要配慮者にも配慮した情報伝達に努める。ラジオ、テレビのデータ放送、ファクシミリなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

(5) 報道機関による広報活動

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、FM NACK5に対して行う。

また、協定に基づきジェイコムさいたまに放送要請を行い、報道機関に対して情報提供を行う。

2 災害時の広聴活動

被災者の要望に的確に応える対策を進めるために避難所等に調査員を派遣し、応急対策の状況を把握するとともに被災者の意見を聴取する。また、県及びボランティア団体と連携し、相談窓口を開設し各分野の担当職員が相談の対応を行う。

第4節 水防活動

市は、富士見市洪水対応タイムライン（資料編参照）、富士見市洪水対応時系列マニュアルに基づいて水防活動を行う。

1 河川の巡視・警戒

水害発生の原因となる河川や水路については、観測地点の水位データや河川監視カメラ等により、水位や上流域の降雨量にも注視する。

また、これまでの水害の教訓から水位上昇が見込まれる重要警戒地点（資料編参照）にも注視する。

河川施設に異常を発見し、緊急を要する場合は河川管理者、流域市町長、入間東部地区事務組合消防本部及び東入間警察署に通報をして必要な措置を行う。

2 水防活動

(1) 配備体制

災害対策本部は、浸水被害及び河川水位あるいは堤防からの漏水等の状況に応じた対策を迅速、適切に行うため、入間東部地区事務組合消防本部に応援を求める。また、必要に応じて地元住民の協力を求め、被害が甚大な場合は自衛隊の災害派遣を県知事に要請する。

(2) 警戒区域の設定

水防法第21条に基づき、警戒区域が設定された場合、市は直ちに関係機関及び近隣住民に周知する。また、必要に応じて警察官の出動を要請する。

(3) 市民の自主防災活動の支援

災害対策本部は、台風の接近等大雨による浸水に備えて市民が自主的に行う土のう積み等の水防対策を支援する。また、町会・自主防災組織などが行う水防活動と情報連絡を緊密に行い、連携して効果的な対策を行う。

(4) 浸水対策計画の策定

地下空間管理者又は所有者は、あらかじめ浸水対策計画を策定し、地下空間における避難訓練及び遮水壁などの施設整備に努めなければならない。

3 避難のための退去の指示

災害対策本部は、洪水等の著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第21条に基づき、必要と認める区域の住民に立ち退きを指示する。

また、東入間警察署に通知し、必要に応じて警察官の協力を要請する。

第5節 避難活動

1 避難指示等の発令

(1) 実施責任者

避難指示等は、次の者が行うものとする。

	実 施 者	災害の 種類	要 件	法 令 根 拠
高齢者等避難	・ 市長	洪水及び急傾斜地の崩壊	・ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	・ 災害対策基本法第56条 ・ 内閣府ガイドライン
緊急避難指示又は緊急安全確保	・ 市長、ただし市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害全般	・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき、及び急を要するとき。	・ 災害対策基本法第60条
緊急安全確保	・ 知事 ・ 知事の命を受けた職員 ・ 水防管理者（市長）	洪水及び急傾斜地の崩壊	・ 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	・ 水防法第29条 ・ 地すべり等防止法第25条 ・ 内閣府ガイドライン
	・ 警察官	災害全般	・ 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったとき。 ・ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
	・ 自衛官	災害全般	・ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	・ 自衛隊法第94条

(2) 避難指示等の基準

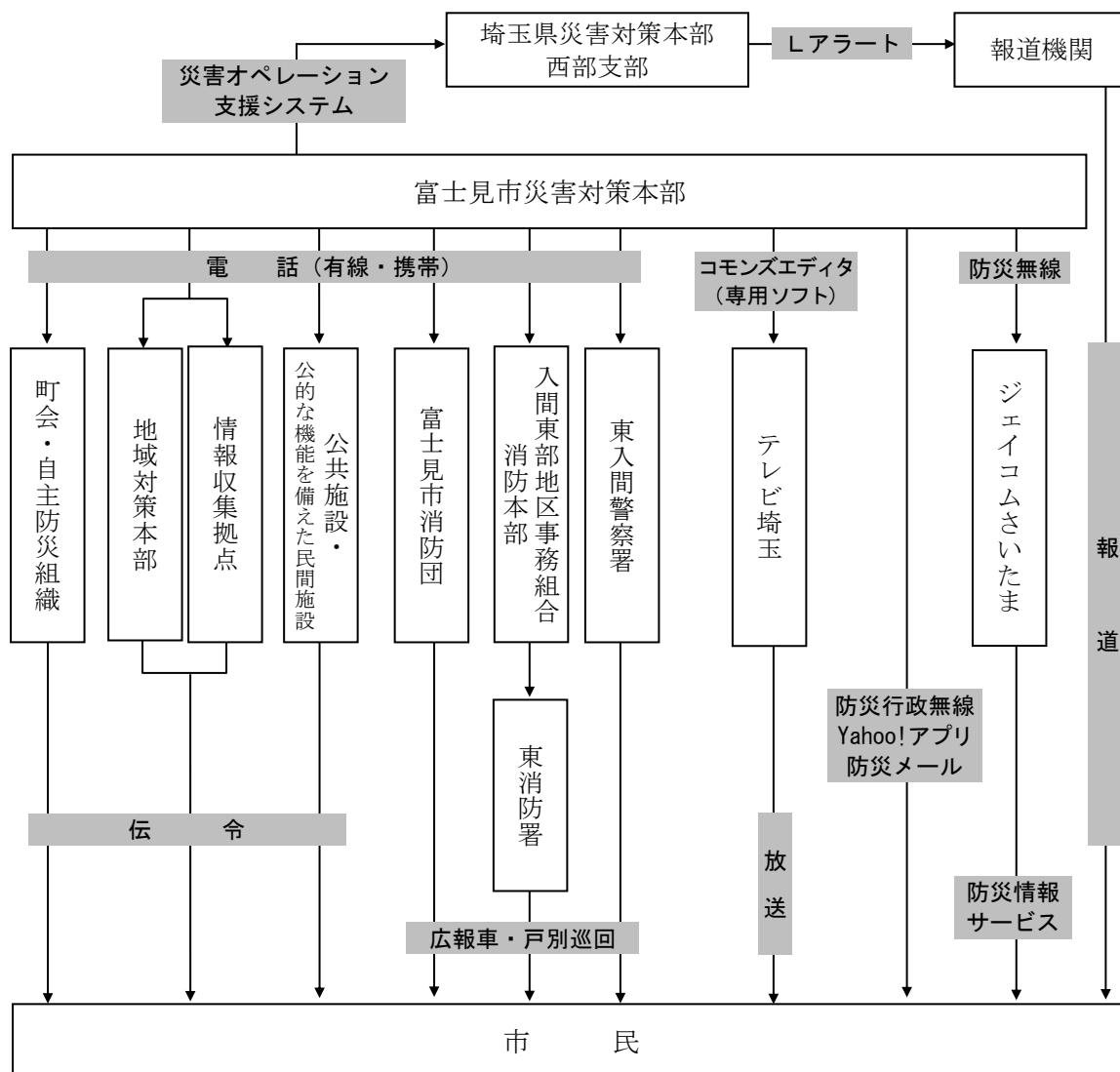
各種情報の総合的分析を基に、おおむね次の基準により実施するものとする。

- ① 気象台（気象官署、防災関係機関）から豪雨、台風に関する警報が発表され、避難を要すると判断されたとき。

- ② 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ③ 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域（富士見市域）に危険があるとき。
- ④ 避難路が途絶し、被災者が孤立する恐れがあるとき。
- ⑤ 当該地域・町会で床上浸水の被害が拡大する恐れがあるとき。
- ⑥ その他、災害及び危機の状況により市長が必要と認めるとき。

(3) 伝達方法と系統

避難指示等の伝達方法は、次のとおりとする。



(4) 避難指示等の伝達事項

避難指示等の内容として住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、下記のように定めておき、非常事態の発生に際して混乱し、戸惑うことのないようにする。

- ① 発令者

第2章 水害応急対策計画

- ② 理由
- ③ 対象範囲
- ④ 避難場所
- ⑤ 避難の誘導者
- ⑥ 警戒区域の設定

※放送文については資料編を参照のこと。

(5) 避難指示の報告等

避難指示等を行った場合は、以下により必要な事項を報告・通知する。

① 関係機関への報告・通知

ア 市長が行う避難指示等

市長→（報告）→県知事

イ 警察官が行う避難措置

（ア）災害対策基本法に基づく措置

警察官→（通知）→市長→（報告）→県知事

（イ）職権に基づく措置

警察官→警察署長→県警察本部長→公安委員会→県知事・市長

2 市民の避難

(1) 洪水ハザードマップを活用した避難

洪水のおそれがある場合は、災害対策本部は河川水位及び流域降水量状況などの情報を浸水想定区域市民に伝達し、洪水時の浸水状況を想定してより安全な場所にいち早く避難するため、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを活用した避難を促す。

(2) 避難路の安全性の確認

平常時から一時集合場所、避難所及び避難路の確認を個人、住民組織ごとに確認をしておき、避難者は、指定された避難路の安全を確認した上で避難する。

(3) 避難方法

避難所へ避難する場合は、やむを得ない場合を除いて原則として、町会・自主防災組織等の住民組織ごとに集団で避難行動をする。また、町会・自主防災組織は、民生委員、ボランティア等と協力し、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の避難を支援する。

なお、避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(4) 避難の心得

避難時は、自動車での避難を避け徒歩により避難する。また、服装は軽装で動きやすい服装とし、携帯品は氏名標、貴重品並びに水・食料（1日分）等の最小限のものとす

各状況における避難時の留意点
① ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意する。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難する。 ② 避難する前に、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓をしめる。避難先を確認し、親戚や知人にも避難する旨を連絡する。非常持ち出し品を忘れないようにする。 ③ 避難するときは、できるだけ単独での行動は避け、近所にも声をかけ協力して避難する。 ④ 冠水した道路では車が水路に浸かり、動かなくなることがあるので、車での移動は大変危険となる。また、道路をふさいで救命活動や水防活動の妨げになることがあるため、車での避難は行わない。 ⑤ 浸水した場所では、側溝やマンホールのふたがはずれている危険があるため、長い棒を杖代わりにして安全を確認しながら歩く。 ⑥ 人が普通に歩ける水の深さはひざ下程度までと言われている。避難の時はできるだけ高さのある道路を通るようにする。水深が腰までであるようなら高い所で救助を待つ。 ⑦ 避難するときは動きやすい服装を心がける。また、はだしや長靴、サンダルはさけ、動きやすい運動靴を履く。 ⑧ 高齢者、障がい者等の要配慮者は早めの避難が必要なため、周囲の人は避難に協力する。背負ったり、浮き袋などを利用して、安全を確保して避難する。 ⑨ 避難所では大勢の人と共同生活をするようになる。浸水状況によっては避難所での生活が数日間にわたる場合もあるため、ルールを守り、互いに助け合って生活するよう心がける。

3 住民の一時集合場所等

浸水想定区域内の町会・自主防災組織は自主的に一時集合場所等を定め、安全を確保できる場所へ避難する。

4 避難者の誘導

避難者の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

また、適切な住民と誘導員の人員配置は、大人の集団の場合は約50人に1人、児童の集団の場合は約20人に1人程度と考えられている。

- (1) 避難者の誘導は市職員、警察官、消防隊員、消防団員等が協力して行い、そのいとまがない場合は各地域の代表者（町会長や自主防災組織のリーダー）が統制を図るものとする。
- (2) 避難の順序は、おおむね次の順序で行うこととする。
 - ① 病弱者、障がい者 ② 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 ③ 一般住民
- (3) 避難者の誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町会単位で行うこと。

第2章 水害応急対策計画

- (4) 誘導経路については避難開始前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には道路が冠水すると側溝との区別がつきにくいいため、必要に応じ、舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期するものとする。なお、内水被害等による通行止め区間は避難経路としない。
- (5) 避難行動に伴う混乱の発生を防ぐために避難者を誘導する者は、警察や防災関係機関と協議を行う。
- (6) 避難の移送及び輸送は、避難者が自主的に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

避難誘導時の留意点	
① 誘導員は、き然たる態度で、避難経路及び避難地を明確に指示すること。	住民は、恐怖心や不安感など心理的に動揺している状況下にあるので、特に避難行動の立ち上がりの際は、危機感をあおらず、相手の心理を動揺させないように、冷静、沈着な音声と語調で説得する。その際は、避難行動に移る前に集団の人員配置を指示することも忘れてはならない。
② 誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにすること。	誘導員は、自制心を旺盛にし、群衆に迎合してパニック状態に巻き込まれないようき然たる態度を保持し、避難者のパニックが予想されるときは、まず、警笛等により群衆の注意を喚起し、群衆が押し合わないで冷静に秩序正しく避難するよう呼びかける。
③ 避難行動の際は住民の協力も得ること。	自力歩行不能者に対しては、簡易担架、リヤカー等の活用により、付添人や住民の協力を得て避難行動をとらせること。
④ 住民を決して走らせないこと。	避難する大勢の住民のうち1人でも走る者が出るとパニックを誘発することとなるので、住民を走らせることなく整然と行動させること。
⑤ 住民の携行品は必要最小限度にとどめること。	携行品は、貴重品や最小限度の着替え、日用の身の回り品程度にとどめ、円滑な避難行動に支障を来たさないようにするとともに、荷物による退避・避難所における占有場所を少なくする配慮が必要である。
⑥ 避難等をしない者は説得すること。	避難の指示があっても指示に従わない住民も出てくることが予想されるが、そのような場合には「ここに居ては危険である」こと等を説明し、行動を共にするよう説得すること。

第6節 避難所の開設・運営

避難所となる施設は、小学校が主体となり、必要に応じて規模を拡大する。小中学校に避難所を開設する際は、「避難所運営マニュアル」や「避難所カルテ」に基づき、避難所運営体制を整えていくものとする。これまでの大規模災害の教訓から学校が避難所としての機能を維持するために教職員が果たす役割は不可欠であり、避難所管理者は教職員及び地域住民と連携して避難所の開設、運営にあたるものとする。

また、市は地域の自主防災組織を育成し円滑な管理運営体制を確立するとともに、町会・自主防災組織のリーダーの協力を得て迅速に受入れ態勢を整える。

1 基本方針

災害によって住居が浸水、流失などにより救助を要する被災者に対して宿泊、給食等の救援救護を実施するため、避難所を開設し、収容保護するものとする。

2 避難所の開設

(1) 原則として浸水想定区域外の避難所から開設する。しかし、想定される状況により、長距離移動の危険性や早期の避難所到達の必要性を鑑み、2階以上の避難が可能であると判断できる場合は、想定最大規模の浸水想定区域内の避難所についても開設を検討する。

(2) 避難所の収容

収容対象者は、次の者とする。

① 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場を失った者（全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）

イ 現に災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者）

② 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

(3) 収容期間

避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし一時収容した避難者に対して応急保護をした後、縁故先又はその他へ分散転出するよう指導し、食料及び衣類等の供給は、それぞれの計画に基づいて行う。

大規模災害の場合は、応急復旧状況等を考慮して県と協議して期間の延長等を行う。

3 避難所の運営

(1) 避難所管理者の派遣

市長は、避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための職員を避難所管理者として派遣しなければならない。また、運営にあたって避難所管理者は、その施

第2章 水害応急対策計画

設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。

(2) 避難所機能の強化

各小中学校は、災害対応型ガスバルクタンクの整備を行い、避難所機能が強化された。

今後についても、避難所備品及び避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の充実に努める。

(3) 避難状況の把握

避難所管理者は、避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。

- ① 開設の日時、場所、施設名
- ② 収容人員
- ③ 給食の要否、給食の必要量
- ④ 避難所管理者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。

(4) 避難者名簿の整備

避難所管理者は避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数等を把握する。

(5) 避難所の運営

運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」や「避難所カルテ」に基づき、原則として町会・自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(6) 高齢者、障がい者等の要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の

開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(7) 給食、給水、その他物資の支給

避難所管理者は、市によって調達された食料等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては地域の町会・自主防災組織及び避難者の協力を得て公正に実施する。

(8) 要配慮者等に必要な物資等の整備

市は、要配慮者等のために必要と思われる物資等を速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(9) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所管理者は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(10) 避難者の健康管理

避難生活では、避難者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難所管理者は良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、保健師等による健康相談の実施体制確保等の措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所や医療機関への移送、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(11) 避難者と共に避難した動物の取扱い

飼い主と共に避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

飼い主は日頃から動物のしつけ、ペット用の備蓄品の準備をしておき、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(12) 車中泊避難者への対応

熊本地震での教訓を受け、大規模災害の場合、避難所へ車等で避難し、そこで生活する「車中泊避難者」もいる可能性があるため、避難所運営の際は一定の配慮をするものとする。

第2章 水害応急対策計画

(13) 避難所における感染症対策

感染症が流行している場合においても、災害時に避難すべき市民が躊躇なく避難所に避難できるよう、「新型コロナウイルス感染症に対する避難所運営要領（令和2年6月富士見市作成）」の感染症対策のうち、必要な措置を講じ、避難所運営を行うこととする。

4 管理運営

- (1) 避難所管理者は、災害対策本部の指示に基づき避難所の管理運営業務を統括し、施設管理者はこれを補佐する。
- (2) 避難所運営マニュアルは、避難所の状況に合わせて柔軟に運用する。
- (3) 避難所管理者は、次の事項について定時毎に災害対策本部に報告する。
 - ① 開設日時、場所、施設名
 - ② 収容人員及び給食の必要量（確認日時）
 - ③ 避難所収容者の状況
- (4) 避難所管理者は、避難所業務日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

5 復旧・復興期における避難所管理

(1) 避難所となった学校の応急教育活動

避難が長期間にわたる場合、避難所と教育活動のスペースの調整を次のように行う。

① 避難者の移動

施設内において、教育活動に必要なスペースを確保するため、地域の町会・自主防災組織等の協力を得て避難者の移動を行う。その際、避難者名簿に移動先を記録する。

② 応急教育実施場所の変更

避難者の移動が困難な場合は、近隣施設の移動状況を考慮し、応急教育を複数校合同で実施する。

③ 避難所の閉鎖、避難者の集約

避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を避難者数の状況を見計らい段階的に集約し、順次閉鎖していく。

第7節 救助・医療対策

大規模な水害により救護・治療を要する負傷者等を発見した場合には、迅速に救出救助し、医療機関その他の臨時に開設する救護所等に搬送し、適切な救急対策を行う。

1 救助活動

救出救助にあたっては、人員と機材を確実な情報に基づいて効果的に配置しなければならない。

- (1) 平常時に消防、医療機関などの関係機関・団体と活動体制について統一的な運用方を協議しておくものとする。
- (2) 救出救助活動が大規模に必要なときは、入間東部地区事務組合消防本部と協議して自衛隊等関係機関・団体に応援要請を行い、救助活動を行う。この場合、必要に応じて災害現場に救出現場本部を設置し、指揮命令を徹底するとともに、被害状況を正確に把握する。

2 医療救護活動

災害対策本部は、東入間医師会、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見・三芳薬剤師会、埼玉県柔道整復師会、入間東部地区事務組合消防本部等の協力を得て市内及び近隣の医療機関、保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動を行う。

(1) 医療救護所の設置

- ① 必要に応じ避難所等に医療救護所を設置するとともに、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、東入間医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- ② 災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（医療救急部兼保健医療調整本部）及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 救護活動のネットワーク化

救護所を2箇所以上設置したときは、災害対策本部に救護センターを設置し、各救護所、医療機関等の救護活動をネットワーク化する。

(3) 医療救護活動

- ① 医療救護活動は原則として、東入間医師会が編成する医療救護班が救護所において実施し、市職員はこれを補助するものとする。
- ② 主な活動内容
 - ア 医療救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - イ トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
 - ウ 死亡の確認及び死体の検案
 - エ 医療救護所等の巡回による必要な医療の提供
 - オ 連絡調整及び医療救護班員に対する指揮

第2章 水害応急対策計画

カ その他必要な措置

(4) 負傷者等の搬送

救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、これ以上の医療行為を必要とする重症患者は、医療施設へ搬送する。市内の施設で対応が困難な場合には周辺市町の医療施設及び県指定の災害拠点病院へ搬送する。

搬送は入間東部地区事務組合消防本部に要請するものとし、不足が生じる場合には、災害対策本部が車両を手配する。

(5) 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、医療救護班が携行するもののほか、災害対策本部と東入間医師会が協力して調達する。また、医薬品に不足が生じた場合は、県に供給を要請する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動を待つことができず、市が医療・助産活動に着手した場合又は知事から職権を委任された場合には「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成29年3月31日内閣府告示第535号）（以下「実費弁償基準」という。）によるものとする（資料編参照）。

第8節 道路等障害物除去対策

1 障害物の除去

(1) 道路関係

優先的に障害物を除去する道路は復旧優先道路（資料編参照）に指定した道路とし、災害の状況に応じて次の道路とする。

- ① 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- ② 災害の拡大防止活動を行う上で重要な道路
- ③ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- ④ その他応急活動対策を行う上で重要な道路

(2) 河川関係

障害物等により危険と認められる場合、関係機関に報告するとともに、可能な限り障害物の除去を行う。

(3) 住宅関係

原則として「第11節 環境衛生対策」により処理するが、被災所有者からの申し出により緊急に必要と認めるときに限り実施する。

2 障害物除去の方法

(1) 除去に必要な車両、機械器具の確保

- ① 市保有の車両、機械器具を使用する。なお、必要に応じて富士見市災害対策協力会等の協力を求める。
- ② 労働力又は機械力が不足する場合は、県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- ③ 効果的な除去作業を進めるため、資機材、労力等の提供を求めるなど、埼玉県建設業協会との協定締結等による協力体制を整備する。
- ④ 災害の状況に応じて自衛隊の派遣を要請する。

(2) 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についても、その所有者と協議の上、一時集積場とすることができる。

3 市内建設業者等の協力

作業を円滑に進めるため、富士見市災害対策協力会等の協力を得る。

- (1) 障害物の撤去は、原則として所有者の承諾を得なければならないが、緊急の場合は承諾がなくても道路の隅に寄せる等の措置を行う。
- (2) 道路補修材料、重機などは他市町等に支給・応援を要請して機能回復を最優先する。

第2章 水害応急対策計画

- (3) パトロールを行い、道路の交通支障、被災状況等を確認し、場合によっては通行止め等の措置を実施する。

第9節 緊急輸送対策

1 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

2 車両による輸送（道路交通が確保されている場合）

(1) 輸送路の確保

- ① 輸送ルートは、道路の被害状況、復旧状況の情報を把握し最も適切なルートを決定し、同時に警察に協力を求める。
- ② 輸送路上の障害物は、「第8節 道路等障害物除去対策」により除去する。

(2) 車両の確保

市有の車両のほか市内の輸送業者及び市民の協力により輸送車両を確保する。車両が不足若しくは調達不能となった場合は、県に対して調達、あっせんを要請する。

(3) 緊急通行車両の届出

- ① 災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合の緊急通行車両については、緊急自動車以外は災害対策基本法施行令第33条に規定する標章及び証明書が必要となることから、事前に届出を行っておくものとする。
- ② 緊急通行車両の要件
 緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。
 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
 - イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの。
 - ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
 - エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの。

第2章 水害応急対策計画

- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規則その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるもののほか災害の発生・の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

(4) 燃料の調達方法

応急対策にかかわる車両等への燃料の調達については埼玉県石油業協同組合入間東部支部富士見班との「災害時におけるガソリン等燃料に関する協定」に基づき、燃料の確保を図る。

(5) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

3 ヘリコプターによる輸送

(1) 要請方法及び連絡先

① 県へ要請する場合

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。

名 称	電話番号
埼玉県防災航空センター	049-297-7810（代 表）
	049-297-7905（緊急時）
	049-297-7906（FAX）

② 自衛隊へ要請する場合

災害の状況に応じて、陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）へ連絡する。

名 称	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）	048-663-4241

(2) 市指定ヘリポート

救助物資輸送時のヘリポート指定地は以下のとおりである。ただし、指定した施設が使用不能な場合は、校庭などの着陸可能な場所を改めて指定する。

名 称	所 在 地	市庁舎からの距離	標 高
富士見市第2運動公園	みどり野南4-1	1,560m	6.3m
入間東部地区事務組合東消防署	鶴馬1850-1	270m	6.4m
立教大学富士見総合グラウンド	下南畑1343-1	2,460m	5.2m

これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、支援物資一時保管場所（食料は給

食センター、生活必需品は総合体育館）で保管し、各避難所へ運搬する。

各避難所までの輸送は、原則的に災害対策施設管理・輸送班が行うものとする。

第10節 生活支援物資供給対策（震災対策編再掲）

1 食料の確保・供給

(1) 配給を行う基準

配給を行う基準は、災害救助法の実施基準に準じて、次に掲げる場合に行う。

- ① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
- ② 災害時における救助作業、急迫した災害の防止及びライフラインの被災施設の緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

ただし、災害救助法の適用外であるため、災害救助法が適用された場合においても、配給実施の決定は市長（本部長）が行う。

(2) 配給対策

- ① 備蓄倉庫の保管食料のほか、給食センターの食材等を迅速かつ公平に配給する。
- ② 配給に必要な車両の手配及び配給ルート of 優先通行については、関係機関の協力を得て迅速な配給体制を整備する。
- ③ 必要とする配給数の把握及び被災者への配給については、町会・自主防災組織と緊密な連携を図り、できるだけ組織ごとにまとめて確実に実施する。

(3) 食料関係物資集積場

救援食料等の集積場所は、次のとおりとする。集積場所で分別整理し、地域対策本部が指定する避難所等の配給場所ごとに配送する。ただし、災害の状況により調達先から直接避難所等に輸送させる場合もある。指定した施設が使用不能な場合は、集積可能な場所を改めて指定する。

食料関係物資集積所	施設名	所在地	電話番号
	学校給食センター	勝瀬506-1	049-252-2881

(4) 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合の給食活動にかかわる費用や期間等については、実費弁償基準によるものとする。

(5) 食料の調達方法

災害時における米穀等の主食の確保は、次のとおりとする。

- ① 市民、企業・事業者は、3日分の非常食等の備蓄を確保するものとし、可能な限り、より多くの食料等の備蓄に努めるものとする。
- ② 市は、市内取扱業者から米穀等を購入する。
- ③ 市の調達食料が不足し、又は調達ができない場合、市長は県知事に埼玉県地域防災計画に定める「災害応急米穀の供給割当申請」により不足分を要請する。

- ④ 交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

(6) 給食の方法

① 配給の順序

配給品は対象者の年齢等配慮し、需要にそったものとする。ただし、十分な調達ができない場合は、炊き出し等による米穀調理品を優先し、状況によっては乾パン等保存食品を配給する。

② 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食センターで行う。炊き出し能力は以下に示すとおりである。不足する場合には、赤十字奉仕団等に協力を依頼し、避難所内等で実施する。

なお、学校給食センターが使用不能等の場合には、調理設備を有する公共施設を利用して行い、また、市内の飲食店等に対して炊き出しの協力を依頼する。

【市の炊き出し施設】

施設名称	所在地	電話番号	炊出能力
学校給食センター	勝瀬506-1	049-252-2881	12,000食／日

(7) ボランティアの受入れ

ボランティア団体による炊き出し活動の受入れは、富士見市社会福祉協議会が窓口となり、地域対策本部と協議して決定する。

2 生活必需品等の確保・供給

(1) 供給対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。

(2) 生活必需品の調達方法

- ① 備蓄分で不足する場合は、市内取扱業者から必要な品目を購入する。
- ② 調達数が不足又は調達不可能な場合は、市は県に調達を要請する。

(3) 生活必需品等の輸送

- ① 生活必需品等物資の集積場所は、次のとおりとする。集積場所で分別整理し、地域対策本部が指定する避難所等の配給場所ごとに配送する。

第2章 水害応急対策計画

- ② 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。ただし、指定した施設が使用不能な場合は、集積可能な場所を改めて指定する。

生活必需品等 物資集積所	施設名	所在地	電話番号
	市民総合体育館	鶴馬1887-1	049-251-5555

(4) 生活必需品等の配分

① 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定

市は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内でその都度定める。

② 生活必需品の配分

市は、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てた後、町会・自主防災組織の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給活動にかかわる費用及び期間等は、実費弁償基準によるものとする。

この場合、速やかにその内容を詳細に県に報告する。

(6) 義援物資の保管と配分

① 義援金品の受入

市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金品は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

② 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、日本赤十字社埼玉県支部、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

③ 義援金品の配分

市は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金品の配分を決定し、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

寄託者が配分先や使途を指定した義援金品を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。

また、被災者に対し、町会及び報道機関等の協力や本市の広報紙等により義援金の配分について広報し、義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

④ 義援金品の保管場所

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。

第11節 環境衛生対策

1 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物の処理

本市で発生した災害に伴って発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は、富士見市災害廃棄物処理計画に基づき、本市が主体となり、志木地区衛生組合及び入間東部地区事務組合等の処理施設で処理する。

また、災害規模が大きく独自処理が困難な場合には、県への事務委託等、広域で処理し、本市が支援団体となる場合には、処理主体である地方公共団体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理について支援する。

(2) 災害時に対応する廃棄物の種類

市が対応する災害廃棄物は以下に示すとおり、地震災害、風水害、その他の自然災害によって発生する廃棄物とし、市が主体的に処理するものとする。ただし、災害と同様の事象によって発生した廃棄物であっても、広域性や被害程度などから考えて災害廃棄物とは当たらないと考えられるものは、家屋及び土地の所有者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び一般廃棄物処理基本計画に基づき処理するものとする。

種類		概要
生活ごみ し尿（家庭）		家庭から排出される生活ごみ及びし尿
避難所ごみ		避難所から排出されるごみ
し尿（仮設トイレ等）		仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
片付けごみ		被災したものを片付ける際に排出されるごみ 以下のa～kで構成される
a	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混合した廃棄物
b	木くず	柱、はり、壁材などの廃木材
c	布団	被災家屋から排出されるもので、使用できなくなったもの
d	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
e	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
f	金属くず及びアルミ	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
g	廃家電（4品目）	家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）
h	小型家電/その他家電	家電4品目以外の家電製品
i	腐敗性廃棄物	食品、量、農産物、畜産物、食品工場から発生する製品等
j	被災自動車等	不動の自動車、自動二輪、原動機付自転車

k	その他 (有害廃棄物等)	一般廃棄物処理施設では処理が困難なもの（消火器、ボンベ類、石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品、農薬、毒物・劇物、太陽光パネル等）
	水害廃棄物	水害により発生した土砂等が多量に混入している粗大ごみや生活ごみ (水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭、汚水が発生する廃棄物)

(3) 災害廃棄物処理の基本方針

計画的かつ迅速な処理
災害廃棄物の処理は生活環境の保全のため、可能な限り短期間での処理を目指し、大規模な災害であっても3年以内の処理を目標とする。 計画的かつ迅速な処理体制を構築するために、収集及び運搬体制の構築、仮置場の配置及び管理運営、処理施設及び処分場の確保を計画的に進める。
周辺環境への配慮
アスベストの飛散や有害物質を起因とした土壌及び水質の汚染等による周辺環境への影響を防止するため、環境モニタリングや適切な管理・対策を行い、災害廃棄物の運搬や処理を進める。
安全性への配慮
災害廃棄物処理業務は、平時とは異なる廃棄物量や組成、また、危険物の混入等が予想されることから、作業員の保護具等、必要な備品の手配や仮置場における留意事項の周知などにより、作業の安全性の確保を図る。
市民への配慮
災害廃棄物の排出・分別について、混乱を招かないよう、市民への周知徹底を図る。また、財布・株券等の貴重品や位牌、アルバム等の思い出の品を確認した場合には、丁寧に保管・管理し、可能な限り持ち主に返却する等、市民への配慮に努める。
地域全体での協働体制
災害廃棄物の分別や仮置場の管理、運営、確保について、市民・町会等の役割分担を明確にし、協働体制の構築を進めるとともに、地域の民間事業所等と協力し、運搬、処理、資源化等に努める。
分別と再利用・再資源化の徹底
災害廃棄物の発生現場において可能な限り分別したうえで、仮置場や処理施設等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を削減する。混合状態の廃棄物は、重機や破碎・選別設備等で分別し、廃棄物の種類に応じて適切に処理し、再利用・再資源化を促進するとともに、最終処分量の削減を図る。

(4) 廃棄物の収集及び処理の優先順位

災害時は、人員不足や収集運搬車両等の資器材の不足が想定されるため、処理の優先順位を定めて効率的に収集・運搬する必要がある。そのため、感染性廃棄物や腐敗・悪臭等が発生する恐れがある生ごみや簡易トイレなどを優先的に収集し、紙や布、不燃物等の資源物は一時的に収集を休止する等の対応も検討する。

(5) 災害廃棄物の仮置き場

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、被災状況に応じて仮置場を開設

第2章 水害応急対策計画

し、一時的に保管する。仮置場の候補地は、事前にリスト化し、被災状況に応じた開設が可能な体制を整える。

(6) し尿処理

① トイレ対策

ア 災害によりトイレが使用不能となった場合は、共同の仮設トイレを設けるなどの対策を講ずる。

イ 仮設トイレの設置場所、設置数は被災者数等を考慮して地域対策本部と協議して行う。

ウ 仮設トイレの必要基数は、富士見市災害廃棄物処理計画において、1日1回の収集を基準とし、約210基と推計している。

エ 必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者、女性等への配慮を行うものとする。

② 収集処理

ア 収集順位

保健衛生の状況を悪化させないため、被災地域や避難所等重要性の高い施設から優先して収集する。

イ 収集・処理方法

避難所開設に併せて、し尿処理業者に委託して迅速に処理する。

ウ し尿処理場

名 称	所 在 地	処理能力
入間東部地区事務組合 浄化センター	ふじみ野市駒林1066 049-261-4891	26キロリットル／日

予定していた施設が使用不能のときは入間東部地区事務組合が指定した施設とする。

エ 下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(7) 処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適切な維持管理が難しくなるだけでなく、周囲の環境破壊をも引き起すおそれが考えられるので、普段より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な清掃活動を行うよう努める。

2 防疫活動（震災対策編再掲）

(1) 防疫

① 防疫実施班の編成

大規模な水害の発生により防疫活動の必要が生じた場合、災害対策本部は、朝霞保健所、埼玉県ペストコントロール協会等の協力を得て防疫活動を行うため、次の係を編成する。

健康調査係	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。
健康診断係	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。
清掃係	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。
消毒係	薬品により消毒を実施する。
ねずみ族・昆虫駆除係	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。
予防接種係	定期又は臨時に実施する。

(2) 防疫用薬剤及び資機材の確保

防疫用の薬剤及び資機材は、備蓄分で不足する場合には、災害対策本部が市内の取扱業者及び県から調達する。

第12節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬対策（震災対策編再掲）

1 行方不明者の搜索

市は、警察、消防、消防団及び自衛隊等の関係機関と緊密に連携して、行方不明者を迅速に搜索し、救助し、又は遺体の収容、身元の確認を行う。

(1) 搜索体制

行方不明者の搜索、収容を行う場合は、関係機関の協力のもと、作業員及び舟艇、重機等を確保し集中的に実施する。

(2) 搜索用資機材の確保

搜索用資機材は消防団及び市所有のものをを用い、不足を生じる場合には災害対策本部が確保する。

(3) 行方不明者に関する相談窓口の開設

市役所等に行方不明者の相談窓口を設置し、警察等関係機関との連携を図り、対応を行う。

2 安否不明者等の氏名等公表

市は、県や市町村、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応に協力するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を県の「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

3 遺体の処理・収容

(1) 処理・収容体制

- ① 警察による検視（調査）及び医師による検案を終えた遺体は、警察、消防の協力を得て、遺体安置所に輸送し、収容する。災害救助法が適用された場合において、県の協定に基づき日赤救護班が行う。
- ② 遺体の搬送は、関係機関・団体、市民等あらゆる車両を手配して行うとともに、衛生管理上必要なドライアイス、棺桶等を関係業者から確保する。

(2) 遺体の収容

① 遺体安置所の開設

市は災害現場付近の適当な場所（公共建物等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。また、必要により検視所を併設する。

② 遺体及び遺留品の管理

遺体及び遺留品は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し下記のような氏名と番号の書かれた「氏名札」を棺に貼付する。

< 遺体氏名札 >

富士見市 災 害 遺 体	
第	号
氏	名

③ 身元確認

市は警察と協力して、身元不明遺体の引取人の調査を行う。なお、遺体の身元が判明している場合には、遺族又は親族に連絡の上、遺体を引渡す。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の処理に要した費用は、実費弁償基準の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬

- ① 市が必要と認めるものについては、応急的に埋・火葬を行うものとする。
- ② 遺体を火葬に付する場合、市は死体埋火葬許可証（特例許可証）を作成し、火葬場へ送付する。災害時における死亡者の火葬について、必要がある場合には、周辺地域の施設へ応援を要請する。また、遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票を付し、一時保管する。
- ③ 家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。

(2) 埋・火葬実施時の留意点

埋・火葬の際には、「事故死等による遺体に関しては、警察機関から引継ぎを受けた後に埋・火葬する。」という点に留意し、実施する。

(3) 身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼し、家族・縁故者等が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は無縁墓地に埋葬する。

火葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として市が定める場所に移管する。

第13節 公共施設等の応急対策（震災対策編再掲）

1 公共建築物の応急対策

(1) 公共施設の応急対策

- ① 各施設の施設管理者は、施設利用者の安全を図るため、消防計画等に基づき迅速に対応を行う。
- ② 施設利用者の安全を確保するため、避難の際、施設利用者を避難設備を利用して安全な場所に誘導する。また、施設内残留者の把握に努める。
- ③ 通信・放送設備の点検を行う。
- ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。
- ⑤ 非常用電源の確保に努める。
- ⑥ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を行う。
- ⑦ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。

2 危険物取扱施設の応急対策

(1) 消防危険物施設

① 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を行うとともに、直ちに消防に通報する。その後消防は、直ちに市、警察、関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を行う。

② 応急措置

施設管理者は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を行う。

ア 危険物の流出及び拡散の防止

イ 流出した危険物の除去、中和等

ウ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(2) 高圧ガス

① 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を行うとともに関係機関に通報させる。

② 応急措置

ア 高圧ガス災害については、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」により対処する。

イ 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を行う。

(ア) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

(イ) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

(ウ) (ア)、(イ)に掲げる措置を行うことができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

(エ) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 火薬類災害応急対策計画

① 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災・水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を行うとともに、速やかに警察、消防に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を行う。

② 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を行う。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を行う。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を行い、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を行う。

(4) 毒物・劇物災害応急対策計画

① 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を行う。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を行う。

第2章 水害応急対策計画

② 応急措置

ア 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を行う。

(ア) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を行う。

(イ) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を行う。

(ウ) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

イ 通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制を確立する。

3 家畜及び畜産施設の応急対策

事業主は、家畜及び畜産施設に被害があった場合、市に被災状況を通報する。市は被害状況の調査結果をとりまとめ、川越家畜保健衛生所に報告する。

名 称	所在地	電話番号
川越家畜保健衛生所	川越市石田152	049-225-4141

4 下水道施設の応急対策

(1) 施設状況の把握

市は、埼玉県荒川右岸下水道事務所、川越県土整備事務所と連携し、市内公共下水設備及び排水路等の下水道施設の状況を把握する。

(2) 施設の応急復旧対策

① 下水道台帳等復旧に必要な基本データは、同時に被災しない場所に分散して保管する。

② 宅地内排水設備の修繕は、富士見市管工事業協同組合に窓口を開設し、情報の一元化を図り迅速に対応する。

③ 緊急措置

ア 悪臭等の発生に伴う苦情に対しては、下水道機能が回復するまでの間は消毒・清掃などで対応する。

イ 家庭用雑排水の処理については、地表に滞留しない程度に水路等に導水し、又は管路を経て地下へと浸透させる。その後、吸込槽等の掘り替えを行う。

(3) 要員及び資機材の確保

市は、復旧作業に必要な要員及び資機材が不足する場合には、市内工事関係業者に協力を依頼し、また災害対策本部を通じて隣接市町及び県等に支援を要請する。

(4) 市民への広報

市は、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、仮設トイレ設置場所等を定期的に、防災行政無線、ホームページ、広報車等による巡回、避難所等への掲示、防災メール、SNS等その他適切な手段を活用して行う。

5 道路交通施設の応急対策

(1) 道路被害情報の収集・伝達

市は、国、県の道路管理者及び警察と連携して、道路交通に関する情報を収集するとともに、被害個所及び危険個所を把握し、交通規制、う回路の設定などについて警察と対応を協議する。

(2) 市道の応急対策

市道の路面及び交通施設等の損壊、流出、埋没その他により交通に支障が生じた場合は、道路・橋梁等の補強、崩壊土砂等の撤去、一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、交通標示を行う、被害が広範囲で甚大な場合は、災害対策本部を通じて自衛隊等他機関の応援を要請する。

6 鉄道施設の応急対策（震災対策編 P2-61 参照）

7 電気施設の応急対策（震災対策編 P2-62 参照）

8 ガス施設の応急対策（震災対策編 P2-64 参照）

9 電気通信設備の応急対策（震災対策編 P2-65 参照）

第14節 帰宅困難者対策（震災対策編 P2-68 参照）

第15節 文教対策

教育長は各校長と連携して応急教育対策を行う。また、校長は学区の災害要因を勘案し、学校ごとに学校防災マニュアルを作成し、迅速な対応を図る。

水害時には児童生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、大きな災害が予想される時は休校処置や早期下校などを行う。浸水等により学校施設が被災した場合でも、水害時には児童生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。なお、放課後児童クラブの安全確保については、「第16節 社会福祉施設対策」(P3-68)を参照する。

1 登校・下校・休校等の応急措置

(1) 災害の発生が予測される場合

① 登校前の措置

教育長は、気象予報等により水害が発生するおそれがある場合、休校等の措置を検討する。休校等の措置を決定したときは、速やかに学校災害メール、学校連絡網等の確実な方法で保護者への連絡を徹底させる。なお、通信途絶等の場合には防災行政無線や広報車で周知する。

② 在校時の措置

児童・生徒が在校時に水害が発生するおそれがある場合は、校長は教育委員会と協議し、必要に応じて児童生徒を早期下校させたり、学校に留め置いたりする等の措置をとる。

(2) 在校時の発災の場合

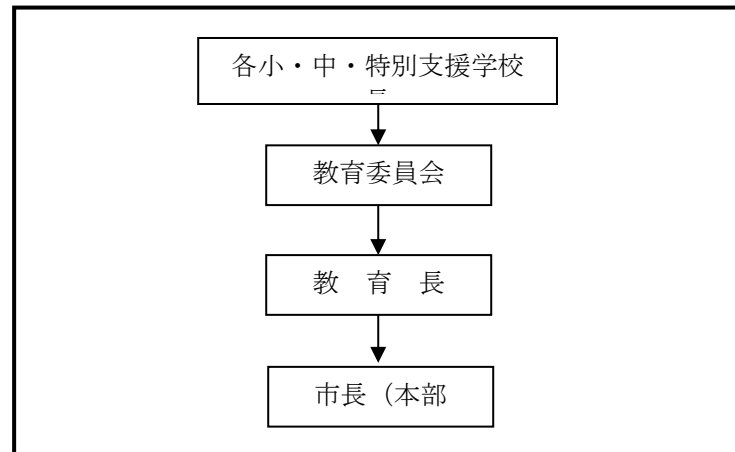
① 児童・生徒の避難

校長は水害が発生した場合、水害関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、浸水、土砂災害等により危険がある場合は、必要に応じ適切な緊急避難の指示を与え、安全な避難所に誘導をする。

さらに災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

第2章 水害応急対策計画

【被害情報等の報告・伝達体系】



② 児童・生徒の帰宅方法

通学路が安全であると判断した場合は、教職員による引率等により安全を確認し、通学班による集団下校を行う。

大雨・洪水等の特別警報※が発表されている場合、通学路に被害が発生し下校時の安全が確保できないと判断した場合および交通機関の途絶により保護者が帰宅できないことが予想される場合には、児童・生徒を学校に留め置き、保護者への引渡しを実施する。

※特別警報・・・気象庁は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合、特別警報を発表する。
本市の50年に一度の値は、平成29年3月1日現在、48時間降水量344mm、3時間降水量129mmである。

③ 保護者との連絡方法

学校連絡網で行う。電話が使えない場合は、学校災害メール等を活用する。

④ その他

児童・生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

(3) 在校時外の発災の場合

① 休日、休校中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に復し災害の状況把握に努める。なお、交通機関等不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り極力状況の把握に努める。

② 富士見市域で大規模な水害が起きた場合は、児童・生徒の安否確認等の応急対策を行うため、全教職員が直ちに参集する。また、災害現場近くの小中学校に避難所が設置された場合及び特別支援学校に、その学校の教職員は避難所運営に協力するものとする。

(4) 帰宅困難となった児童・生徒への対策

- ① 校長は、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒の引き渡しに困難な場合や、気象状況により児童・生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を行う。
- ② 校長は、災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。
- ③ 校長は、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

2 応急教育の実施

(1) 学校施設の確保

- ① 学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校で受入れ、分散授業を実施する。児童・生徒を受入れられない場合には、学校としての用途に対応可能な公民館・集会所等の建物で、分散授業を実施する。
- ② 当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ③ 学校施設が災害により、その一部を用途に供しえない場合、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所に関しては、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を行う。休校はできるだけ避ける。
- ④ 被害の程度により、臨時休校の措置も予想されるので、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

(2) 教職員の確保

災害のため、教職員に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。

各小中学校が避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている間に、応急教育が実施される場合には、教職員は応急教育の実施に専念し、避難場所の運営は市職員が行うこととする。

(3) 応急教育の方法

学校施設等の確保状況に応じ、二部授業、学級合同授業、短縮授業等を実施する。

3 教材、学用品等の支給

(1) 学用品の給与を受けるもの

- ① 災害によって住家が全壊、流出、半壊及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒であること。
- ② 小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

第2章 水害応急対策計画

(2) 学用品給与品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は実費弁償基準の範囲内において市が県に請求する。

(4) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品については、1箇月以内に給与する。

4 給食に関する措置

(1) 情報の収集と連絡

災害の発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合、教育長は、その状況を災害対策本部に報告するものとする。

(2) 給食時の措置

- ① 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い、給食実施に努める。
- ② 保管中の給食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③ 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、当該学校給食及び炊き出しの調達に留意する。
- ④ 衛生管理に注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(3) 一時停止措置

次のような事態が発生した場合は、学校給食を一時停止する。

- ① 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- ② 給食施設及び送電・給水・排水ラインが被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ③ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- ④ 給食物資の調達が困難なとき
- ⑤ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき

5 学校施設の衛生管理

校長は、被害の状況により施設の防疫及び教職員、児童・生徒に感染症予防接種や健康診断が必要な場合、災害対策本部に対策を要請する。

6 学校施設の緊急使用

- (1) 避難所に指定されている校長は、市長から避難指示等の発令の連絡を受けた場合もしくは大規模な被害により被災者が自主的に避難してきた場合は、市職員とともに住民の協力を得て速やかに必要な措置を行う。
 - ① 学校施設の安全確認を行い、危険個所及び避難所の管理運営に必要な部屋（校長室、職員室、放送室、保健室、理科室、コンピュータールーム、会議室等）の立入制限措置を行う。
 - ② 避難者を収容場所（体育館等）へ誘導する。
 - ③ やむを得ず校庭へ自家用車の乗り入れをする場合はその都度判断するものとする。
 - ④ 避難者の名簿の作成及び移動の記録への支援を行う。
 - ⑤ 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。
 - ⑥ その他避難者に必要な安全対策を行う。
- (2) 避難者に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会と連絡し、他の公共施設の確保をし、早急に授業の再開を図る。

7 文化財・郷土資料の応急対策（第Ⅳ部 第6章 文化財災害対策（P4-37）参照）

第16節 社会福祉施設対策

社会福祉施設の施設管理者は、水害等の発生可能性がある場合、または発生した場合、水害関連情報の収集、施設利用者の安全確保、職員や施設建物の状況把握を行い、市と情報を共有する。

1 高齢者福祉施設・障がい者福祉施設

(1) 安全の確保

高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等では、水害等の発生可能性がある場合、または発生した場合、水害関連情報を収集するとともに通所者・利用者の安全を確保する。危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

なお、災害発生時に自力での身体的安全確保や避難が困難な人が多いため、安全確保、帰宅方法、避難方法などの避難確保計画（避難計画）等の整備に努める。特に浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設については整備をするものとする。

(2) 施設職員の確保

施設管理者は、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(3) 避難誘導及び受入先への移送の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、利用者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

(4) 物資の供給

施設管理者は、状況に応じて食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布する。

(5) 避難誘導及び受入先への移送の実施

市は、施設利用者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、町会・自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(6) 施設のニーズに応じた援助の実施

市は、町会・自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設利用者や他の施設等に避難した利用者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

2 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等（公立・民間）

(1) 安全の確保

保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の施設管理者は、水害等の発生可能性がある場合、または発生した場合、水害関連情報を収集するとともに園児等、職員の安全を確保する。また、水害・土砂災害等の危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をするとともに、保護者の迎えがない場合は、園児等を保護する。

施設管理者は災害の規模、園児等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども未来部を通じて災害対策本部へ報告する。

(2) 保護者が帰宅困難者になった場合の対策

- ① 施設管理者は、保護者が帰宅困難者となって、園児等の引き取りが困難な場合、一定期間施設内に留める対策を講じる。
- ② 施設管理者は、災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。
- ③ 施設管理者は、災害時における保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(3) 応急保育の実施

市は保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育が実施できない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設ける。交通機関の不通、保護者の被災等で通園等に支障をきたす場合は、臨時的な保育所や近隣の保育所で保育を行う。

第17節 避難行動要支援者等の安全確保対策

災害時に自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者の安全を確保し、きめ細やかな生活支援を行う。なお、必要に応じて福祉避難所の設置を行う。

1 高齢者、障がい者等の避難対応

(1) 安否確認

市は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際に、あらかじめ作成した富士見市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画、避難行動要支援者名簿、個別計画等を活用し、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て行う。

(2) 情報発信

市は、高齢者、障がい者等に対して、気象情報等の情報を発信し、早めの避難を促す。

(3) 避難所に避難する場合

町会・自主防災組織、民生委員等、近隣住民による安否確認、救出、避難行動の援助、医療施設等への同伴等を基本とするが、支援が困難な場合は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、災害対策本部職員等を派遣する。

避難所管理者は、要配慮者の体調を管理するために、トイレ、冷暖房器具、食事、健康管理等に配慮する。また、職員（保健師）、民生委員などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 避難所から福祉避難所へ移送する場合

避難所管理者は高齢者福祉施設利用者等、特に介護が必要と判断される者がいる場合は、災害対策本部に通報し、福祉避難所に指定されている施設の施設管理者と協議し、原則として入所施設から順次開設し、迅速に福祉避難所へ移送する。状況に応じて、本人、家族の希望があれば家族も一緒に避難できるものとする。

(5) 避難しないで在宅する場合

市は、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、富士見市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して巡回パトロール、ホームヘルパー、介護者及び手話通訳者の派遣などの対応を行う。

なお、必要に応じ食料、飲料水、生活必需品等の生活援助物資等を配給する。

2 乳幼児への対応

(1) 避難所に避難する場合

不特定多数の避難者の中で授乳や夜泣き等で避難者間でストレスが高まることもあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設けるよう努める。

また、乳幼児に必要な粉ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給するよう努める。

(2) 避難しないで在宅する場合

災害対策本部は、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、巡回パトロール及び母子保健推進員の派遣などの対応を行うとともに、必要に応じ生活支援物資等を配給する。

3 外国人等への対応

水害に不慣れな外国人等の場合はより不安な状態となることから、多言語による情報提供、生活支援及び精神的ケアを行うよう努める。また、避難所への収容、安否確認、物資の配給、生活支援等を平等に行う。

(1) 安否確認の実施

災害対策本部は、外国人等の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、語学ボランティア団体、市内の外国人等を多く雇用している事業所、町会・自主防災組織等の協力を得て、市内に居住する外国人等の人数や所在の把握に努める。

(2) 情報提供

県と連携して、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供や、やさしい日本語による情報提供を適宜行う。

(3) 相談窓口の開設

県、ふじみの国際交流センター、語学ボランティア団体等と連携・協力しながら、災害に関する外国人等の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談窓口の開設に努める。

第18節 災害ボランティアの受入れ計画（震災対策編再掲）

1 受入れ体制の確保

(1) 受入れ窓口の設置

災害発生後、富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は速やかにボランティア受付窓口を設置する。設置場所は、原則的に富士見市社会福祉協議会内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び災害対策本部を通じて報道機関等より周知する。

(2) ボランティアの受付及び県への報告

富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は、ボランティアの受付に際しては個別に以下の各項目について調査し記録する。また、配置先の各班のボランティアリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、災害対策本部を通して県へ速やかに報告する。

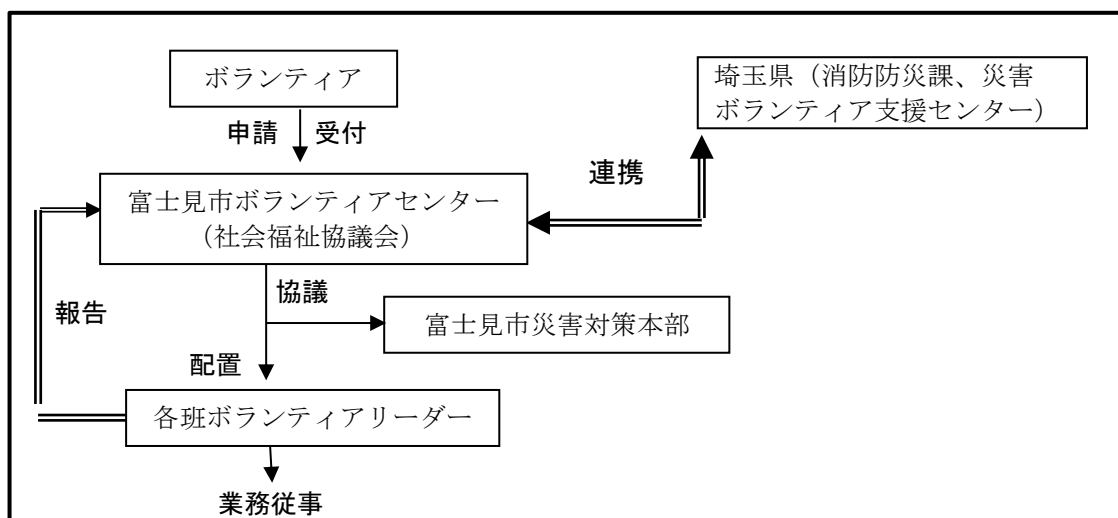
【ボランティアに関する県への報告事項】

① 氏 名	④ 住 所	⑦ 配置先
② 性 別	⑤ 電話番号	⑧ 業務内容
③ 年 齢	⑥ 職 業	⑨ 活動予定期間

(3) 応援の要請

ボランティアが不足する場合には、県及びボランティアセンター支援対策室に対し、災害対策本部がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)と同様の手順で進めるものとする。

【ボランティア受入系統図】



第19節 警備・交通対策

1 警備対策

(1) 発災直後の措置

埼玉県地域防災計画により警察が警備活動が始めるまでの間、町会・自主防災組織、消防団と連携して住民への情報提供、避難誘導、交通対策、高齢者・障がい者等の安全を確保する。

警察が警備活動を始めた後は、警察への情報提供のほか、警備活動を支援する。

(2) 避難後の措置

被災した地域及び住民が避難した地域での二次災害や犯罪を予防するための巡回点検、啓発等を町会・地域住民組織と連携して行う。特に死傷者等を発見したときは関係機関と協力して救出救護に努める。

2 交通対策

災害時に社会混乱の原因として大きな要因となる交通の混乱を防止するため、関係機関が迅速に協力して適切な応急対策を行う。

(1) 交通応急対策

① 交通支障箇所の調査及び通報

災害対策本部が収集した情報などをもとに路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無、その他被災の状況を国、県の道路管理者及び警察に通報し、対応を協議する。

② 市道の応急対策

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

ア 被害が比較的わずかな場合

道路の破損、流出、埋没並びに橋りょうの損壊等の被害のうち比較的わずかな被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を行う。

イ 被害が甚大な場合

一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、う回交通表示を行う。また、広範囲にわたる場合は自衛隊の災害派遣等他の機関の応援を得て集中的応急対策を実施する。

③ 国道、県道の場合

道路管理者と協議し、必要な応急措置及び応援を行う。

(2) 交通対策

① 対象とする道路

ア 復旧優先道路

第2章 水害応急対策計画

イ 避難路及び避難所周辺道路

ウ 応急対策活動に必要な道路

② 交通対策の方法

ア 一般的な交通対策

市道については、市が警察と協力して道路法第46条第1項の規定に基づく道路の通行の制限または通行止めを行う。国道、県道については各道路管理者が同様に行う。

イ 緊急通行車両以外の交通規制

埼玉県公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく所要の交通規制を行う。この場合、市は、被害状況などの資料を提供する。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者のとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア 道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は市に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

イ 自車の存在を周囲に知らせるため、ヘッドライトやフォグライト等をつける。

ウ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

エ 停止後は、カーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

オ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

カ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第20節 ペット動物への対応（震災対策編再掲）

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難（同行避難）してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等を県、埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等と協力の上、保護する。

2 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 飼い主とともに避難した動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の管理は、飼い主が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースを使用した場合、撤去後に使用した者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3 情報の交換

県と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他自治体への連絡調整及び応援要請

4 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第3章 水害復旧・復興計画

平成28年台風9号、平成29年台風21号などの水害を教訓とし、被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業への融資、義援金品の配布などについて災害状況に対応して適切な対策を行うとともに、過去の大災害からの教訓を踏まえて被災市民はもとより国・県・被災自治体と連携してより災害に強いまちづくりに結びつく復旧・復興計画を策定する。

第1節 災害復旧事業計画（震災対策編再掲）

1 災害復旧事業計画の策定

市長は、応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、被災原因の除去に努めるよう県等の関係機関と情報交換及び連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおり。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画（街路、下水道、都市公園、堆積土砂排除等）
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 文化財災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑫ その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設復旧事業関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅災害復旧事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・ 障害者支援施設等災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業 ・ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

中小企業に関する特別の助成	・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・ 水防資材費の補助の特例 ・ 罹災者公営住宅等建設事業に対する補助の特例 ・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・ 雇用保険法による求職者給付に関する特例 ・ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

3 災害復旧事業の実施

復旧事業の実施にあたっては、計画策定・事業費確定後速やかに関係住民の理解と協力を得て、人員、機材等迅速に行える事業体制の整備に努める。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、県の監督指導等を受けながら行う。

第2節 住宅の復旧対策

災害により住居が流失又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では早急に住宅を得ることができない者、住居が浸水し、居住することが困難な者を収容するため、県との連携のもとに応急仮設住宅を建設するとともに、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施して居住の安定を図る。そのために、災害救助法の基準に基づいて計画する。

1 住宅の被災調査・罹災証明書の発行

(1) 住家の被災調査

災害対策本部は、被害住家の調査を行い、床上・床下などの浸水状態を確認し、被害程度の認定を行った上で罹災者調査原票を作成する。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市町等に応援を要請する。

(2) 罹災証明書の発行

災害対策本部は、罹災者調査原票に基づき、被災者からの「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成し、発行する。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

仮設住宅への入居者は、以下の基準を満たす者とする。

- ① 災害のため住宅が全壊、流失又は大規模半壊した者
- ② 居住する住居がない者
- ③ 自らの資力をもってしても住居が確保できない者

(2) 入居者の選定基準

入居者の選定は、社会的弱者を優先する観点から、選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる等配慮する。

(3) 応急仮設住宅の設置費用及び期間等

災害救助法が適用された場合の、仮設住宅設置にかかわる費用期間等の措置は、実費弁償基準によるものとする。

(4) 建設用地の確保

建設地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事又は市長が決める。この場合、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの使用状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

被害状況等により、やむを得ない場合には公園等の公共施設を利用して建設する。な

お、私有地については所有者と十分協議の上、市と所有者の間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

(5) 応急仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合は、市長が行う。

3 既存住宅等の利用

(1) 公的住宅等の利用

市は、公営住宅等の空き家を、一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

公営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、国、県や他の自治体、独立行政法人都市再生機構等に空き家の提供依頼し、被災者に提供する。

② 入居資格

入居資格は、「2 応急仮設住宅の設置 (1) 入居対象者」に準ずる者のほか、市長が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

③ その他

ア 入居者の選定に際しては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先する。

イ 入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成及びペットの飼養状況に対する配慮を行う。

4 住宅の応急修理

(1) 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

○ 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

○ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

○ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○ 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

○ 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

(2) 応急修理を受ける者の選定基準

以下の全ての要件を満たす者（世帯）

ア 住宅が半壊、半焼もしくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理ができない者
又は大規模半壊を受けた者

イ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれること

※応急仮設住宅の入居者は除く

(3) 一戸当たりの修理費基準

住宅の修理にかかわる費用期間等の措置は、実費弁償基準によるものとし、費用を県に請求する。

資材及び応急修理は、富士見市災害対策協力会等に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県に要請し、調達の協力を求める。

5 住宅関係の障害物除去

災害対策本部は、富士見市災害対策協力会等の協力を得て効率的に実施する。

(1) 対象住居

住居に運び込まれた土石、木材等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住居を対象に実施する。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住居が半壊又は床上浸水したもの。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 障害物除去の方法

① 除去作業に必要な資機材の確保

労力や機械力が不足する場合には、関係機関を通じて、隣接市町からの派遣を要請する。

第3章 水害復旧・復興計画

② 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通や市民生活に支障がない公有地を原則とする。私有地の場合は、所有者と協議の上、選定する。

③ 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間

実費弁償基準に定める基準による。

第3節 生活再建等の支援

1 被災者の生活確保

(1) 罹災証明の交付

被災者への各種生活支援の申請等に必要となる罹災証明書の交付事務を迅速に行い、市民生活の早期安定を図る。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損について証明する。

(2) 義援金品の受入れ・配分計画

① 義援金品の受入

市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金品は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

② 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、日本赤十字社埼玉県支部、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

③ 義援金品の配分

市は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金品の配分を決定し、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

寄託者が配分先や使途を指定した義援金品を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。

また、被災者に対し、本市の広報紙、町会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報し、義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

④ 義援金品の保管場所

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。

(3) 被災者の生活確保

① 就業支援

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、国（埼玉労働局）が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図る。

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、国（埼玉労働局）に報告する。

② 市税等の徴収猶予及び減免の措置（富士見市税条例第18条の2、第71条）

被災した納税義務者に対し、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれ実態に応じ適時適切に行うことができる。

ア 市税等の納税緩和措置

(ア) 期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税等を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヵ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。

- ・ 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域、及び期限の延長を指定することができる。
- ・ その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長することができる。

(イ) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。

(ロ) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を行うことができる。

(エ) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。

・ 軽自動車税

被災した車輛の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

・ 市民税

納税義務者本人、又は住宅家財の被災程度に応じて減免を行うことができる。

・ 固定資産税、都市計画税

固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

③ 国民健康保険税の減免等

ア 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する（富士見市国民健康保険税条例第23条、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱）。

イ 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認

められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する（地方税法第15条）。

ウ 国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予

災害により身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けたときに、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請により6箇月以内において減免又は徴収を猶予する（富士見市国民健康保険に関する規則第12条）。

④ 国民年金保険料の減免

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき内容審査のうえ、年金事務所に免除申請書を送付する（国民年金法第90条）。

⑤ 後期高齢者医療制度の減免等（高齢者の医療の確保に関する法律第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条）

ア 減免

被保険者又は生計維持者が、震災、水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、保険料が減免される。

イ 徴収猶予

被保険者又は生計維持者が、震災、水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、納付できない金額を限度として、6月以内において徴収を猶予する。

ウ 一部負担金の減免

災害により一時的に一部負担金の支払いが困難と認められる場合には、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定した額を減額又は免除する。

⑥ 介護保険料の減免等（富士見市介護保険条例第16条）

被保険者又はその属する世帯の家計を主として維持する者が、震災、水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は介護保険料を減免する。

⑦ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

郵便関係	災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
------	--

	災害時において、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
為替貯金関係	取扱局、取扱機関及び取扱事務の範囲を指定して払戻等の便宜を行う。
簡易保険関係	被災者に対して緊急な需要を満たす必要があると認められるときに、次の特別な取扱い（非常取扱い）を行う。 また、これら特別な取扱いを行う支店及び業務委託先である郵便局に、その内容及び期間を掲示する。 ① 保険料の払込猶予期間の延伸 ② 保険金及び未経過保険料の非常即時払 ③ 基本契約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払 ④ 特約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払 ⑤ 普通貸付金の非常即時払 ⑥ 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻しの非常取扱い ⑦ 契約者配当金の非常即時払
災害寄付金の料金免除の取扱い	地方公共団体、中央共同募金会等からの申請をもって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送付する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。
災害ボランティア口座の取扱い	非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

2 被災者への融資

(1) 災害援護資金等の貸付

① 資金の貸付

災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設及び補修等の整備に必要な資金を貸付ける。

また、低所得者等に対しては、生活福祉資金を貸付け、居住の安定、自立の助長に寄与する。

ア 災害援護資金の貸付

被災した市民に対し、復旧と更生のために資金を貸し付ける。

イ 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

災害を受けた低所得者に対し、資金を貸し付ける。

ウ 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

災害を受けた低所得者、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金を貸し付ける。

② 災害弔慰金等の支給

市民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給する。身体又は精神に著しい障がいを受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

③ 災害復興住宅資金の融資

災害により、住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を住宅金融支援機構法に基づき融資する。

(2) 中小企業への融資

被災中小企業者に対し、資金融資制度に基づき融資する。

(3) 農林関係従事者への融資

農林業関係従事者に対し、資金融資制度に基づき融資する。

3 その他支援

(1) 行方不明者の対応

災害対策本部は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、町会・自主防災組織等と緊密に連絡し、避難収容者名簿及び収容された遺体の氏名札等から、行方不明者を検索する。

また、行方不明者の相談に関して、各避難所に窓口を開設する。避難所の職員は、災害対策本部でとりまとめられる収容者名簿をもとに対応する。ただし、プライバシーの問題等を考慮し慎重に取り扱う。

(2) 被災者への各種支援

被災者の自立生活の確立を支援するため、被災者自身による生活復旧の推移を踏まえて生活復旧を阻害する諸状況の把握に努める。また、被災者の災害のショックと長期間にわたる避難生活等の精神的ケアや被災者の自立支援に必要な施策を実施する。

(3) 支援内容の周知

第3章 水害復旧・復興計画

県は、被災者生活再建支援制度や埼玉県・市町村被災者安心支援制度を創設し、支援を行っている。

市は、罹災証明書の発行手続き、災害見舞金の支給、市税・保険料の減免についての周知を行う。

第 4 節 関係法の適用手続き（震災対策編 P2-98 参照）

第 5 節 計画的な災害復興（震災対策編 P2-101 参照）

第Ⅳ部 その他の災害対策編

第1章 竜巻・突風等対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1節 現況

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などとともなって発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

2 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比べ、竜巻に遭遇する頻度は低い。

3 その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

(3) 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

(4) 課題

竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- ・ 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約200倍となっている。
- ・ 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第1号
令和××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

- ・ 適中率は4%程度、捕捉率は20～30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

(i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

(適中率5～10%、捕捉率20～30%)

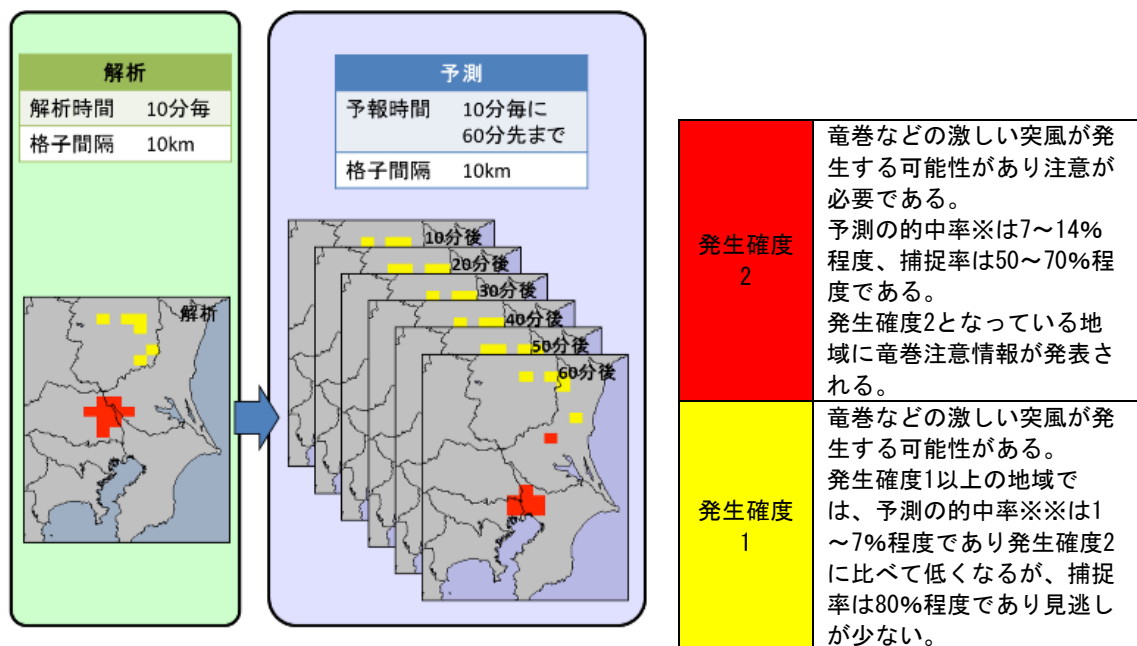
(ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率1～5%、捕捉率60～70%)

10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

竜巻発生確度ナウキャストについて



※ 発生確度2の予測の的中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※発生確度1以上の予測の的中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(出典：気象庁ホームページ)

【その他の気象情報】

また、気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。

第2節 予防・事前対策

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等)

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

(1) 竜巻関係の気象情報について普及啓発

熊谷地方気象台は県及び市と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等)

3 情報収集体制の整備

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の情報収集に努め、被害の防止に役立てる。

(1) 目撃情報の活用

市は、竜巻等突風の目撃情報を確認した場合は即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉に努める。

4 適切な対処法の普及

市は、人的被害を最小限に食い止めるため、市民へ竜巻・突風等への具体的な対処法の啓発を行う。

(1) 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する

第 1 章 竜巻・突風等対策

第 3 節 応急対策（震災対策編 P2-21 参照）

第 4 節 復旧・復興計画（震災対策編 P2-84 参照）

＜参考＞

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

（A）竜巻注意情報発表時、（B）積乱雲の近づく兆しを察知した時、（C）竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
（A）竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
（B）積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
（C）竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

第1章 竜巻・突風等対策

【市町村単位での情報の付加に係る参考】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

- ・ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

- ・ 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- ・ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「第2節 4 適切な対処法の普及」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- ・ 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- ・ 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（「第2節 4 適切な対処法の普及」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる事などです。）

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市
被災者支援	・ 災害ボランティアセンターの支援 ・ 被害認定調査に係る応援職員派遣	・ 災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・ 被害認定調査 ・ 罹災証明書の発行 ・ 被災者相談窓口の設置 ・ 各種申請手数料の免除
生活再建資金	・ 被災者生活再建支援法の適用、申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・ 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会） ・ 災害援護資金の貸付 ・ 災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫等） ・ ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・ 義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分	・ 被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・ 生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） ・ 災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・ 各種融資制度の広報 ・ 生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・ 義援金の募集・配分 ・ 見舞金等の支給
住宅関連	・ 県営住宅等の提供	・ 市営住宅の提供、公営住宅の提供

第1章 竜巻・突風等対策

	県・関係機関	市
	・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報	- の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等	・市民税、固定資産税の減免等 ・市税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障がい児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）	・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与 ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置
その他支援	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付	・がれき一時保管場所の設置及び処理

	県・関係機関	市
	・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）	・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド(株)） ・電話料等の支払い延長等（NTT東日本(株)） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第2章 火災対策

第1節 火災予防対策

1 入間東部地区事務組合消防本部・富士見市消防団の充実

火災危険度の高い木造家屋が密集している地域又は危険物施設等の火災を迅速に対応するため、入間東部地区事務組合消防本部・富士見市消防団の充実に努める。また、狭隘道路及び建築物の高層化の状況変化を把握し、消防体制の点検を行う。

2 市民・事業所の初期消火力の強化

火災を未然に防止するため、入間東部地区事務組合消防本部と連携して小中学校や公民館等関係機関の協力を得て児童・生徒、市民に防火知識の向上と防火思想の普及に努める。また、地域や事業所において初期消火の対応ができるよう自主防災組織を育成し、入間東部地区事務組合消防本部の協力を得て継続的な訓練により初期消火力の強化を図る。

3 大規模火災予防対策

密集市街地での大規模火災は、人的及び経済的に多大な被害を生じることから、延焼拡大の防止を図る。

(1) 災害に強いまちの形成

建築物や公共施設の耐震化、不燃化を促進し、延焼遮断帯や老朽木造住宅密集地の解消を図るため市街地の面的整備、水面・緑地の計画的確保等により災害に強い都市構造の形成に努める。また、消防水利の充実、適正な維持管理の推進を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

大規模火災発生時に関係機関との情報伝達を円滑に行うため、通信システムやネットワーク間の連携が図れるよう努める。とくに、近隣市町、県に迅速かつ正確な情報を伝達し、報道機関との連携により市内外の市民等への情報伝達体制を確立する。

第3章 放射性物質事故災害対策

第1節 予防・事前対策

医療機関及び試験研究施設等では放射性同位元素を使用する場合があります、また核燃料物質を搬送する車両が本市付近を通過する場合も考慮し、放射性物質事故災害に迅速かつ適切な対応を図る。

1 放射性物質取扱施設の把握

市は、県及び入間東部地区事務組合消防本部等と連携し、放射性物質にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報収集・伝達体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、入間東部地区事務組合消防本部、放射性物質取扱施設の施設管理者等との情報収集・伝達体制及び住民への広報体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3 応急体制の整備

市は、災害対策本部組織により必要に応じて応急活動のための職員を招集し、応急活動マニュアルを作成して職員に周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

4 緊急被ばく医療体制の整備

市はあらかじめ県、入間東部地区事務組合消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

5 防護資機材の整備

県、市、警察及び入間東部地区事務組合消防本部は、放射性物質関連事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

6 飲料水の供給体制の整備

市は、放射性物質関連事故により、水道水が汚染された場合を想定し、「第Ⅱ部 震災対策編 第2章 第9節 2 飲料水の確保・供給」を準用して飲料水を供給する。

7 教育訓練の実施

(1) 周辺地域住民及び市職員の教育訓練

放射性物質を危険量以上扱う事業所の周辺地域の住民及び市職員に対して、放射性物質事故に適切に対応できるよう知識を普及し訓練を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ 放射線により健康への影響に関すること
- ④ 放射性物質事故発生時における措置に関すること
- ⑤ 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動、留意点に関すること
- ⑥ その他必要と思われる事項

(2) 避難誘導体制の整備

放射性物質事故発生時に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等を適切に避難誘導するため、地域住民、町会・自主防災組織、施設管理者等の関係者による協力体制を整備する。

第2節 応急対策

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

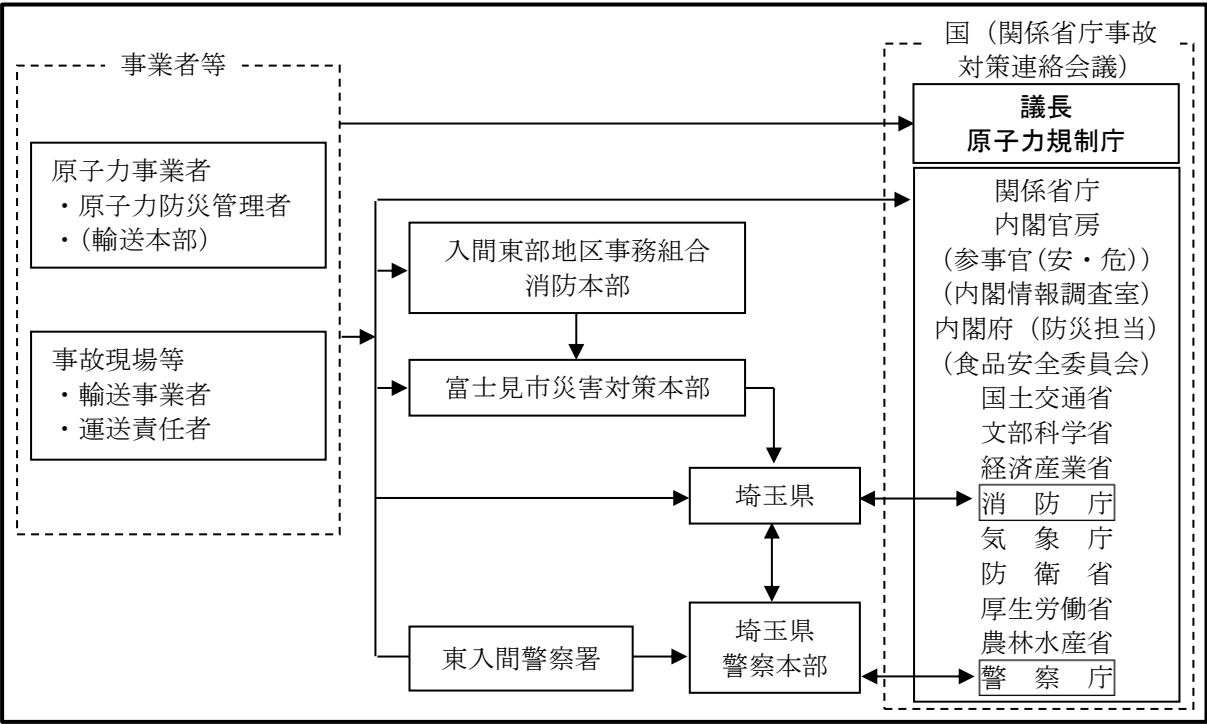
(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防、警察に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

- ・ 特定事象発生 の 場所及び時刻
- ・ 特定事象の種類
- ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ・ 気象状況（風向・風速など）
- ・ 周辺環境への影響
- ・ 輸送容器の状態
- ・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ・ 応急措置
- ・ その他必要と認める事項

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



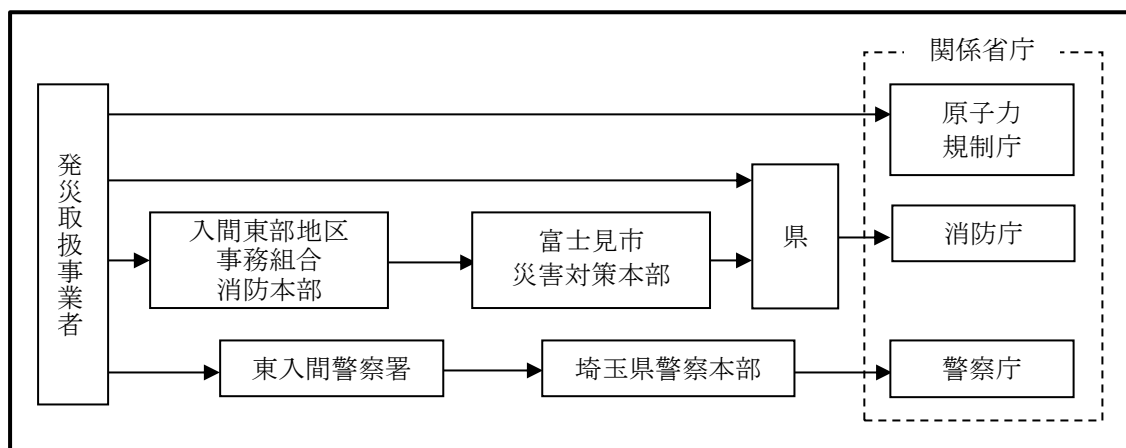
第3章 放射性物質事故災害対策

② 放射性物質取扱施設における事故

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、入間東部地区事務組合消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

- ・ 事故発生の時刻
- ・ 事故発生の場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



③ 原子力発電所における事故

市は、市域に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちに関係各機関等と連携を図り情報収集を行う。また、必要に応じて入間東部地区事務組合消防本部と協力し、市内の空間放射線量の測定を開始して情報収集を行う。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(3) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

2 活動体制の確立

市は市内で放射性物質事故の発生を確認した後、事故の状況に応じて速やかに職員を招集し、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、機関相互の連携を図り必要な体制をとる。

また、市は原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、国や県と連携しながら必要に応じて応急措置を実施するものとする。応急措置の実施にあたり必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

市は内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

3 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

4 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するとき、市は「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を行うものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量：ミリシーベルト(mSv))		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の 組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。(自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。)
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。(放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。)

第3章 放射性物質事故災害対策

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定について、基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

② 市町長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合、関係市町長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難をするよう各地域住民に指示等を行うものとする。

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行うものとする。

また、必要があれば、避難所施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ施設管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送を行うものとする。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者及び町会・自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 市民への情報伝達活動

市は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災メール、緊急速報メール、広報車などのあらゆる手段を活用するとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

5 各種規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

(2) 解除

市は、原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき又は環境モニタリング等地域の汚染調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

6 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

7 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

8 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市は、県の指示に基づき、避難所に避難した住民の登録を行う。

第3章 放射性物質事故災害対策

(2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、以下の事項に起因して住民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

9 住民の健康調査等

市は、退避・避難した住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、専門医療機関との連携を図り、収容等を行うものとする。なお、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

第4章 雪害対策

埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1節 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2節 大雪災害の特徴

1 平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500メートル付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

本市においても積雪がみられ、建物やカーポート、ビニールハウス等に被害が生じた。

第3節 予防・事前対策

1 市民が行う雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、平常時から災害に対する備えを心がける。

(1) 自助の取組

- ① 市民は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、車両の冬用装備、除雪作業用品（スコップ等）の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を行うとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。
- ② 市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、普及啓発に努める。

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

2 雪害における応急対応力の強化

市及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

(1) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

救助活動等を実施する消防、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、市及び他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品
・融雪剤	・凍結防止剤		

3 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(1) 道路交通の確保

道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

(2) 雪捨て場の事前選定

道路管理者は、あらかじめ市等と協議を行い、発災時における連携を図る。

(3) 関係機関の連携強化

市は、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県及び関係機関等との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察、消防、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

4 農林水産業に係る雪害予防

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携し、被害防止に努める。

第4節 応急対策

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を実施する。

(1) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

(例)

- ① 不要不急の外出は極力避ける。
- ② 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ⑤ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- ⑦ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(2) 県との情報共有機能の強化

- ① 大雪の際は、県は、被害の全容を把握するため、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を実施する。市は、得られた被害情報について、災害オペレーション支援システム等を通じて県と共有する。
- ② 市域の被害が甚大な場合は、県災害対策本部支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用し、被害状況など県への報告業務等の支援を受ける。

2 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

- ① 道路管理者は、異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- ② 道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- ③ 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

- ① 市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- ② 防災関係機関は、市又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。
- ③ 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

3 交通規制

異常な積雪があった時は、交通の混乱等の発生が予想されるため、速やかに交通秩序の維持を図る。

(1) 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。

4 帰宅困難者対策（震災対策編 P2-68 参照）

5 避難行動要支援者等の安全確保対策（震災対策編 P2-78 参照）

6 地域における除雪協力

多くの積雪があった時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な場合や通学路や利用者の多い交通安全上重要な箇所については、道路管理者と地域コミュニティが協力をし、除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第5節 復旧・復興計画

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生するため、市は、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を行う。

2 その他復旧対策（水害対策編 P3-76 参照）

3 生活再建等の支援（水害対策編 P3-83 参照）

第5章 火山噴火降灰対策

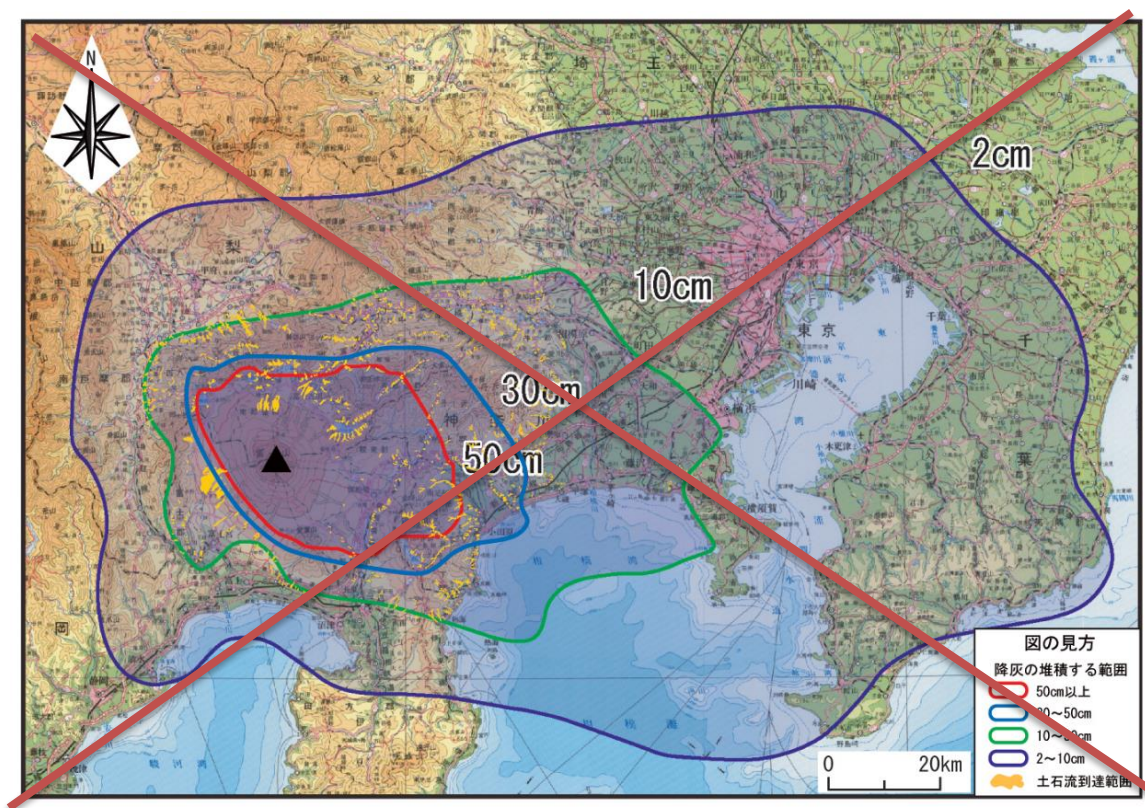
県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

第1節 被害想定

1 富士山が噴火した場合

市域では2～4cmの降灰の可能性がある。



2 その他の近隣の火山が噴火した場合

浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
 - 珪長質（シリカに富む） マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第2節 予防・事前対策

1 火山噴火に関する知識の普及

市は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに市民が理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

- 噴火警報(居住地域)・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。
- 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

第5章 火山噴火降灰対策

名 称	対象範囲	発 表 基 準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態 にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生すると予想される (可能性が 高まってきている)。	レベル4 (高齢者等避 難)
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れ たところまでの火 口付近	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ) 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態に よって、火口内で火山灰の噴出等が見 られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山である ことに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名 称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想され る。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす (この範囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れ た所までの火口周	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴	火口周辺危険

	辺	火が発生、あるいは発生すると予想される。	
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

第5章 火山噴火降灰対策

2 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

「第Ⅱ部 震災対策編 第1章 第6節 備蓄計画」を準用する。

第3節 応急対策

1 応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市域に降灰があったとき、市は県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、「第Ⅱ部 震災対策編 第2章 第2節 情報の収集・伝達計画」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ア 噴火警報・予報
- イ 火山の状況に関する解説情報
- ウ 噴火に関する火山観測報
- エ 噴火速報
- オ 降灰予報

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達するとともに、熊谷気象台に提供する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（テレビ放送、緊急速報メール、Xなど）も活用する。

3 農業者への支援

- (1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、市は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。
- (2) 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、市は、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

4 降灰の処理

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 市は、宅地など各家庭から排出された灰の回収を実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
 - ① 降灰の収集

市は、各家庭が集めた灰をポリ袋に入れて出すことを周知する。
- (4) 市は、回収した灰の処分場所を事前に選定する。

第4節 復旧・復興計画

1 復旧対策

「第Ⅱ部 震災対策編 第3章 震災復旧・復興計画」を準用する。

第6章 文化財災害対策

市内にある貴重な文化財を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。また、文化財そのものの防災対策はもちろん、文化財保護に対する市民の意識啓発も重要である。

第1節 予防・事前対策

文化財に対する災害は、有形文化財全般及び記念物を中心に、水害・地震・火災・落雷等により失われることが予想される。これら災害による文化財の損失を最小限に抑えるため、以下の対策を行う。

1 文化財の防災対策

- (1) 文化財の定期的な現状把握（台帳整備及び文化財パトロール）の実施
- (2) 文化財に対する防災環境の整備
- (3) 防災に対する啓発と訓練実施の促進

2 文化財の防火対策

災害によって失われた文化財は、そのほとんどが火災による場合が多いのが現状である。よって文化財の防火対策については、次の事項について徹底を期する。

- (1) 防火管理体制等（収蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備
- (2) 防火設備の定期的な点検
- (3) 火気使用の制限
- (4) 火気の厳重警戒と早期発見
- (5) 災害発生時における措置の徹底

3 文化財保護意識の啓発

- (1) 文化財所有者・管理者及び地域住民に対する文化財保護への啓発
- (2) 文化財所有者・管理者への管理保護についての助言と指導

第2節 応急対策

文化財・郷土資料及びその収蔵・展示施設に災害被害が及んだ場合、以下の措置を迅速に実施する。

なお、ここでの文化財とは、指定文化財及び、その他全ての有形の文化的所産（建造物・絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料・民俗資料・天然記念物等）を指し、郷土資料とは、郷土行政資料及び、渋谷定輔文庫、その他富士見市に関する全ての有形の資料（図書、雑誌、新聞、冊子、地図、映像資料、音声資料、データファイル等）を指す。

1 被災状況の把握

- (1) 文化財・郷土資料及びその収蔵・展示施設の被災状況を迅速かつ正確に把握し、国及び県指定文化財については、文化庁・埼玉県教育委員会・関係各機関へ報告し、指示を受ける。
- (2) 文化財・郷土資料への被害拡大を防ぐため、その所有者・管理者と連絡を取り合って、必要な指示を伝達する。
- (3) 文化財・郷土資料の被害の把握については、復旧・二次被害の予防を見据えて、その状況を記録する。

2 収蔵・所蔵・展示施設の安全の点検と確保

- (1) 収蔵・所蔵・展示施設の安全点検を行い、被害状況に応じた措置を行う。
- (2) 文化財・郷土資料への被害の拡大を防ぎ、予防するため、危険物等を取り除き、安全を確保する。
- (3) 展示・開架施設においては、入館者・来館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。
- (4) 収蔵・所蔵・展示施設に甚大な損害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に文化財・郷土資料を一時的に移す措置を行う。

3 文化財・郷土資料の応急措置

- (1) 被害を受けた文化財・郷土資料に対しては、その状況・材質等に応じた応急措置を行い、安全と現状の保存を図る。
- (2) 移動可能な文化財・郷土資料に被災が及ぶと判断される場合、または被害を受けた場合は、その所有者・管理者と連携し、安全な公共施設に一時的に移動し保管する。
- (3) 倒壊・倒木等の恐れのある文化財・郷土資料に対しては、二次災害の予防に努める。

第7章 図書館資料等災害対策

図書館の所蔵する資料は、地域の記憶を伝えるとともに、人が生きるためのさまざまな情報や、心の支えとなり、また地域の記憶を伝えるものである。所蔵資料を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。

第1節 予防・事前対策

図書館所蔵資料に対する災害は、図書等を中心に、水害・地震・火災・落雷等により失われることが予想される。これら災害による図書館資料の損失を最小限に抑えるため、以下の対策を行う。

また、図書館資料及びその所蔵施設に災害による被害が生じた場合には、「第6章 第2節 応急対策」の項に準じる。

1 図書館資料の防災対策

- (1) 図書館資料の定期的な現状把握（蔵書点検、保存状態の確認）の実施
- (2) 所蔵資料に対する防災環境の整備
- (3) 災害に対する啓発と訓練実施の促進

2 図書館資料の防火対策、水害対策

紙や各種媒体を主とする図書館資料は、特に火災や水損により利用不能となることが多い。そのため図書館資料の災害予防対策については、次の事項について徹底を期する。

- (1) 防火管理体制等（所蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備
- (2) 防火設備の定期的な点検
- (3) 漏水や湿気、及び過度な乾燥の警戒と早期発見
- (4) 災害発生時における措置の徹底

第8章 複合災害対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する災害を複合災害という。

複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念されるため、市及び県、防災関係機関は、地震及び水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害対策は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1節 基本方針

市は、人命の救助を第一に、自衛隊、警察、消防などの防災機関と緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動を行う。

1 二次被害の防止

県からの支援を受け、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

2 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

3 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源（※）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県・国・他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力をもって対策を行う。

※ 市内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2節 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関の間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・水害
- ・風害
- ・土砂災害
- ・雪害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

2 被害想定の実施

市は、考えられる複合災害発生時の被害想定を、他の災害の被害想定を基に実施する。

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）の配置を検討し、整備を進める。

また、市及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、災害オペレーション支援システムにより共有する。

5 避難対策

「第Ⅱ部 震災対策編 第1章 第4節 避難計画」を準用する。

6 災害医療体制の整備

「第Ⅱ部 震災対策編 第1章 第7節 医療計画」を準用する。

7 災害時の要配慮者対策

「第Ⅱ部 震災対策編 第1章 第2節 要配慮者の安全確保の推進」を準用する。

8 緊急輸送体制の整備

「第Ⅱ部 震災対策編 第1章 第1節 8 緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

第3節 応急対策

1 情報の収集・伝達

「第Ⅱ部 震災対策編 第2章 第2節 情報の収集・伝達計画」を準用する。

2 交通規制等

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察は速やかに交通規制等を実施する。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第9章 広域応援・受援

第1節 広域応援

7つの都県と県境を接する埼玉県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災に対応するためには、首都圏の都県では相互応援も困難な事態となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

本市も同時被災することから、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、埼玉県地域防災計画（第5編 広域応援編）に基づき、県と協調し、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

第2節 受援体制

市は、大規模災害発生時等に国や協定締結団体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

市は、外部からの応援を受け入れる場合は、本計画の下位計画として策定した富士見市受援計画に基づき、応援職員等を迅速・的確に受け入れ、大規模災害に対応する。

